

# 第2次春日部市環境基本計画

2018年度(平成30年度)～2027年度(令和9年度)

【令和4年度中間見直し版】

自然と人が共生し 未来につなぐ環境を  
みんなで育てまもるまち・春日部





# かすかべしかんきょうとしせんげん 春日部市環境都市宣言

かすかべし えどがわ おおとしふるとねがわ だいひょう おお みずべ  
春日部市は、江戸川、大落古利根川に代表される多くの水辺をはじめと  
しぜん ひろびろ でんえん なか としきのう きよてんせい も あ  
した自然や、広々とした田園の中に都市機能と拠点性を持ち合わせています。  
また、にっこうかいどうだいよん しゆくばまち れきし にほんいち おおだこ  
日光街道第四の宿場町としての歴史や日本一の大凧をはじめとする  
でんとうぶんか きり でんとうさんぎょう ゆた のう めぐ はぐく  
伝統文化、桐たんすなどの伝統産業と豊かな農の恵みに育まれたまちと  
はってん  
して発展してきました。

こうどけいざいせいちよう ころ せいかつようしき さんぎょうこうぞう へんか  
高度経済成長の頃から、それまでの生活様式や産業構造が変化し、  
みず くうき だいち おせん かんきょう ふか はっせい おんだんか しょうちょう  
水・空気・大地の汚染などによる環境への負荷を発生させ、温暖化に象徴  
ちきゅうかんきょう き き およ  
される地球環境の危機に及んでいます。

いま くらし み なお みらい む よ かんきょう  
今こそ、わたしたちは暮らしを見つめ直し、未来に向け、より良い環境を  
そだ  
つくり育てていかなければなりません。

ちきゅう い かすかべし じん ころ ひと しぜん ちょうわ  
わたしたち、地球に生きる春日部市民は、心を一つにして、自然と調和し  
かすかべし めざ かんきょうとし せんげん  
た春日部市を目指すため、ここに「環境都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、みず みどり す くうき たいせつ しぜん ひと きょうせい  
わたしたちは、水と緑と澄んだ空気を大切にし、自然と人とが共生し  
たまちをつくりまします。
- 一 わたしたちは、「もったいない」をあいことば へ  
を節約し、低炭素社会を担うまちをつくりまします。  
せつやく ていたんそしやかい にな
- 一 わたしたちは、かんきょう まな つた あ かにい ちいき せっきよくてき  
環境について学び、伝え合い、家庭や地域から、積極的  
こうどう ちきゅう  
に行動し、地球にやさしいまちをつくりまします。

2009年（平成21年）4月1日

春日部市

## ごあいさつ



私たちのまち春日部は、緑豊かな自然と大落古利根川や江戸川などの水辺環境に恵まれ、日光街道第四の宿場町や舟運の拠点として発展を遂げ、美しい自然と快適な都市機能、伝統が共存する文化的に豊かな地域環境を育んできました。

今を生きる私たちが、春日部のこの豊かで美しい環境を守り、育て、将来の世代へ引き継いでいくことは、当然の責務であります。

これまで市では、2007年（平成19年）に「春日部市環境基本条例」を制定し、同条例に基づき、2018年（平成30年）に目標期間を2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とする「第2次春日部市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造に関するさまざまな施策を総合的かつ計画的に推進して参りました。

計画策定後、本市においては、令和元年東日本台風や2022年（令和4年）6月の降雹により住宅や農作物等へ甚大な被害が発生するなど、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、身近なところまで迫ってきており、危機的な状況にあるといえます。

また、コロナ禍でのテレワークの定着など生活様式の変化や、2022年（令和4年）のロシアのウクライナ侵攻によりエネルギーを取り巻く情勢が一変するなど、社会情勢は複雑かつ多様に変化を遂げています。

このような中、本計画策定から5年を迎える2022年度（令和4年度）に、環境をめぐる社会情勢の変化に対応した効果的な施策とするため、温室効果ガスの削減目標などを中心に見直しを行いました。

今回の見直し後も、本計画が掲げる5つの基本目標「安全」、「自然共生」、「資源循環」、「低炭素」、「環境教育」に関する施策をより一層推進して参ります。

本市の環境をより良いものとしていくため、今後も皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の中間見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民・事業者の皆様をはじめ、熱心なご審議をいただきました春日部市環境審議会の委員の皆様にも、深く感謝を申し上げます。

2023年（令和5年）3月

春日部市長 岩谷一弘

# 目 次

## 第 1 章 新たな春日部市環境基本計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	環境を取り巻く社会情勢（動向）	2
3	計画の位置づけ	6
4	計画の主体と役割	7
5	計画の期間	8
6	計画の対象区域	8
7	計画の対象範囲	8
8	春日部市環境基本計画の総括	9

## 第 2 章 春日部市の環境行政を取り巻く現状と課題

1	春日部市の概況	12
2	春日部市の環境の現状	14
3	市民意識・事業者意識（アンケート結果）	28
4	春日部市の環境の課題	34

## 第 3 章 春日部市が目指す環境像

1	環境像	38
2	環境基本目標	40
3	取組の体系	43

## 第 4 章 環境像実現に向けた基本施策

基本目標 1	Ⓚ	快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現	45
基本目標 2	Ⓛ	住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現	47
基本目標 3	Ⓚ	考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現	50
基本目標 4	Ⓛ	便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現	53
基本目標 + 1	Ⓛ	市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現	56

## 第5章 それぞれの環境配慮指針

- 1 各主体の取組 ..... 58
- 2 市民・事業者・市が実施する環境配慮行動..... 59

## 第6章 みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画

※地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 1 実行計画の考え方 ..... 75
- 2 春日部市の温室効果ガス排出量の現状..... 78
- 3 春日部市の温室効果ガス排出量の削減目標..... 89

## 第7章 計画の推進

- 1 推進体制 ..... 92
- 2 進行管理 ..... 94
- 3 環境指標一覧 ..... 95

## 資料編

- 1 計画策定体制・策定経過 ..... 100
- 2 春日部市環境基本条例 ..... 113
- 3 用語解説 ..... 117
- 4 春日部生き物マップ ..... 131

## 第1章 新たな春日部市環境基本計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

高度経済成長期の我が国は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会でした。これらのライフスタイルをはじめとした私たちの経済活動が原因となり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、ごみの増加、緑の減少など、さまざまな環境問題を引き起こしてきました。さらに、地球温暖化による気候変動は、人類のみならず、地球上の全ての生き物の生存に関する深刻な問題となっています。

こうした状況の中、環境問題に対処するため、本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、2007年（平成19年）3月に、「春日部市環境基本条例」を制定しました。本条例では、「環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くこと」を掲げています。

さらに、2009年（平成21年）4月には、「自然と調和した春日部市」を目指して「春日部市環境都市宣言」を行いました。

本市では、「春日部市環境基本条例」及び「春日部市環境都市宣言」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2008年（平成20年）3月に「第1次春日部市環境基本計画」を策定、2018年（平成30年）3月に同計画を引き継ぐ形で「第2次春日部市環境基本計画」を策定し、本市のあるべき環境像を示すとともに、市民・事業者・市の役割を明確にし、環境問題への取組を推進してきました。

しかしながら、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災による原子力発電所の停止に伴う電力不足が生じたことに加えて、近年では、2019年（令和元年）以降の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、2022年（令和4年）のウクライナ情勢に端を発したエネルギー資源価格の高騰など、さまざまな社会情勢の変動により、エネルギーや資源に対する価値観は大きく変化しています。

また、2018年（平成30年）4月に閣議決定された、我が国の「第五次環境基本計画」では、この計画をSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画として、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

私たちは、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継いでいかななくてはなりません。多様化する環境問題と向き合い、国の動向や国際的な取組などに注視しながら、本市の特性に合った施策を推進して行く指針として、2018年（平成30年）3月に策定した「第2次春日部市環境基本計画」の考え方を継承しながら、社会情勢の変化に対応した同計画の中間見直し（以下、「本計画」という。）を行います。

## 2 環境を取り巻く社会情勢（動向）

### （1）気候変動への対応

近年、環境問題は、国際的枠組みでの対応が強く求められており、なかでも早急な対応が求められているのが、温室効果ガスの影響による地球温暖化<sup>※</sup>への対応です。

2005年（平成17年）に、国際社会において初めて、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が発効され、わが国の温室効果ガスの総排出量を、2012年度（平成24年度）までに1990年度（平成2年度）比で6%削減するという目標が定められました。

その後、2015年（平成27年）12月に、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年（令和2年）以降の京都議定書に続く、新たな温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。この協定では、長期目標として「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガスの排出を正味ゼロにする」ことが設定され、各国が5年ごとに計画を見直し、提出することが求められています。

これを受けて我が国でも、2021年（令和3年）10月に、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減するとの中期目標と、2050年度（令和32年度）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指す長期目標を設定しています。

また、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけではなく、地球温暖化の影響によって豪雨・猛暑などの規模が拡大することへの対処などを含めた社会のあり方を調整する「適応策」は、気候変動対策としては車の両輪であり、目標に向けて着実に推進していく必要があります。

### ※温室効果ガスと地球温暖化の関連について

地球の気温は、太陽から地球に入ってくる熱エネルギーと地球から宇宙へ出ていく熱エネルギーの出入りによって調節されています。この出入りだけをみると、地球の平均気温は、本来-19℃になるはずですが、実際には、地球の平均気温は、約14℃です。この差が生じる理由に、大気が存在があります。

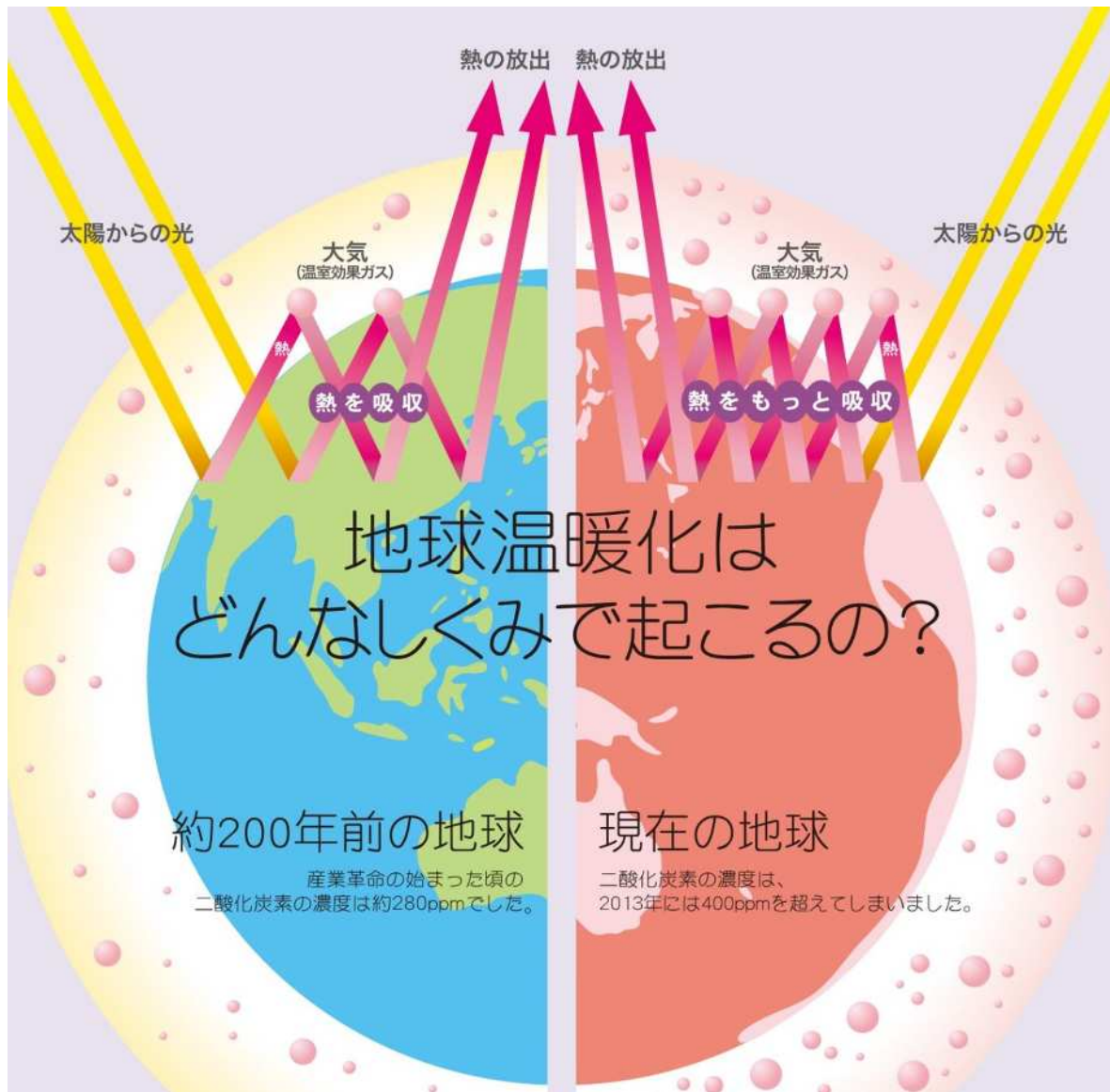
大気が地球を覆っていることから、太陽から地球へ入ってきた熱エネルギーは、宇宙へ戻る割合が少なくなります。そのため、少しずつ太陽から入ってくる熱エネルギーが蓄積することで地球の気温が上昇します。このように、大気が地球を保温する仕組みを「温室効果」といいます。大気中の物質で、温室効果に働く気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）のことを「温室効果ガス」といいます。

温室効果ガスは、地球上の生物が暮らしやすい気温に保つ有益な役割を担っています



が、近年の人間の活動による化石燃料の使用量の急増などにより、二酸化炭素濃度は増加し、温室効果が高まっていることが、地球の気温が上昇する原因と考えられています。

温室効果ガスによる気温の上昇は、気候変動に影響を与え、豪雨や干ばつ、猛暑などのさまざまな異常気象の発生にも関係していると考えられており、その関連性について調べるため、さまざまな国で活発な研究が行われています。



出典： 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(<http://www.jccca.org/>) より

図表1-1：温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

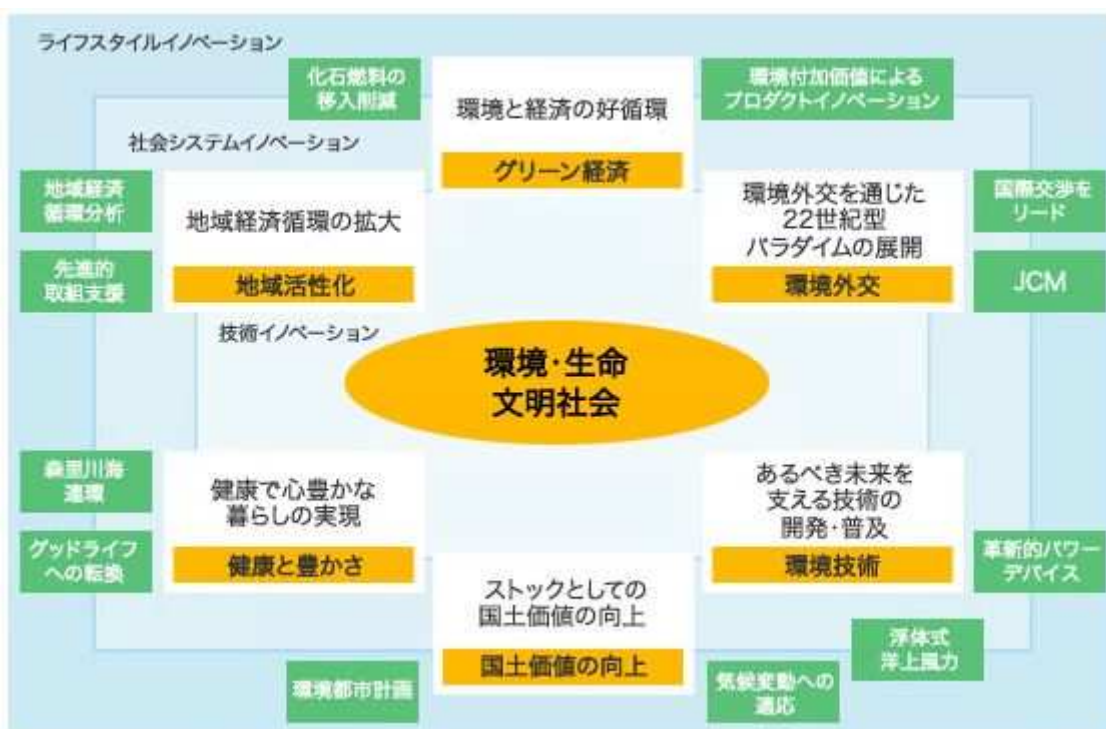
(2) 安全・安心に関する意識の変化

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災では、多くの地域に甚大な被害をもたらし、大規模地震災害に対する社会やシステムの脆弱性を大きく印象づけました。

また、地震災害だけではなく、近年では、日降水量100mm以上の大雨や、最高気温40℃を超える気温を観測するなど、気候変動が市民生活に大きな影響を与えています。

2018年（平成30年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、前計画の考えを更に発展させ、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要であり、このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々の目指すべき持続可能な社会の姿であるとしています。

また、近年では、2019年（令和元年）以降の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、2022年（令和4年）のウクライナ情勢に端を発したエネルギー資源価格の高騰など、さまざまな社会情勢の変動により、エネルギーや資源に対する価値観は大きく変化しています。



出典：環境省ホームページ

([https://www.env.go.jp/policy/co2ta/content1/page2\\_2.html](https://www.env.go.jp/policy/co2ta/content1/page2_2.html))

図表1-2：「環境・生命文明社会」の創造に向けた6つの基本戦略

(3) まちづくりとの連携

我が国は、本格的な人口減少、超高齢化社会に突入するなどの社会問題に直面しています。そのため、これまでの人口増を前提とした、市街地の拡大・拡散を抑えながら、都市機能をコンパクトに集約することや、低炭素型・循環型で、エネルギー効率の高い都市づくりが求められています。

また、食料やエネルギーなどをはじめとする地域資源を、できるだけ地産地消し、地域のなかで循環して持続的に活用していく自立分散型の地域社会の構築など、環境技術を生かした持続的な産業の創出なども求められており、社会・経済の両分野と連携した環境施策の展開が期待されています。

## 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
  - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
  - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



出典：環境省ホームページ

([https://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/plan\\_5.html](https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_5.html))

図表1-3：地域循環共生圏のイメージ

### 3 計画の位置づけ

本計画は、春日部市環境基本条例第10条第1項\*の規定に基づいて策定される、環境分野における基本的な計画です。

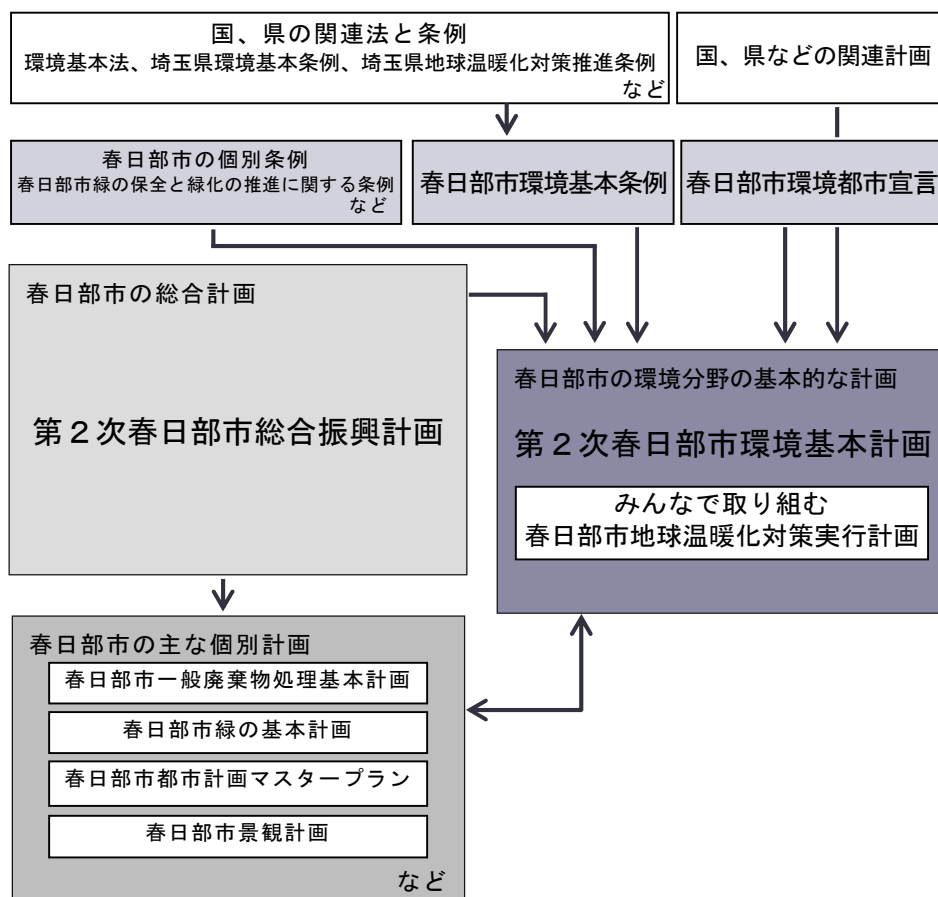
そして、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業・施策と連携を図るものとします。

なお、本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づき、温室効果ガス排出抑制等の施策を定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することを義務づけられています。

また、本計画第6章の「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」を、地方公共団体実行計画（区域施策編）と位置づけ、温暖化対策を包含した計画として策定することで、幅広い環境施策を推進します。

#### ※春日部市環境基本条例 第10条第1項（一部抜粋）

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を策定するものとする。



図表 1-4 : 本計画の位置づけ

## 4 計画の主体と役割

環境問題は、私たちの経済活動、ライフスタイルのあり方によって大きく影響され、さまざまな要因が多面的に関係し合っていて生じており、市の取組だけでは、望ましい環境像を実現することは困難です。そのため、市民・事業者・市の3者が、目指す環境像や方向性を共有して協力する必要があると、各主体が、自らの責任と役割を認識した上で、主体的、積極的に取り組むことが重要です。

### 「市民」の責任と役割

- ・一人一人が日常生活を送ることで、常に環境に負荷を与えていること、小さな環境問題が地球規模の環境問題へ展開していくことを認識します。
- ・環境に配慮したライフスタイルへ転換し、限られた資源を大切にしながら、より良い環境を次世代に引き継ぐことを目指します。
- ・環境問題の解決に向けて、学習の機会に積極的に参加するなど、市の環境施策に協力します。

### 「事業者」の責任と役割

- ・関係法令を遵守するとともに、事業活動を行うにあたって、公害防止と自然環境の保全に配慮し、環境負荷の低減に努めます。
- ・職場における環境学習を推進し、環境管理体制を整備します。
- ・地域の一員として、市民の環境活動や市の環境施策に協力します。

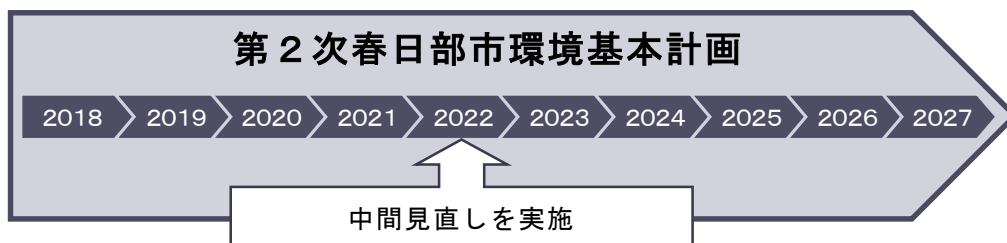
### 「市」の責任と役割

- ・「事業者・消費者としての市」の立場から、環境に配慮した行動を自ら率先して実践します。
- ・施策の策定及び実施にあたっては、環境優先の理念のもと、環境負荷の低減と自然環境の保全に努めます。また、庁内関係課のほか、必要に応じて県や近隣自治体との連携を図ります。
- ・環境への取組の成果や課題について情報提供を行い、市民や事業者が各々の役割を果たせるように支援します。

## 5 計画の期間

本計画の目標期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中において、環境をめぐる社会情勢の変化に対応した効果的な施策とするため、2022年度（令和4年度）に中間見直しを行いました。



図表 1-5：計画期間

## 6 計画の対象区域

本計画の対象区域は、春日部市全域とします。

## 7 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、近年の環境問題や本市の地域特性を踏まえ、次の4項目とします。



図表 1-6：本計画で対象とする環境の範囲

## 8 春日部市環境基本計画の総括

2008年（平成20年）に策定し、その後、2012年（平成24年）に中間見直しを行った「春日部市環境基本計画」の環境目標に関して、達成状況を図表1-7に整理します。

当該計画の全体的な進捗評価としては、一部、達成困難なものがあるもの、おむね達成、又は、2017年度（平成29年度）までに達成見込みの状況です。

- (1) 大気環境指標では、「二酸化窒素」、「浮遊粒子状物質」、「二酸化硫黄」は、目標値を達成しています。

「光化学オキシダント」は、環境基準である1時間値0.06ppm以下の目標値に対して、0.116ppmと大きく超過しており、未達成となっています。

- (2) 水質環境指標では、「下水道整備率」、「下水道水洗化率」は、未達成となっており、市全域の下水道や合併浄化槽による「生活排水処理率」は、達成しています。

- (3) 水質・騒音環境指標では、「水質汚濁防止法」及び「騒音規制法」の常時監視業務における河川水質と自動車騒音の「環境基準適合率」は、未達成となっています。

- (4) 騒音・振動環境指標では、「自動車騒音環境基準」は、国道1地点が不適合のため、未達成となっており、「道路交通振動要請限度」は、達成しています。

- (5) 緑化等の自然環境指標では、「生垣整備延長」、「市民一人当たりの公園面積」は、未達成となっており、「緑化協定件数」、「水辺を活用した緑道の整備延長」は、達成しています。

- (6) ごみなどの資源循環指標では、「家庭系ごみ 一人当たり排出量」は、達成しています。

「事業系ごみ 年間量」、「資源化率」は、未達成となっています。

一方、「最終処分量」では、目標値を大きく上回り達成しています。

- (7) 温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーの利用などの地球環境指標では、春日部市域全体の「温室効果ガス排出量」は、2008年度（平成20年度）比20%削減の目標値に対して、2014年度（平成26年度）実績では3.7%増加しており、未達成となっています。

一方、「公共施設への再生可能エネルギー導入件数」は、20施設の目標値に対して、24施設で達成しています。

- (8) 環境意識・環境教育指標では、「アダプトプログラム団体登録数」は、達成しており、「環境保全リーダー養成者」では、未達成となっています。

図表 1-7：環境目標値の達成状況（抜粋）

項目	環境指標	目標値	2016年度（平成28年度）の実績値	評価
大気	二酸化窒素	年平均値 0.02ppm	年平均値 0.012ppm	達成
	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	1日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以上 0日/363日	達成
		かつ1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> 以上 0時間/8,690時間	
	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.04ppm以下	1日平均値 0.04ppm以上 0日/352日	達成
		かつ1時間値 0.1ppm以下	1時間値 0.1ppm以上 0時間/8,370時間	
光化学 オキシダント	1時間値 0.06ppm以下	1時間値 0.116ppm	未達成	
水質	下水道整備率	98%以上	95.7%	未達成
	下水道水洗化率	97%以上	94.5%	未達成
	生活排水処理率	94%以上	97.5%	達成
騒音・振動	河川水質・ 自動車騒音	環境基準適合率 92.7%	環境基準適合率 87.3% (河川水 9 河川 11 地点、 自動車騒音 20 路線対象)	未達成
	自動車騒音	幹線道路沿道の環境基準 昼間：70dB 夜間：65dB	国道 2 地点 (昼・夜：1 地点不適合) 県道 2 地点 (昼・夜：適合)	未達成
	道路交通振動	要請限度 昼間：65～70dB 夜間：60～65dB	国道 2 地点 (昼・夜：適合) 県道 2 地点 (昼・夜：適合)	達成
緑化	生垣整備延長	4,296m	4,226.9m	未達成
	市民一人当たり の公園面積	3.70m <sup>2</sup> /人	3.06m <sup>2</sup> /人	未達成
	緑化協定件数	7件	7件	達成
	水辺を活用した 緑道の整備延長	13.0km	13.05km	達成



項目	環境指標	目標値	2016年度(平成28年度)の実績値	評価
資源循環	家庭系ごみ排出量	698g/人・日以下	677.0g/人・日	達成
	事業系ごみ排出量	20,810t/年	21,946t/年	未達成
	資源化率	23%以上	21.8%	未達成
	最終処分量	3,947t/年以下	3,787t/年	達成
地球温暖化対策	温室効果ガス [二酸化炭素換算]	2008年度(平成20年度)比 20%削減 783.8千t-CO <sub>2</sub>	2008年度(平成20年度)比 3.7%増加 997千t-CO <sub>2</sub> (2014年度(平成26年度))	未達成
	公共施設への 再生可能エネルギー導入件数	20施設	24施設	達成
環境意識・環境教育	アダプトプログラム 団体登録数	25団体以上	29団体	達成
	環境保全リーダー 修了生人数	347人	307人	未達成

## 第2章 春日部市の環境行政を取り巻く現状と課題

### 1 春日部市の概況

#### (1) 位置と地勢

本市は、埼玉県の東部に位置し、南北約12km、東西約11km、面積は66km<sup>2</sup>です。

関東平野のほぼ中央、都心から35km圏にあり、北は宮代町・杉戸町、南は越谷市・松伏町、西はさいたま市・白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市と接しています。

交通は、市内を通る鉄道では、東武伊勢崎線（スカイツリーライン）と東武野田線（アーバンパークライン）が南北、東西で交差し、合計8駅を有しています。主要な道路では、東西に横断する国道16号と、南北に縦断する国道4号及び4号バイパスのそれぞれが交差しており、地域の交通の要衝となっています。



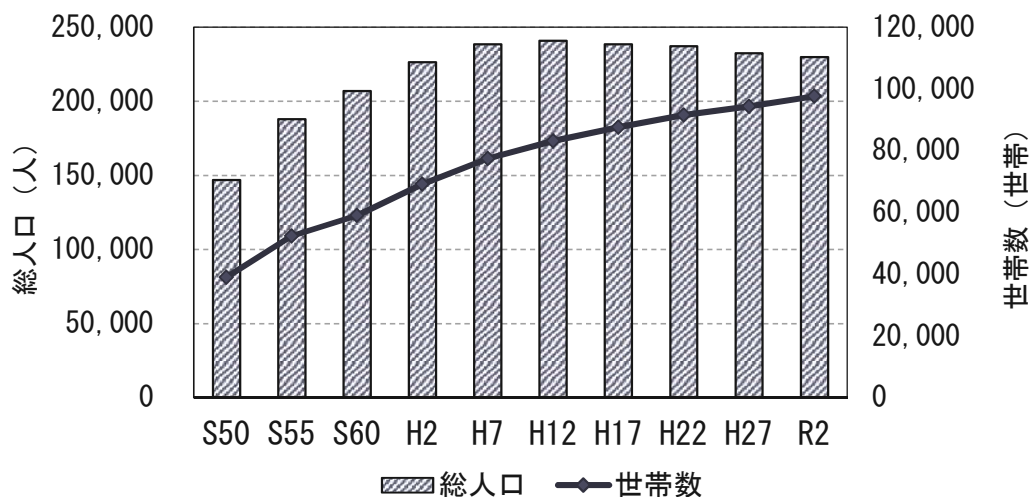
図表 2-1：春日部市の位置と地勢

(2) 人口と世帯数

2020年（令和2年）国勢調査における人口は、229,792人です。本市は、首都圏のベッドタウンとして発展を続け、2000年（平成12年）頃までは人口増加の傾向にありましたが、2005年（平成17年）国勢調査以降は、減少の傾向になりました。

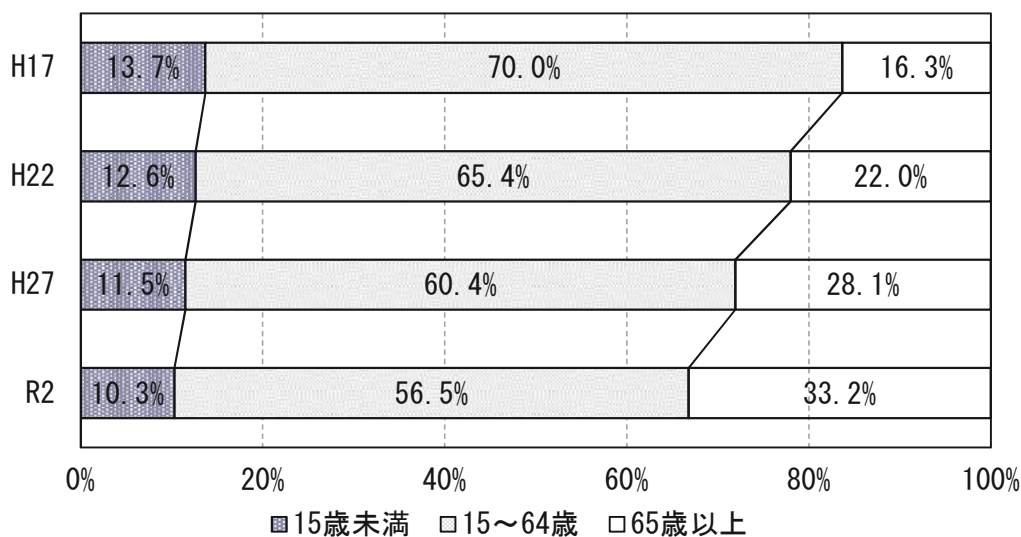
しかし、世帯数は増加傾向にあり、単身世帯の増加が進んでいます。

年齢別構成をみると、年少人口（15歳未満）が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加しており、本市においても少子高齢化の傾向がみられます。



出典：国勢調査（総務省）

図表2-2：春日部市の総人口・世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省）

図表2-3：春日部市の年齢別人口構成の推移

## 2 春日部市の環境の現状

### (1) 生活環境

#### ア. 大気

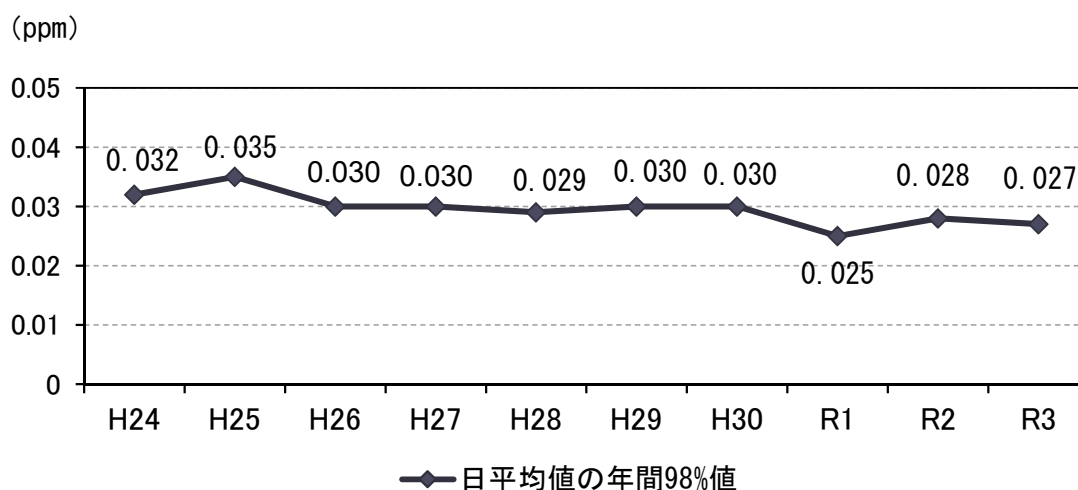
本市には、埼玉県の測定局が設置され、大気汚染物質の常時監視が行われています。近年、「二酸化窒素」(図表2-4)、「二酸化硫黄」(図表2-5)、「浮遊粒子状物質」(図表2-6)の濃度は、環境基準におおむね適合しており、改善傾向にあります。これは、工場などの事業所からの排出対策が、法令規制によって改善したことや低公害車が普及してきたことによるものと考えられます。

また、「微小粒子状物質(PM2.5)」(図表2-7)は、粒子径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微粒子で、大気中の粒子状物質のなかでも特に粒径の小さいものです。肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系など健康への影響が懸念されています。測定が開始された2015年度(平成27年度)は、環境基準に適合しませんでした。2016年度(平成28年度)は環境基準を達成しました。

一方、工場や自動車から排出される窒素酸化物・硫黄酸化物から光化学反応によって生成される「光化学オキシダント」(図表2-8)の濃度は、環境基準に適合しない状況が続いています。

#### (ア) 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )

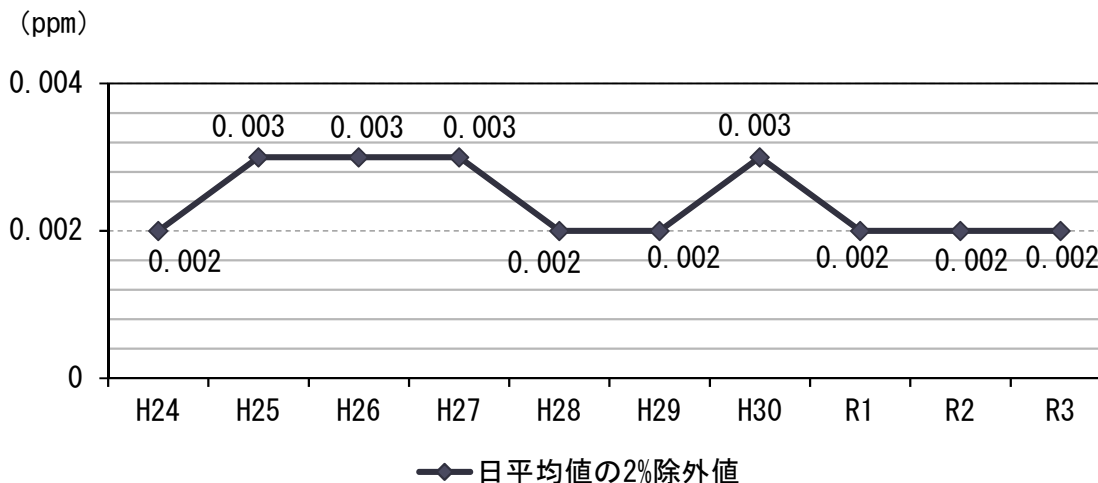
環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(1978年(昭和53年)7月11日告示)」と定められています。長期的に減少傾向にあり、環境基準を達成しています。



図表2-4：二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )

(イ) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

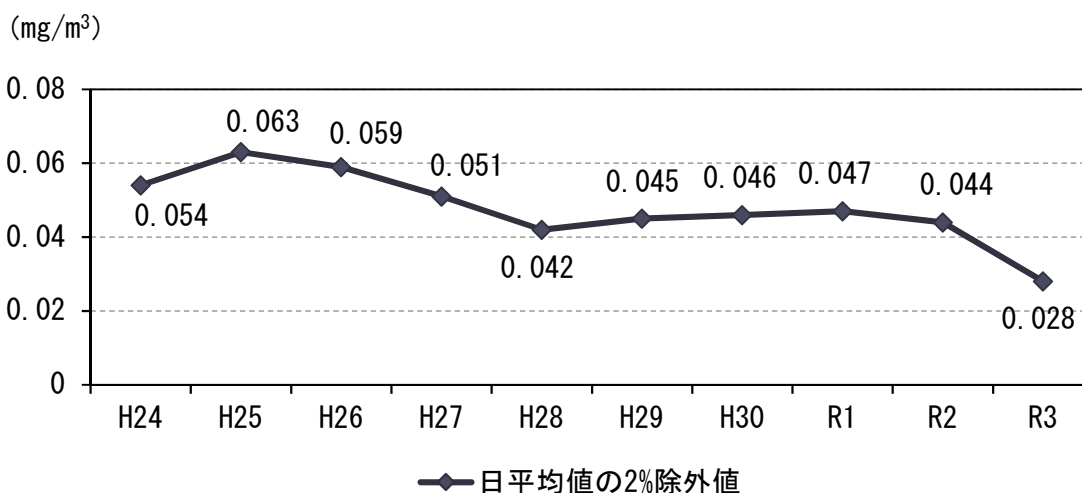
環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(1973年(昭和48年)5月16日告示)」と定められています。例年、環境基準を達成しています。



図表 2-5 : 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。(1973年(昭和48年)5月8日告示)」と定められています。例年、環境基準を達成しています。

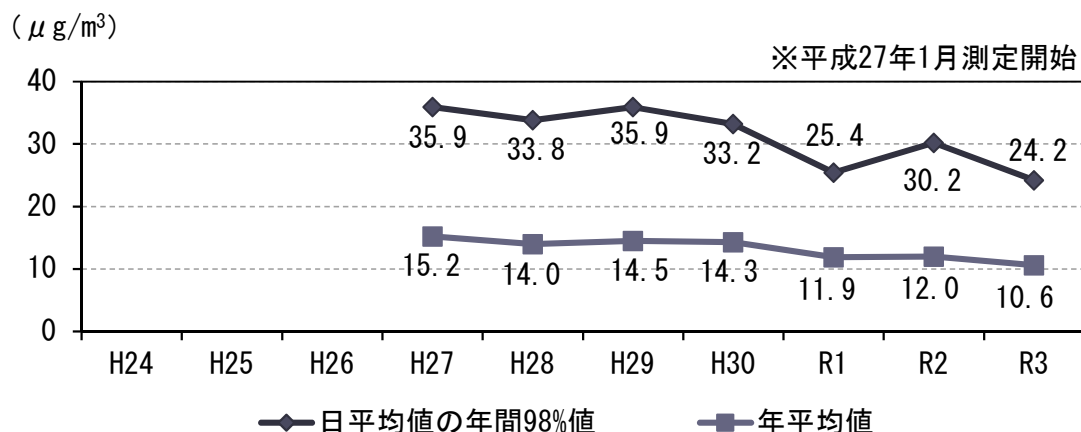


図表 2-6 : 浮遊粒子状物質 (SPM)

(エ) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

環境基準は、「1年平均値15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値35μg/m<sup>3</sup>以下であること。(2009年(平成21年)9月9日告示)」と定められています。2015

年度（平成27年度）及び2017年度（平成29年度）は、環境基準に適合しませんでした。2018年度（平成30年度）以降は、環境基準を達成しています。

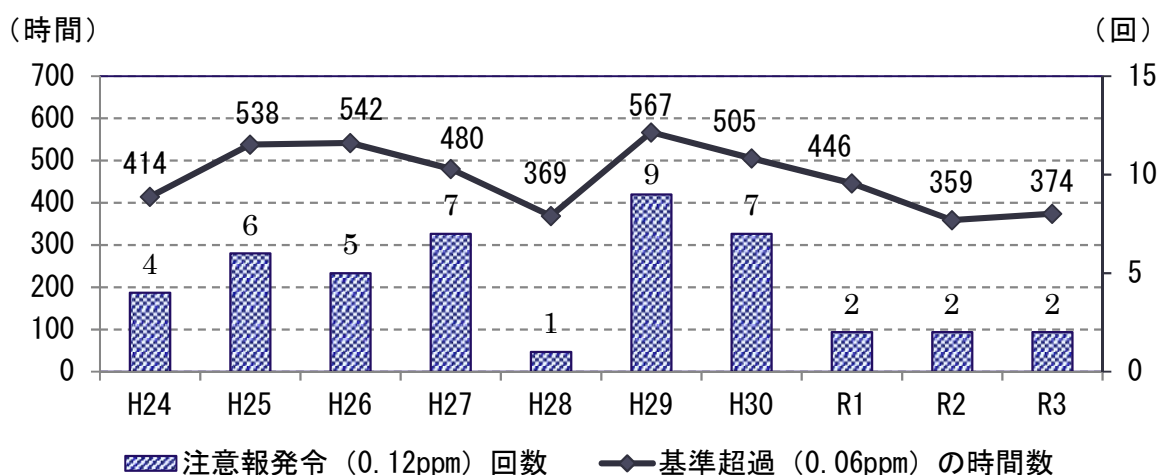


図表 2-7：微小粒子状物質（PM2.5）

(オ) 光化学オキシダント (Ox)

環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。（1973年（昭和48年）5月8日告示）」と定められています。例年、環境基準を達成していません。

また、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、継続すると認められるときは、光化学スモッグ注意報等が発令されます。例年、5月から9月にかけて注意報が発令されています。



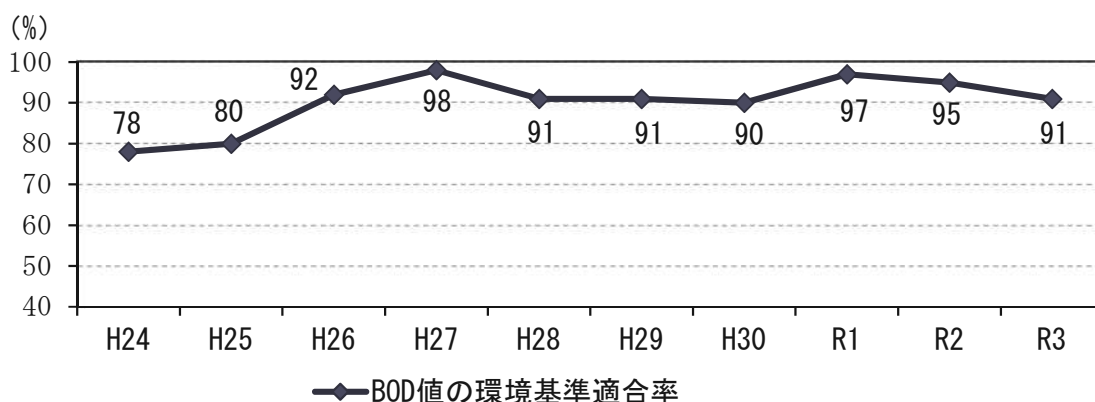
図表 2-8：光化学オキシダント (Ox)

イ. 水質

本市では、市内を流れる主要河川の水質を調査しています。（図表 2-9）

河川の汚れを示す指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準適合率は、長期的にみて改善傾向にあります。

改善の理由としては、公共下水道の整備率や、合併処理浄化槽による生活排水処理率が、2012年度（平成24年度）以降、95%程度と高い割合で推移し、上流の市町でも、これらの整備が進んでいることによるものと思われます。



図表 2-9：主要河川の生物化学的酸素要求量（BOD）

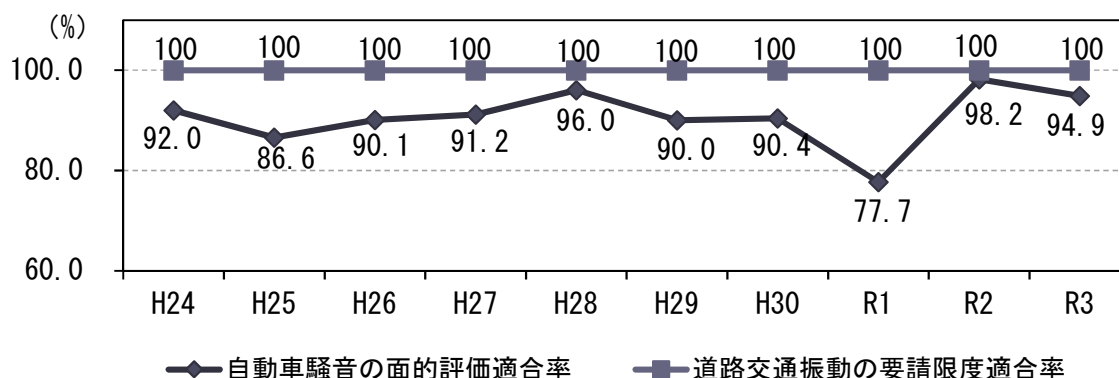
### ウ. 騒音・振動

本市では、主要な道路の自動車騒音・道路交通振動の調査をしています。

騒音の環境基準は、一般的な地域と道路に面する地域について、地域区分ごとに、昼間（午前6時から午後10時）と夜間（午後10時から午前6時）のそれぞれで、定められています。振動は、環境基準が定められていません。

また、自動車騒音と道路交通振動については、環境基準のほかに、一定の限度を超えて道路周辺の生活環境が損なわれると認められるときに、交通規制等の措置を講じるよう要請等をする、要請限度が定められています。

自動車騒音は、調査地点単体では基準を満たせないこともあります。調査区間全体として評価する面的評価では、環境基準の適合率は90%程度で推移しています。また、道路交通振動の要請限度の適合率は100%達成しています。（図表2-10）



図表 2-10：自動車騒音及び道路交通振動

騒音・振動は、自動車のほか、工場・事業所、建設工事、家庭生活、カラオケなどの深夜営業からも発生しており、発生源が多岐にわたっています。

騒音・振動についての苦情は、建設工事によるものが多く、件数は横ばいの傾向にあります。（図表2-11）

（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
騒音	43	27	47	39	53	42	51	37	41	21
振動	7	3	2	2	5	3	5	3	6	4

図表2-11：騒音・振動に関する苦情

### エ. 放射性物質

東京電力株式会社（現、東京電力ホールディングス株式会社。以下、「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故により、自然環境中に拡散した放射性物質の状況を調査するため、2012年度（平成24年度）から2017年度（平成29年度）まで、河川水、地下水、土壌について測定していました。（図表2-12, 13, 14）

（単位：ベクレル/リットル）

地点	年度	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
大落古利根川	H24	不検出	不検出	不検出
	H28	不検出	不検出	不検出
	H29	不検出	不検出	不検出
中川	H24	不検出	不検出	不検出
	H28	不検出	不検出	不検出
	H29	不検出	不検出	不検出

図表2-12：河川水の放射性物質調査

（単位：ベクレル/リットル）

地点	年度	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
小湊小 （井戸水）	H24	不検出	不検出	不検出
	H28	不検出	不検出	不検出
	H29	不検出	不検出	不検出

図表2-13：地下水の放射性物質調査



(単位：ベクレル/キログラム)

地点	年度	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
市役所本庁舎	H24	不検出	13	27
	H28	不検出	18	110
	H29	不検出	13	85
庄和総合支所	H24	不検出	不検出	14
	H28	不検出	18	97
	H29	不検出	不検出	70

図表 2-14：土壌の放射性物質調査

## オ. 空間放射線量

東京電力福島第一原子力発電所の事故により自然環境中に拡散した放射性物質による放射線の影響について、本市における空間放射線量の状況を把握するため、2011年（平成23年）8月から測定しています。（図表2-15, 16）

また、2011年（平成23年）11月に、「春日部市における周辺より放射線量の比較的高い箇所への当面の対応方針」を定め、2011～2012年（平成23～24年）に詳細な測定を行い、放射線量の高い箇所については、低減化作業を行いました。現在は、各測定地点において、国の除染基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを下回っています。

(単位：マイクロシーベルト/時)

定点名称	測定年度	地上 5cm	地上 50cm	地上 1m
市役所本庁舎	H23	0.107	0.098	0.091
	H28	0.059	0.058	0.058
	R3	0.046	0.048	0.049
ゆっく武里	H23	0.112	0.105	0.100
	H28	0.073	0.071	0.070
	R3	0.064	0.060	0.063
庄和総合支所	H23	0.114	0.107	0.102
	H28	0.064	0.065	0.063
	R3	0.053	0.058	0.058
大風公園	H23	0.101	0.095	0.090
	H28	0.078	0.070	0.067
	R3	0.073	0.075	0.077

図表 2-15：定点における空間放射線量

区分	測定の高さ	判断の目安
面的 (一般環境への配慮)	1m 50cm 5cm	0.23 マイクロシーベルト/時超
局所的 (子どもへの影響に配慮)	5cm 以内	1 マイクロシーベルト/時以上

図表 2-16 : 低減化作業の判断の目安

(「春日部市における周辺より放射線量の比較的高い箇所への当面の対応方針」より)

## (2) 自然環境

## ア. 緑地・公園・農地

本市の全緑地面積は、約2,463haであり、市の総面積に対する割合は、約37%となっています。緑地の内訳は、地域制緑地が約2,202haで、全緑地面積の9割を占め、残りの1割が施設緑地で、約287haとなっています。地域制緑地の9割は、農用地域であり、約1,892haとなっています。施設緑地の内訳は、運動広場、ちびっ子広場、遊水池広場等の公共施設緑地が最も大きな割合を占めて約165haであり、都市公園が約99ha、民間施設緑地が約23haとなっています。

これまで、緑化協定の締結や生垣整備、緑道整備等に取り組むとともに、公園の整備と維持により、緑化を推進し、自然とのふれあいの場を確保しています。併せて、農地についても、保全に取り組んでいくことが必要です。

※内訳の面積には、施設・地域制緑地間の重複面積が含まれるため合計面積と全緑地面積は一致しません

## イ. 歴史・文化を感じられる景観

本市は、江戸時代に日光道中の宿場町「粕壁宿」として栄えたことから、蔵造りの建物などの歴史や文化を感じられる景観を有しています。また、「神明貝塚」や「内牧塚内古墳群」などの史跡や、「牛島のフジ」や「碓<sup>いかり</sup>神社のイヌグス」などの天然記念物に加えて、街路樹の藤棚として日本一の長さ（総延長約1.1km）を誇る「ふじ通りの藤棚」など、歴史的景観の魅力と調和した自然の保全と活用を進めています。これらの景観は、まちの個性を特徴づけるとともに、郷土愛を醸成する重要な役割を果たします。



粕壁宿の蔵造りの建物

碓<sup>いかり</sup>神社のイヌグス

ふじ通りの藤棚

図表2-17：歴史・文化を感じられる景観

ウ. 生物多様性

本市は、かつては水田が広がり、水生植物やカエル・昆虫などの水生生物をはじめとした豊かな生態系を有していましたが、高度経済成長期以降の急激な開発のなかで、水田・田畑・山林が減少し、生物多様性が失われています。

2010年（平成22年）に実施した市内の動植物生息状況の現地調査（図表2-18）によると、植物は約649種、動物は約872種、合計約1,521種の生き物が確認されています。ハンゲショウ、ミドリシジミ、ニホンアカガエル、ホンドタヌキ、オオタカ（※オオタカは、2017年（平成29年）9月21日に、国内希少種の指定解除。）など絶滅が危惧されている希少動植物も、市内の限られた環境のなかで生き延びている状況が確認されており、生き物の生息地の保全を進めながら、人と自然の共生を推進することが必要です。

（資料編「4. 春日部生き物マップ」参照）

また、市内では特定外来生物のアライグマ、カミツキガメ、オオキンケイギク、アレチウリ、セアカゴケグモなどの生息が確認されており、県内ではクビアカツヤカミキリなどが生息範囲を拡大し、農作物へ被害を与えたり、在来の固有種へ悪影響を及ぼすことが懸念されています。

図表2-18：平成22年 動植物生息状況調査

（単位：種）

	植物	哺乳類	鳥類	両性類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生生物	動物計	合計
全体数	649	5	134	5	8	691	13	16	872	1,521
希少な動植物種数※	43	2	35	2	5	11	1	2	58	101

※埼玉県レッドデータブック 2008 動物編、2011 植物編に掲載されている絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ、準絶滅危惧種に基づく



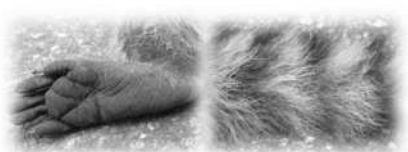
アライグマ



カミツキガメ



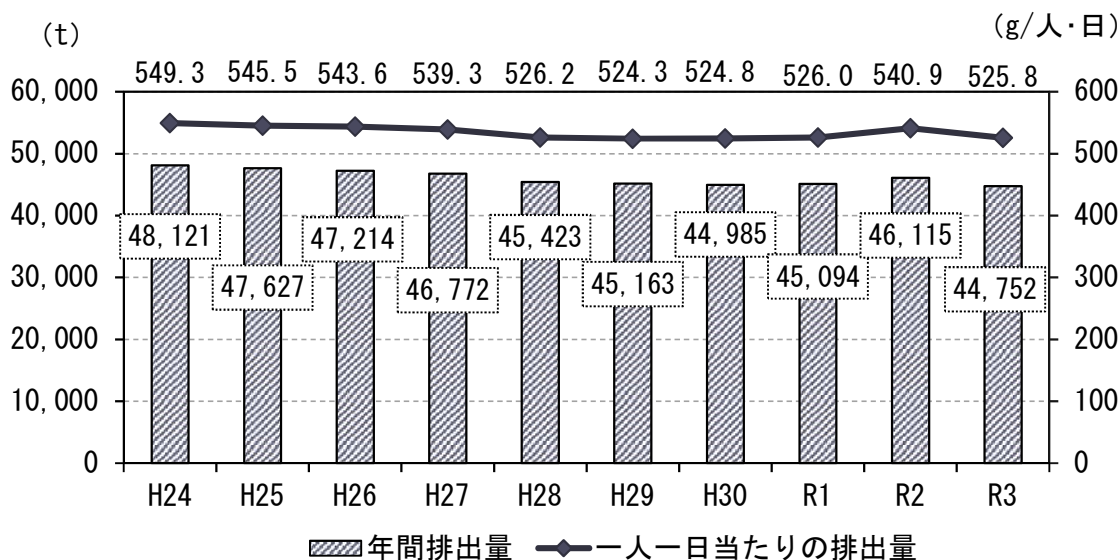
オオキンケイギク



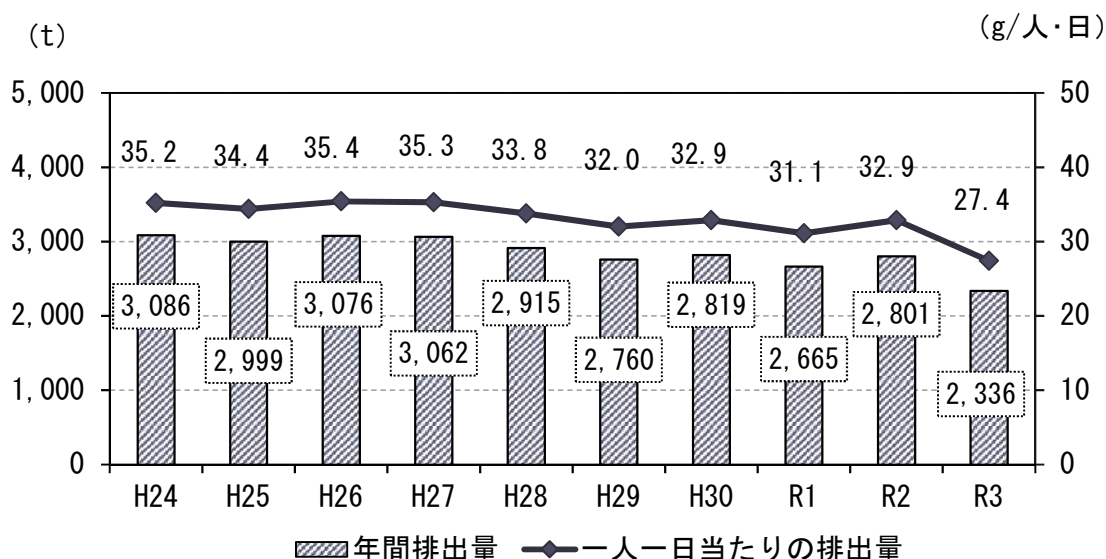
(3) 循環環境

ア. 家庭系ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）

家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみの量は、近年、少しずつ減少しています。また、市民1人が1日に出すごみの量も、同様に、減少傾向にあります。



図表 2-19：家庭系ごみ（可燃ごみ）の排出量

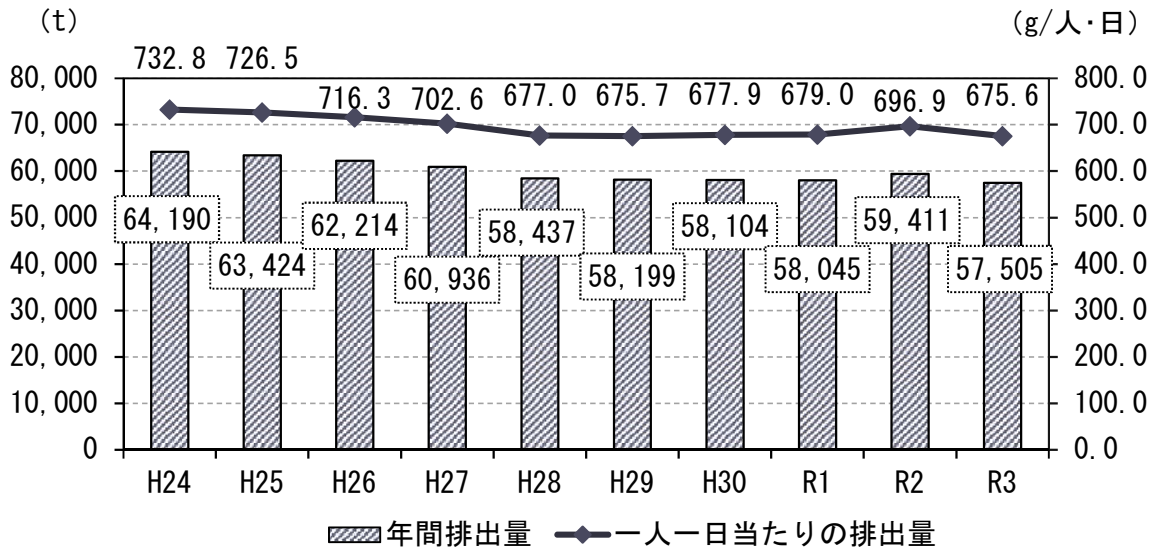


図表 2-20：家庭系ごみ（不燃ごみ）の排出量

イ. 家庭系ごみ（市域全体）

家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害物・資源物に集団資源回収分を加えた市域全体のごみの量は、近年、少しずつ減少しています。

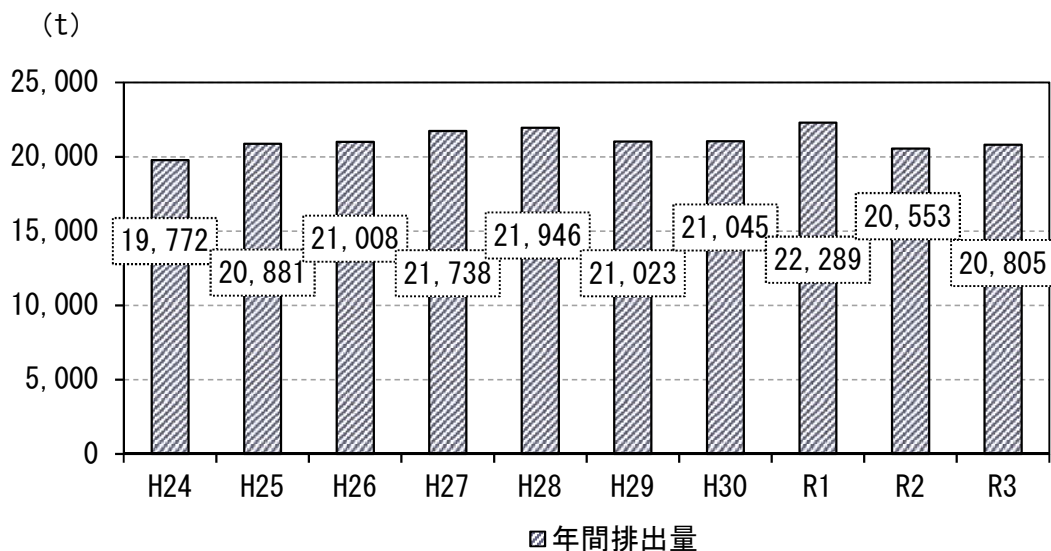
また、市民1人が1日に出すごみの量も、同様に、減少傾向にあります。



図表 2-21：家庭系ごみ（市域全体）の排出量

ウ. 事業系ごみ（市域全体）

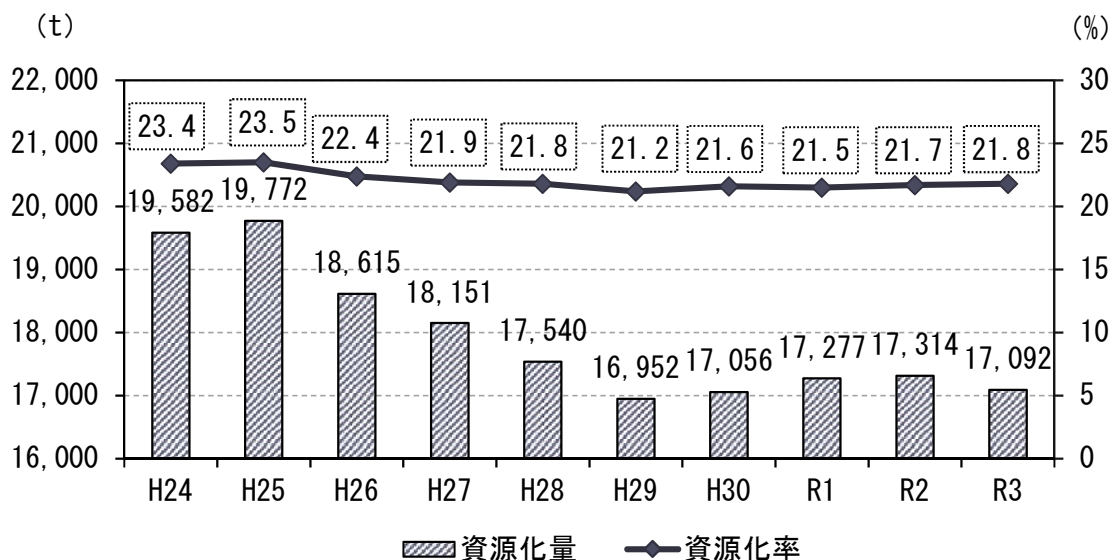
事業所から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源物について、市域全体のごみの量は、近年、少しずつ増加しています。



図表 2-22：事業系ごみ（市域全体）の排出量

## エ. 資源化の状況

本市では、びん・缶・ペットボトル・紙・布の分別収集のほか、可燃焼却灰や不燃ごみ破碎金属などの資源化に取り組んでいますが、近年、資源化量及び資源化率は、微減傾向にあります。



図表 2-23：資源化量及び資源化率

## オ. 不法投棄

コンビニエンスストアや通学路、駅周辺などの人通りの多い道や、農地や河川などの人目につかない場所でのごみのポイ捨て、不法投棄が繰り返されている状況がみられます。

### (4) 地球環境

#### ア. 温室効果ガス排出量

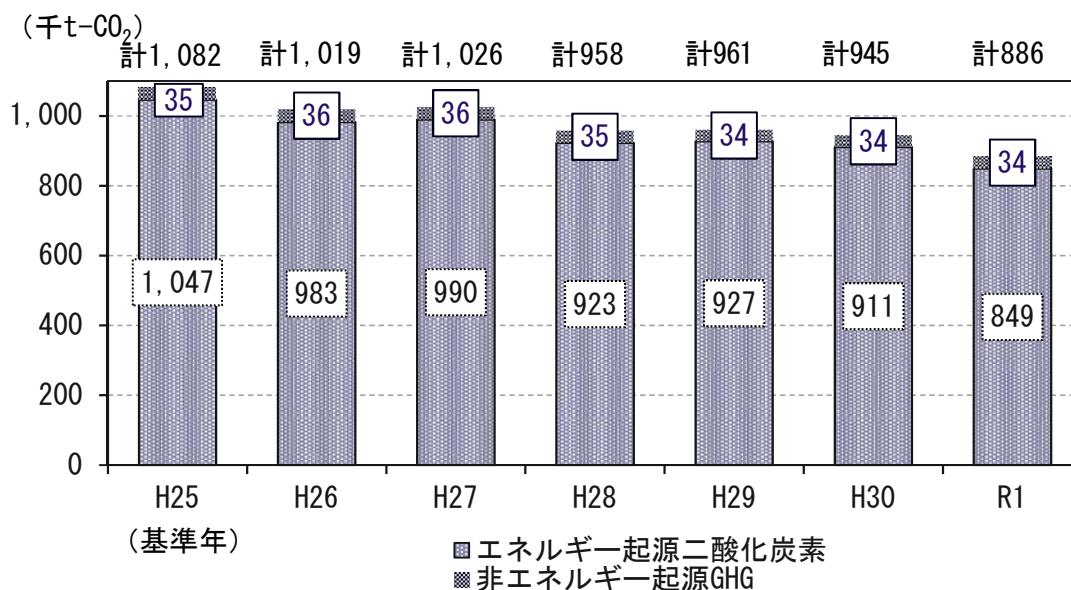
本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域からの温室効果ガスの排出を計画的に抑制することを目的として、2011年（平成23年）12月に、「春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

実行計画の進捗状況を把握するため、春日部市域から排出される温室効果ガス排出量を毎年度、算定しています。

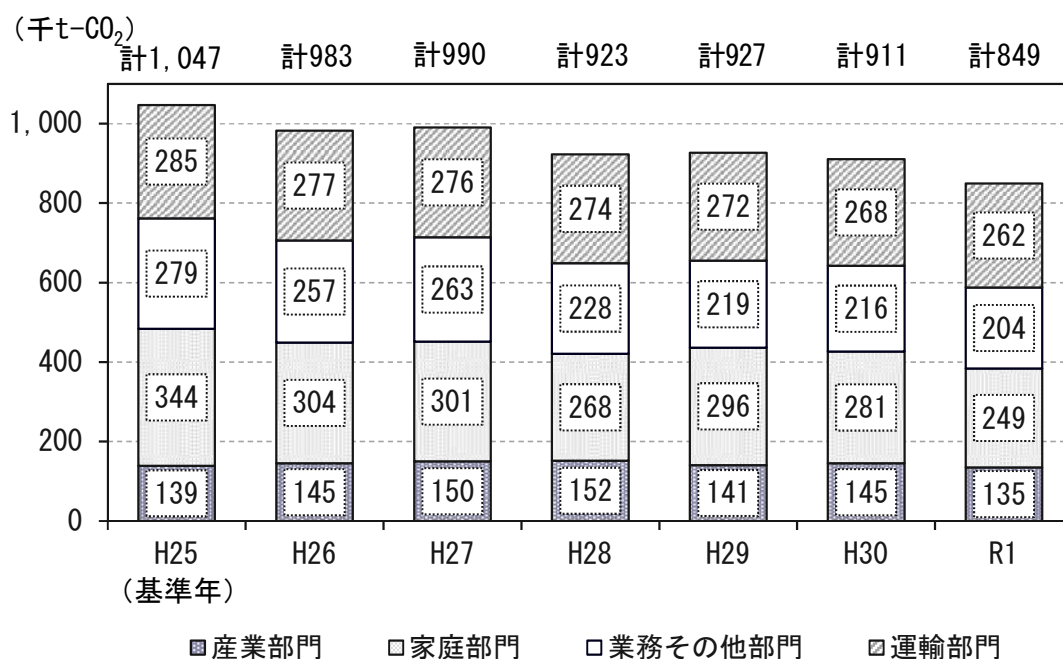
2019年度（令和元年度）の温室効果ガス総排出量は、886千t-CO<sub>2</sub>で、基準年である2013年度（平成25年度）の値と比べて18.1%減少しています。（図表2-24）

温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源二酸化炭素排出量は、849千t-CO<sub>2</sub>であり、部門別にみると、基準年と比較して産業部門（2.9%減）、家庭部門（27.6%減）、業務その他部門（26.8%減）、運輸部門（8%減）それぞれで減少しています。（図表2-25）

全ての業種で排出量が減少傾向にあります。更なる排出量削減に向けて、市民・事業者・市が、協力して排出削減に向けた取組を推進することが必要です。



図表 2-24 : 春日部市域の温室効果ガス排出量



※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。

図表 2-25 : 春日部市域の部門別の二酸化炭素排出量



### イ. 再生可能エネルギーの利用

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいます。

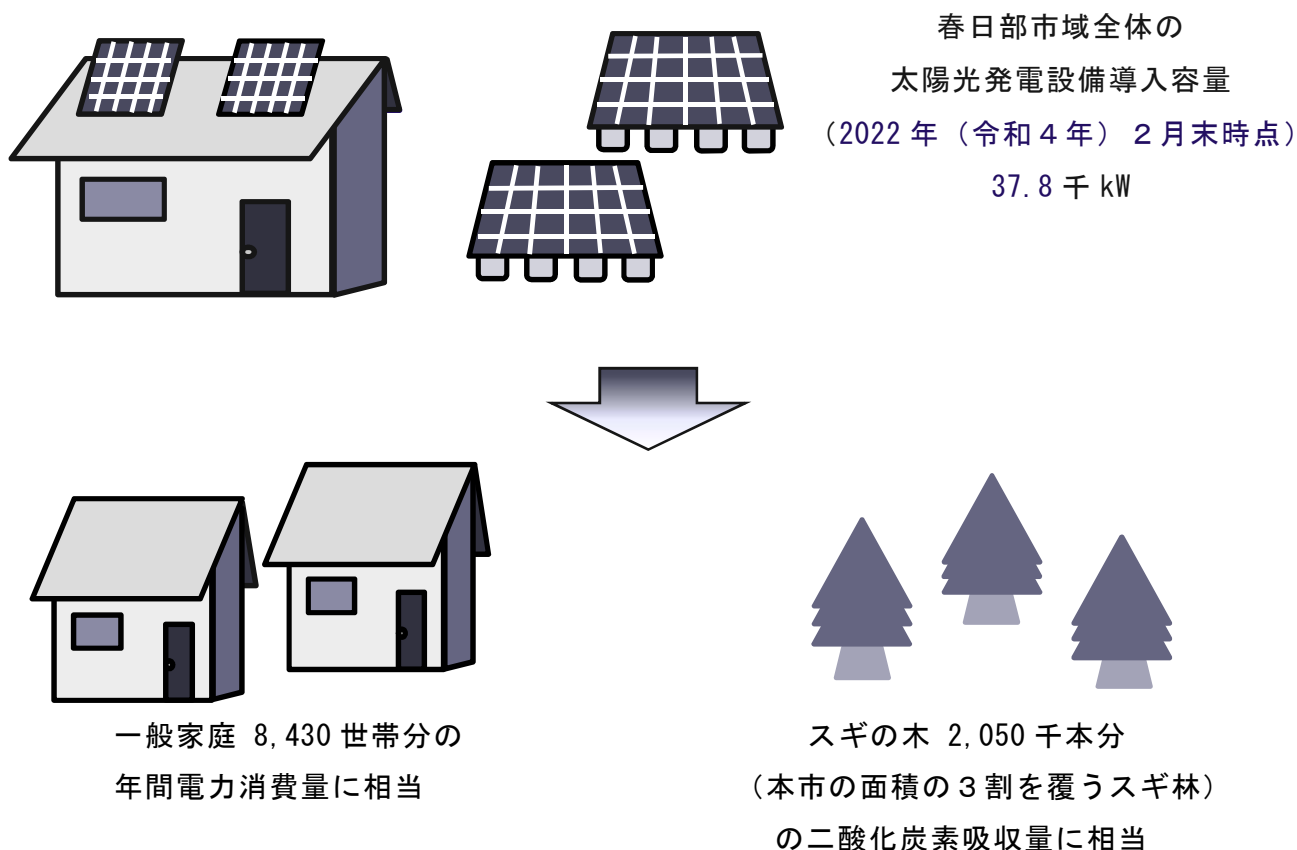
2022年（令和4年）2月末時点において、住宅用・非住宅用を含めた市域全体の太陽光発電設備設置数は5,330件、導入容量37.8千kWとなっています。

導入容量に基づく春日部市域全体の年間推定発電量は、40,000千kWh<sup>\*1</sup>となり、一般家庭の年間電力消費量8,430世帯分<sup>\*2</sup>に相当します。（図表2-26）

二酸化炭素推定削減量に換算すると、18,080t-CO<sub>2</sub><sup>\*3</sup>となり、これはスギの木2,050千本分<sup>\*4</sup>の年間吸収量に相当し、本市の面積の3割を覆うスギ林の二酸化炭素吸収量に相当します。

図表2-26：春日部市域の太陽光発電設備設置効果

太陽光発電設備導入容量	年間推定発電量	一般家庭の年間電力消費量	二酸化炭素推定削減量	スギの木による二酸化炭素吸収量
37.8千kW	40,000千kWh	8,430世帯分	18,080t-CO <sub>2</sub>	2,050千本分



本市では、2012年度（平成24年度）から住宅用太陽光発電設備設置補助金を導入し、市内の再生可能エネルギーの普及が進んでいます。2012年度（平成24年度）から2021年度（令和3年度）までの補助件数1,842件で、導入容量6,837kWです。

また、2015年（平成27年）8月には、寄附による基金を原資として、沼端小学校第二グラウンド跡地に、市営として初めての太陽光発電所が完成しました。

2015年（平成27年）8月から2022年（令和4年）3月までの発電量は、675,014kWhとなっており、再生可能エネルギー普及促進の重要な拠点となっています。

- ※1 一般社団法人 太陽光発電協会 公共・産業部会手引書改訂ワーキンググループ編集（2013年（平成25年）4月発行）「公共・産業用太陽光発電システム手引書」[p.132]を参照、システム容量1kW当たりの年間予想発電量（さいたま）1,058kWh/年/kWとして算出
- ※2 一般社団法人 太陽光発電協会「表示ガイドライン（2022年度）」を参照、一般家庭の平均年間電力消費量4,743kWh/年として算出
- ※3 二酸化炭素実排出係数 東京電力エナジーパートナー株式会社 0.452kg-CO<sub>2</sub>/kWh（令和3年度実績、2022年（令和4年）8月5日公表分）を用いて算出
- ※4 林野庁ホームページ「40年生前後のスギの炭素蓄積量・呼吸量の求め方」を参照、1本当たりの炭素年間吸収量2.4kg（1ha当たり1000本の立木があると仮定）として算出

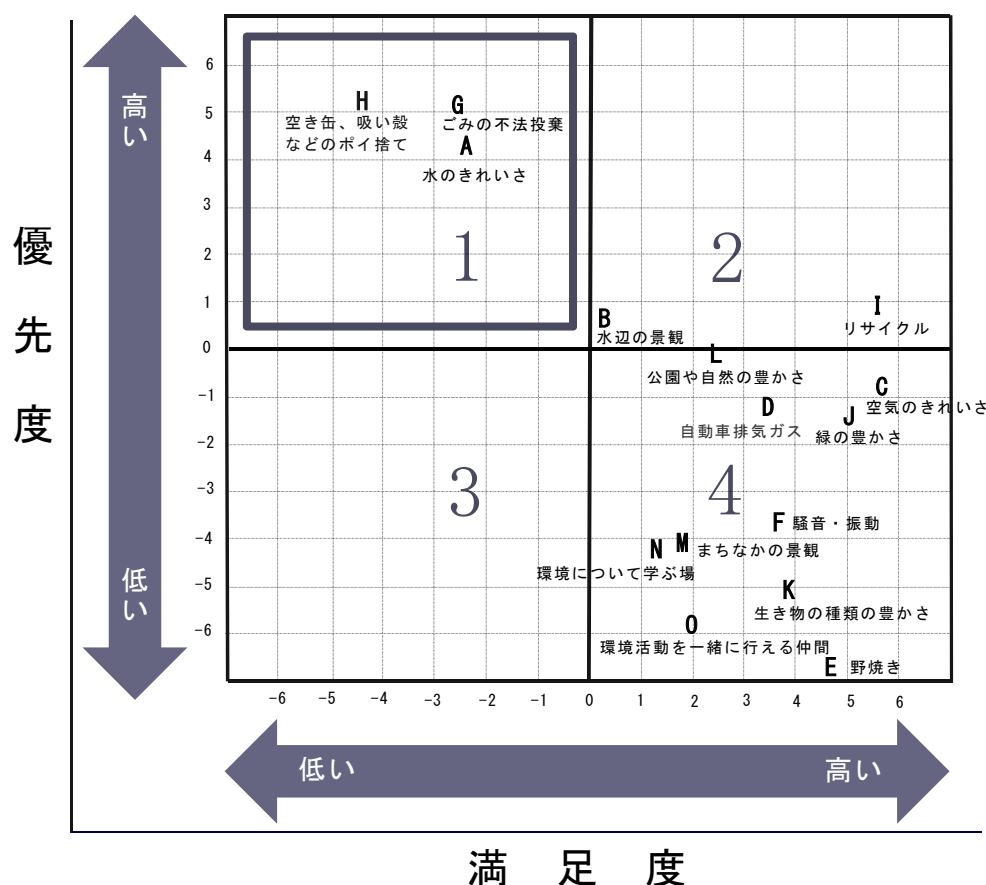
### 3 市民意識・事業者意識（アンケート結果）

市民・事業者の環境に対する意識や行動について把握するため、2016年度（平成28年度）に、18歳以上の市民2,000人、市内の200事業者を対象としてアンケート調査を実施しました。回収率は、市民44.4%、事業者41.5%でした。結果概要は、以下のとおりです。

#### (1) 市民アンケート結果概要

##### ア. 身の周りの環境に対する「満足度」とその対策の「優先度」

身の回りの環境に関する評価項目を設け、各項目に関する満足度及び優先度の平均スコアを算出し、評価を行いました。縦軸に優先度（優先度平均スコアの値）を、横軸に満足度（満足度平均スコアの値）を置き、項目の分布を表したのが図表2-27です。優先度が高く、満足度が低い象限 1 に分類された、A「水のきれいさ（川、地下水など）」、G「ごみの不法投棄の有無」、H「空き缶、吸い殻などのポイ捨ての有無」は、対策のニーズが高い項目となります。



優先度と満足度の平均スコアは、以下の式から算出しました。

- 優先度 = {「最も優先的に取り組むべき」の回答数 × 2 + 「優先的に取り組むべき」の回答数 × 1 + 「取り組むべきだが優先度は低い」 × (-1) + 「取り組む必要はない」 × (-2)} ÷ (総回答数 - 無回答数) × 10
- 満足度 = {「満足」の回答数 × 2 + 「やや満足」の回答数 × 1 + 「普通」の回答数 × 0.5 + 「やや不満」の回答数 × (-1) + 「不満」の回答数 × (-2)} ÷ (総回答数 - 無回答数) × 10

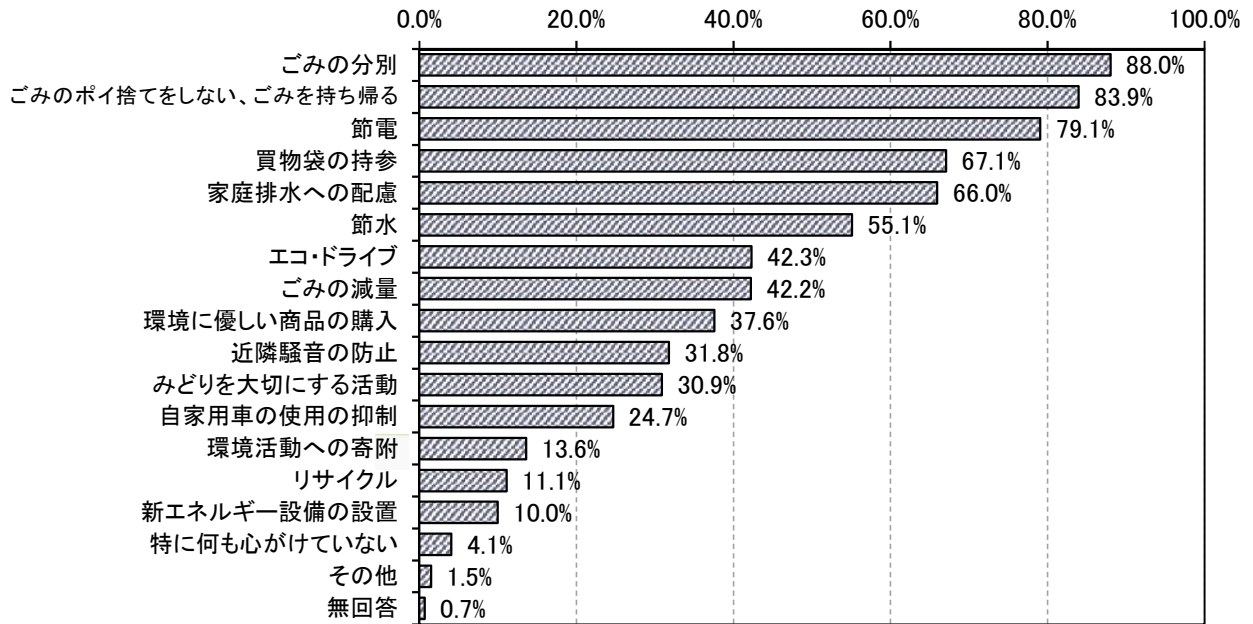
出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調

図表 2-27：身の周りの環境に対する満足度と対策の優先度の関係

イ. 市民の環境に関する普段の取組

「ごみの分別」が最も多く、次いで「ごみのポイ捨てをしない、出かけたときはごみを持ち帰る」、「節電」、「買物袋の持参」、「家庭排水への配慮」、「節水」といった、ごみや省エネルギー、水質に配慮した取組が多く実践されています。

一方で、「エコ・ドライブ」や、「ごみの減量」、「リサイクル」などの取組については、低いことから、これらについての取組を推進していく必要があります。



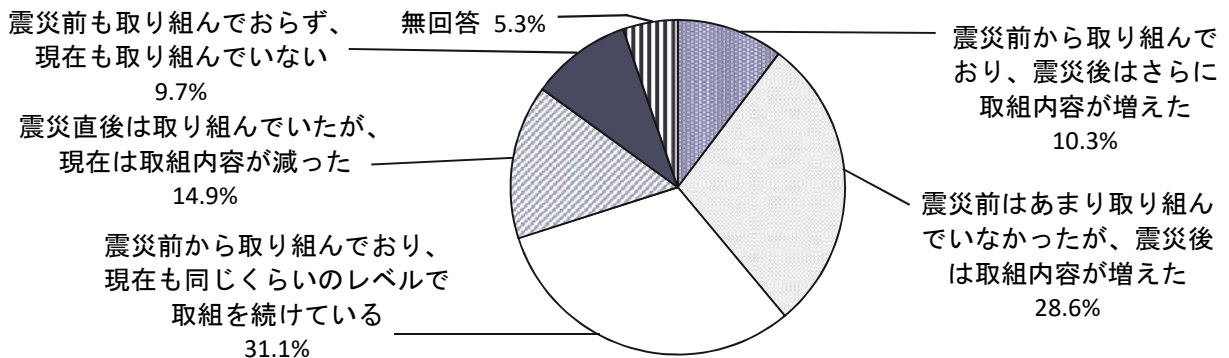
出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表 2-28：環境に関する普段の取組（市民）

ウ. 東日本大震災前後での地球温暖化対策への取組の変化

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災後の原子力発電所の停止に伴い、電力不足に起因する政府の節電要請があり、家庭や事業所における節電の取組が進んだといわれています。

本アンケートにおいても、約4割の方が、節電などの省エネルギーの取組が増えたと回答しています。



出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表2-29：東日本大震災前後での地球温暖化対策への取組の変化

エ. 市民が考える環境問題解決の責任と努力の主体

多くの環境項目において、市（行政）が、環境問題解決に向けた責任や努力の主体と考えられていますが、「水環境の保全・汚染」、「リサイクル・廃棄物処理」、「地球温暖化対策（省エネ・再エネの推進）」については、約5割の方が、市民・事業者の参加も必要であると回答しており、協働による取組が重要であると考えられます。

図表 2-30：市民が考える環境問題解決の責任と努力の主体

(単位：%)

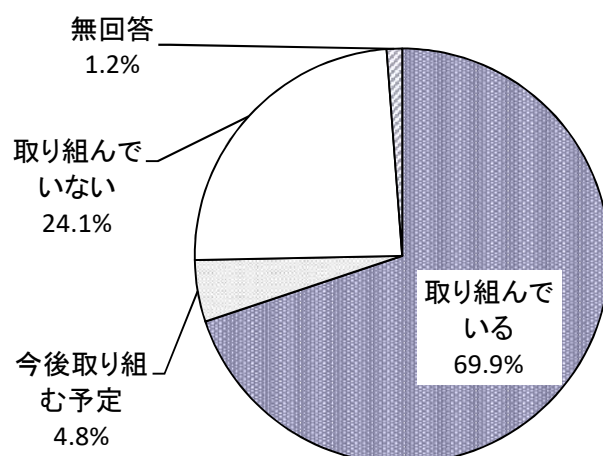
環境項目	市民	企業	行政	無回答
水環境の保全・汚染対策	51.5	53.8	66.7	5.1
大気環境の保全・汚染対策	29.0	71.0	56.7	4.6
近隣騒音・振動対策	71.8	42.1	32.5	5.4
リサイクル・廃棄物処理対策	57.1	46.4	66.2	4.5
緑など自然環境の保全	39.7	24.3	81.9	4.9
都市環境（街並みなど）の整備・保全	18.0	22.4	89.1	4.8
環境啓発・環境活動	36.8	30.4	78.8	5.8
地球温暖化対策（省エネ・再エネの推進）	52.0	61.3	68.8	4.3

出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

(2) 事業者アンケート結果概要

ア. 日常業務における環境配慮のための活動の頻度

日常業務のなかでの環境配慮のための活動について、約7割の事業者が、「取り組んでいる」と回答しています。



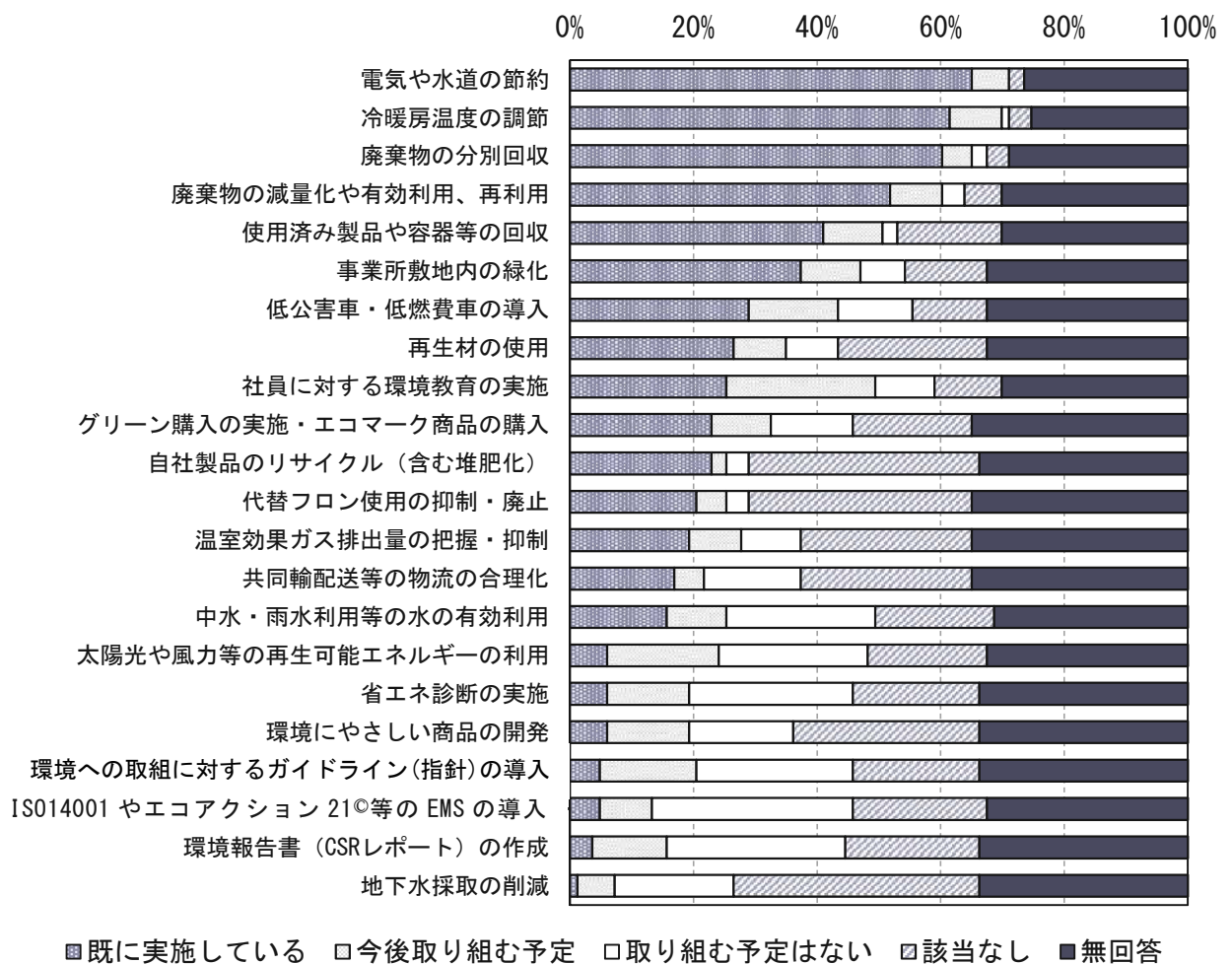
出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表2-31：日常業務における環境配慮活動の取組

イ. 日常業務における環境配慮のための活動

「電気や水道の節約」、「冷暖房温度の調節」、「廃棄物の分別回収」、「廃棄物の減量化や有効利用、再利用」は、5割以上の事業者が、「既に実施している」と回答しており、ごみの削減や省エネルギー、節水に配慮した取組が実践されています。これらの活動は、事業コストの削減になりやすく、比較的取り組みやすい項目であると考えられます。

また、「中水・雨水利用等の水の有効利用」、「太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用」、「省エネ診断の実施」、「環境への取組に対するガイドライン（指針）の導入」、「ISO14001 やエコアクション 21<sup>®</sup>等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入」、「環境報告書（CSR レポート）の作成」は、「取り組む予定はない」と回答した事業者が多く、今後、再生可能エネルギーの利用を中心に、事業者への啓発が重要な項目であると考えられます。



出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

図表2-32：日常業務における環境配慮のための活動（事業者）

## ウ. 事業者が考える環境問題解決の責任と努力の主体

市民アンケート結果と同様に、多くの環境項目において、市（行政）が、環境問題解決に向けた責任や努力の主体と考えられていますが、「水環境の保全・汚染」、「リサイクル・廃棄物処理」については、約5割の事業者が、市民・事業者の参加も必要であると回答しており、これらの環境項目については、協働による取組が重要であると考えられます。

また、「大気環境の保全・汚染対策」、「近隣騒音・振動対策」、「リサイクル・廃棄物処理対策」については、「企業」の責任や努力が必要であるとの回答が最も多くなっており、事業活動によって生じる環境負荷に対して、問題意識を感じている事業者が多いことが読み取れます。このことから、市が事業者を支援する取組が重要であると考えられます。

図表2-33：事業者が考える環境問題解決の責任と努力の主体

(単位：%)

環境項目	市民	企業	行政	無回答
水環境の保全・汚染対策	47.0	50.6	61.4	4.8
大気環境の保全・汚染対策	34.9	62.7	55.4	7.2
近隣騒音・振動対策	49.4	59.0	36.1	4.8
リサイクル・廃棄物処理対策	45.8	57.8	57.8	4.8
緑など自然環境の保全	43.4	28.9	67.5	4.8
都市環境（街並みなど）の整備・保全	19.3	16.9	84.3	4.8
環境啓発・環境活動	24.1	27.7	75.9	6.0
地球温暖化対策（省エネ・再エネの推進）	38.6	45.8	68.7	4.8

出典：「第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査」

## 4 春日部市の環境の課題

近年の社会変化や、本市の環境の現状、市民・事業者アンケートの結果等を踏まえて、本市における環境の課題を分析し、次のとおり抽出しました。

### (1) 生活環境

- ア. 産業型公害は、法令規制強化等により改善される一方、都市化の進展、生活様式の多様化で、自動車による大気汚染、生活排水による河川の汚濁や生活騒音など都市・生活型公害が顕在化しています。今後も、大気汚染の監視と排出対策の強化を図っていくとともに、PM2.5や有害大気汚染物質の状況について情報収集を行うなど、県や近隣自治体の動向に合わせた対応を検討していくことが必要です。
- イ. 市内の主要河川の水質は改善傾向にあるものの、さらなる水環境の保全のため、汚水処理のための公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を進めることが必要です。
- ウ. 自動車による騒音・振動は、改善傾向にあるものの、建設工事や家庭生活、深夜営業などの多様な騒音・振動の苦情が発生しています。行政による指導・要請のほか、関係者間の協力などを通じて柔軟に解決していくことが必要です。
- エ. 化学物質による人や動植物への影響を減らすためには、法令遵守はもとより、事業者による適正管理など、市民・事業者・市が、化学物質の正確な情報を共有し、相互理解を深めることが重要です。  
今後、増加が見込まれる石綿（アスベスト）使用建築物の解体に伴う石綿飛散の防止をはじめ、PCBの適正な処理の全数完了や東京電力福島第一原子力発電所事故による環境への影響について、把握することが必要です。



**(2) 自然環境**

- ア. 市内の都市化に伴い、人と自然との関係が希薄化しています。自然への関心を高めるためには、自然とのふれあいの場である公園や川沿いの緑道等の維持管理、自然体験教育や環境保全活動に関して、適正に進めていくことが必要です。
- イ. 本市の財産である天然記念物などの特徴的な自然や、歴史的・文化的な景観を次世代へ継承し、活力あるまちづくりを進めていくため、これらの景観と調和する自然を保全・活用しながら、環境を大切に作る心や郷土愛を醸成することが必要です。
- ウ. 開発行為や建築行為によって、緑や農地、水辺が減少しています。ヒートアイランド対策の点からも、街路樹や屋敷林など既存の緑を守るとともに、さらなる緑化活動を進めることが必要です。
- エ. 地下水かん養や洪水調節機能をもった農地の保全や農業活性化に向けた取組に加え、生活環境の維持や心身の癒やしいに関係の深い河川や水路などの水環境保全の取組が必要です。
- オ. 人間活動や開発行為のほかには、外来種や地球温暖化の影響により生態系のバランスが崩れることが危惧きぐされています。  
外来種の移入と拡大の防止に取り組むとともに、生物多様性について認識し、理解を深めることが、動植物との共生意識の向上や生態系の保全につながるため、生物多様性の重要性について啓発することが必要です。

**(3) 循環環境**

- ア. ごみの減量化・資源化は、少しずつ進んでいるものの、資源を無駄なく利用し、ごみを最小限に抑えるための取組をさらに推進するため、食品ロスの削減や、分別の徹底、さらには分別回収方法の検討など、リサイクルを促進する取組が必要です。
- イ. 水資源の確保と有効利用を目的とした節水の啓発や雨水の再利用の取組が必要です。
- ウ. 景観を損ねるごみのポイ捨てや不法投棄による苦情が発生しており、不法投棄防止の啓発と環境美化活動の推進が必要です。
- エ. ごみの適正な処理を推進するため、正しいごみ出しのルールについて啓発するとともに、ごみ処理施設の適正な運営管理を行い、環境影響を最小にすることが必要です。
- オ. 災害時には、迅速な復旧・復興じんそくを行うことはもとより、災害廃棄物について、市民の安全な生活環境を確保しながら迅速かつ適正じんそくに処理するため、「春日部市災害廃棄物処理計画」に基づき適正に処理することが必要です。

#### (4) 地球環境

- ア. 東日本大震災以降のエネルギーに対する考え方の変化も影響し、節電や冷暖房温度の調節など、市民・事業者・市のそれぞれにおいて、身近な行動から省エネルギーの取組が進んでいますが、今後は、さらなる省エネルギーの推進とともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー設備等の導入も併せて推進していく必要があります。
- イ. 温室効果ガス排出削減に向けて、自然と調和したコンパクトシティを目指すとともに、自転車や市コミュニティバス「春バス」などの最適利用を図る取組や低公害型・低炭素型の交通機関を推進していく必要があります。
- ウ. 燃費の改善に寄与するエコドライブや、夏場、冷房に頼り過ぎず快適に過ごせる緑のカーテンの取組など、COOL CHOICE<sup>クールチョイス</sup>をさらに推進していく必要があります。
- エ. 地球温暖化との関連が懸念される異常気象によって引き起こされる被害を軽減するための取組が必須となっており、まちづくりの検討の際にも異常気象による被害を低減するための視点を取り入れていく必要があります。
- オ. 地球温暖化によって既に起こりつつある影響に対して、自然環境や社会環境のあり方を調整する「適応策」の情報を収集し、広く市民に提供し、実施することが必要です。

#### (5) 環境意識・環境教育

- ア. 市民・事業者・市はそれぞれ、環境に配慮した行動に取り組んではいるものの、主体性を持った行動に乏しい傾向があります。各主体の間では、情報共有や意見交換が行われる機会は少なく、環境活動の展開は、限定的なものとなっています。今後、多様化する環境問題に対応するためには、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・事業者・市が協働して取組を進めていく必要があります。
- イ. 環境に関する活動への参加状況については、若年層における参加率が低い傾向にあることから、将来を担う子どもをはじめとして、幅広い年代に環境について学ぶための機会を増やしていく必要があります。



## 第3章 春日部市が目指す環境像

### 1 環境像

本市では、2007年（平成19年）3月に春日部市環境基本条例を施行し、前文で次のとおり定めるとともに、第3条で5つの基本理念を掲げています。

#### 春日部市環境基本条例

前文（一部抜粋）

私たちは、環境を構成する生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあることを認識するとともに、相互に協力して、環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、私たちの健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識したうえで推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、私たちの生存基盤である環境が、環境への負荷によって損なわれつつあることを認識したうえで推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に社会経済活動の在り方及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない社会が構築されるよう推進されなければならない。
- (4) 環境の保全及び創造は、現在及び将来における市民が健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、より良い環境が将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならない。
- (5) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を共通の課題として認識し、並びにすべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

春日部市環境基本条例の5つの基本理念から、本計画の基本理念として「保全・創造」、「パートナーシップ」、「循環・共生」の3項目を導きます。

第2次春日部市環境基本計画の基本理念

「保全・創造」「パートナーシップ」「循環・共生」

本市では、2007年（平成19年）3月の春日部市環境基本条例施行に続き、2009年（平成21年）4月に「自然と調和した春日部市」を目指し、春日部市環境都市宣言を行いました。

そこで、「春日部市環境基本条例」並びに「春日部市環境都市宣言」の理念達成に向け、本計画の3つの基本理念「保全・創造」、「パートナーシップ」、「循環・共生」に基づき、目指すべき環境像を次のとおり設定します。

目指すべき環境像

自然と人とは共生し 未来につなぐ環境を  
みんなで育てまもるまち・春日部

(1) 「自然と人とは共生し」

恵まれた自然環境と便利な生活が共存する循環型社会を創ります。

(2) 「未来につなぐ環境を」

豊かで美しい水や緑のなかで、心やすらかに暮らすことのできる春日部固有の自然と文化を未来へつなぎます。

(3) 「みんなで育てまもるまち」

一人ひとりが環境を敬う心と熱意を持ち、協力し合い、環境をみんなで育てまもるまちを目指します。

環境像を実現したまちの姿

省エネルギー・省資源・リサイクルなどの持続可能な社会づくりの取組を、みんなが協力して進め、水と緑に恵まれた自然環境とエコな暮らしが共存するまち

## 2 環境基本目標

本市の目指すべき環境像を実現するため、基本目標1～4及び基本目標<sup>プラスワン</sup>+1の合計5つの基本目標<sup>プラスワン</sup>を定めます。基本目標<sup>プラスワン</sup>+1は基本目標1～4に横断的に関わる施策です。これらすべてを市民・事業者・市が協働して推進します。なお、各基本目標の頭文字は「か・す・か・べ・し」となります。



### 基本目標 1



かいてき す くうき みず あんぜん じつげん  
快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

私たちの毎日の生活において、健やかな暮らしのできる環境を確保することは、非常に重要です。安全は、あらゆる公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点といえます。

#### 大気環境・水環境

工場への立入検査や生活排水に関する啓発など、大気汚染や水質汚濁などの防止対策を推進します。

#### 騒音・振動

事業者、工場等に対して、関係法令に基づいた規制・指導の充実を図ります。

#### 苦情相談

市民からの公害等の相談に対して迅速<sup>じんそく</sup>に対応し、市民が安心して暮らせる生活環境を確保します。



### 基本目標 2



す ゆた しぜん たよう せいぶつ きょうせい じつげん  
住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

私たちの身近な川や水辺、緑地には、多様な生き物が生息・生育しており、私たちの暮らしは、生物多様性のもたらす恵みに支えられています。地域における自然環境を生かし、守ることは、将来に継承すべき「自然共生型社会」を構築するための重要な取組です。

#### 生き物の生息・生育地の保全

緑地や水辺の保全などを進め、まち全体を生き物たちが生息・生育できる空間としていきます。自然を守り育て、「自然共生型社会」を目指します。

#### 歴史的・文化的財産としての自然の保全と将来への継承

歴史・文化を感じられる景観と調和した自然の保全と活用に取り組み、歴史的・文化的景観の魅力を支える貴重な自然を後世へ継承していきます。

基本目標 3



かんが げんりょう じそくかのう じつげん  
 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

私たちの社会経済活動は、大きな恩恵をもたらす一方で、資源を消費し、地球環境に大きな負荷を与えています。そのため、資源の消費を減らすには、全ての活動において、資源の再生を進め、環境負荷をできる限り少なくする「循環型社会」の構築に向けた取組が必要です。

ごみの発生抑制の推進

環境負荷の低減のため、市民一人ひとりによる、ごみの削減・再利用・再生利用を推進します。

基本目標 4



べんり むだ ていたんそ じつげん  
 便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

私たちの社会経済活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出し、地球環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、負荷の少ないライフスタイルを賢く選択する「低炭素社会」の構築が必要です。

地球温暖化防止を目的とした市民・事業者の活動支援

市民には、日常生活における省エネルギーや温室効果ガスの削減などの具体策を提示し、事業者には、省エネルギー機器の導入を図るとともに、地球温暖化対策の活動支援を行います。

都市の低炭素化を図るための環境整備

再生可能エネルギーなどの普及促進を目的として、市民・事業者・市のそれぞれが取り組める仕組みづくりを進めます。

基本目標 11



し しみん じぎょうしゃ し かんきょう とも かんが みすか こうどう じつげん  
 市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

基本目標 1～4を進めるためには、主体的に環境に対する行動を起こす人づくりが必要であり、すべての基本目標に共通した「横断的施策」として位置づけます。

環境にやさしいライフスタイルの推進

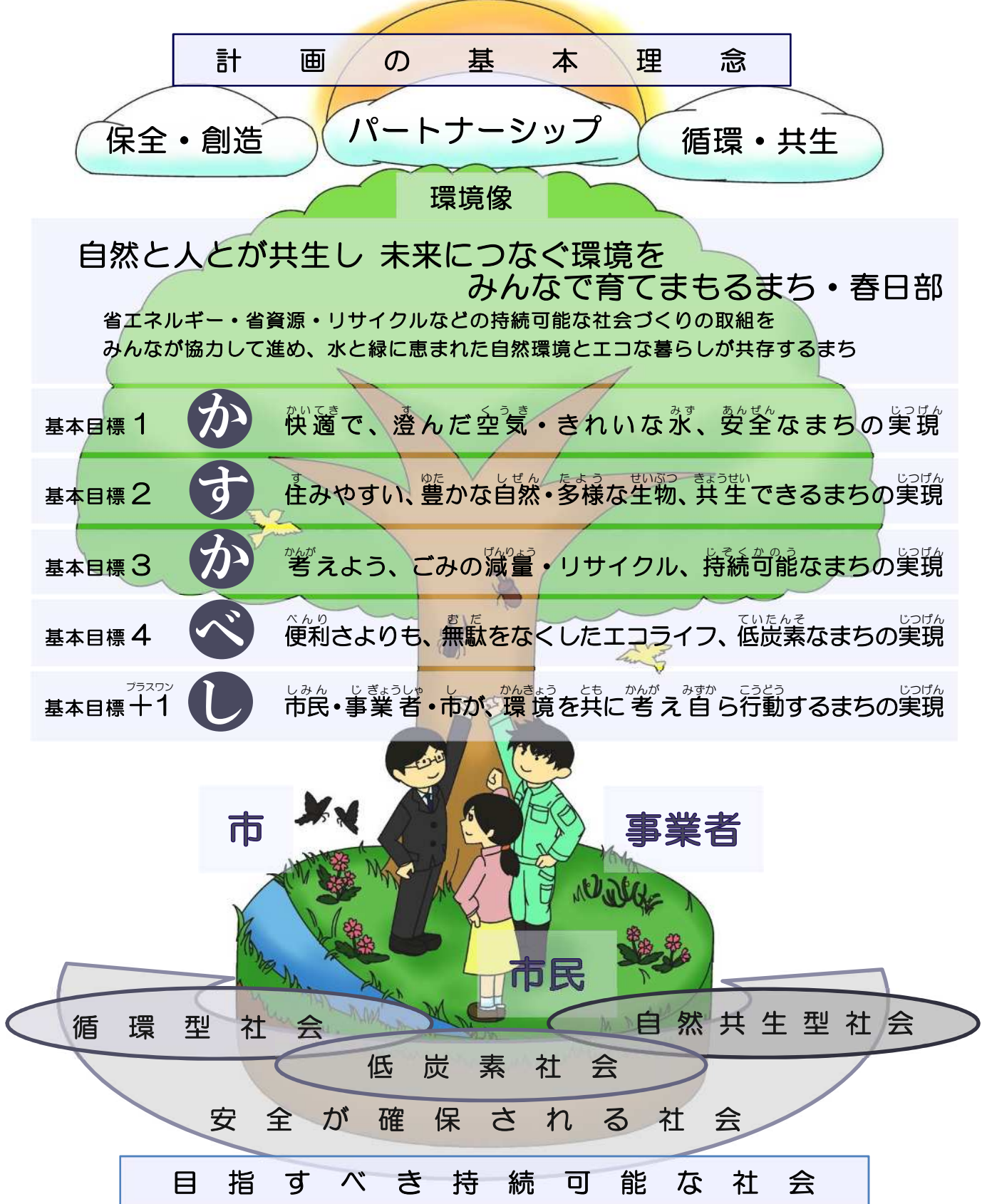
省エネルギー、省資源、生物多様性の保全など、市民一人ひとりが自ら率先して行動できるよう、環境にやさしいライフスタイルを推進します。

人材の育成

環境について学ぶ機会を増やし、地域や学校において、環境学習や環境配慮行動についてアドバイスができる人材育成を行います。

【図表 3-1：環境像実現のための施策の体系】


春日部市環境基本条例基本理念





### 3 取組の体系

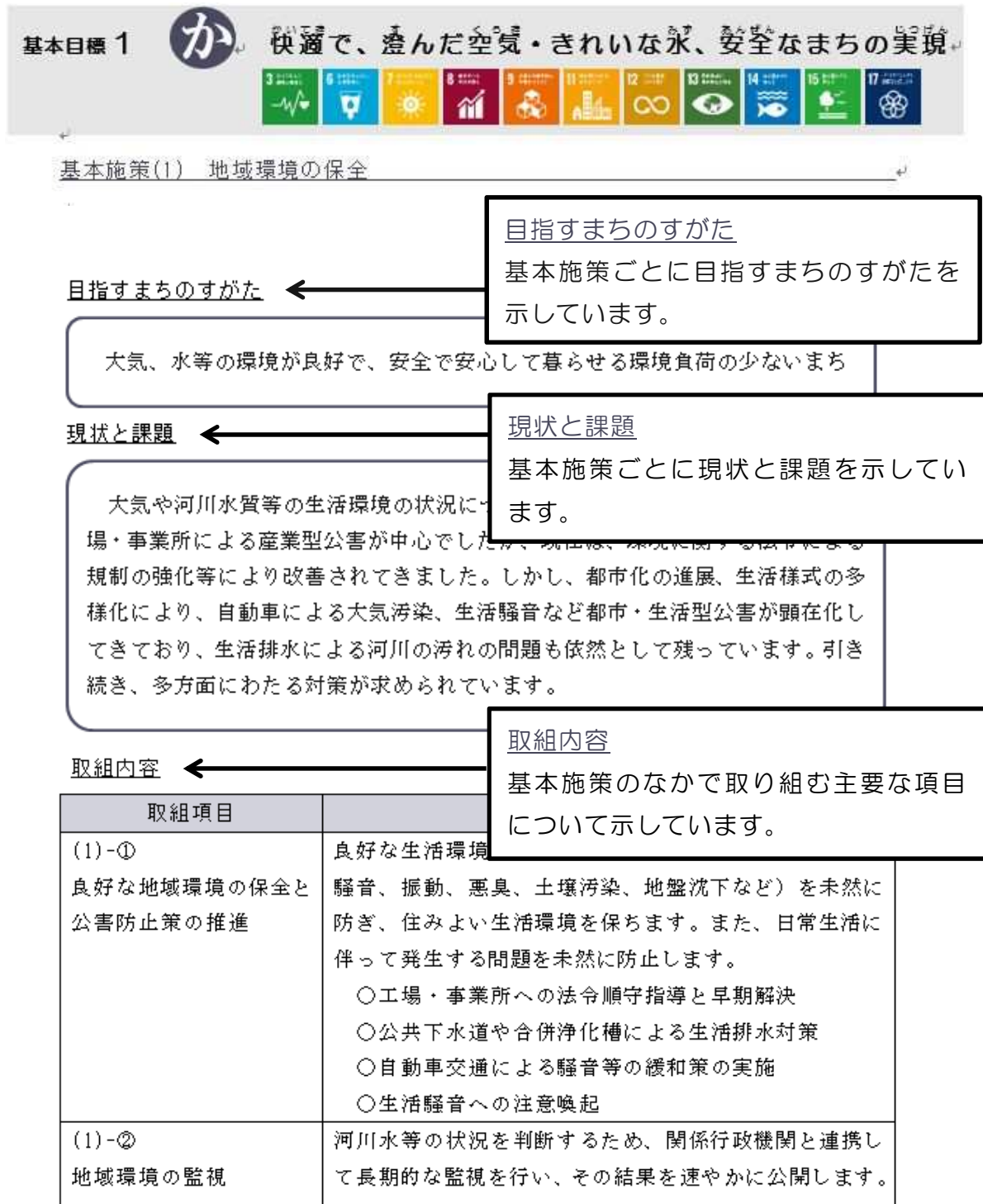
環境像を実現するための基本施策と取組項目は次のとおりとします。

基本目標	基本施策	取組項目
基本目標 1  か 快適で、 澄んだ空気・きれいな水、 安全なまちの実現	(1) 地域環境の保全	(1)-① 良好な地域環境の保全と公害防止策の推進 (1)-② 地域環境の監視
	(2) 化学物質の監視	(2)-① 化学物質による環境リスクへの対応 (2)-② 化学物質の情報共有・相互理解の推進 (2)-③ 化学物質等の監視 (2)-④ 石綿対策の推進
基本目標 2  す 住みやすい、 豊かな自然・多様な生物、 共生できるまちの実現	(1) 身近な自然環境の保全	(1)-① 緑地と水辺環境の保全 (1)-② 歴史・文化・景観が調和する自然の保全と継承 (1)-③ 良好な景観の形成
	(2) 自然の活用の推進	(2)-① 開発等と自然との関係調整 (2)-② 農地の維持・保全、都市農業の活性化
	(3) 生物多様性の保全	(3)-① 生物多様性の保全の取組
基本目標 3  か 考えよう、 ごみの減量・リサイクル、 持続可能なまちの実現	(1) ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進	(1)-① ごみの発生の抑制 (1)-② 再資源化の推進 (1)-③ 水の循環利用の推進
	(2) 不法投棄の防止・環境美化活動の推進	(2)-① 不法投棄防止の推進 (2)-② 環境美化活動の推進 (2)-③ 路上喫煙防止の推進
	(3) ごみの適正処理の推進	(3)-① 適正処理の確保 (3)-② 災害廃棄物の適正処理
基本目標 4  へんり 便利さよりも、 無駄をなくしたエコライフ、 低炭素なまちの実現	(1) エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進	(1)-① 省エネルギーの推進 (1)-② 都市整備等における低炭素化 (1)-③ 環境配慮商品等の購入の推進
	(2) 再生可能エネルギー等の導入推進	(2)-① 再生可能エネルギー等の導入推進 (2)-② 市有施設における再生可能エネルギー設備等の導入推進
	(3) 地球温暖化適応策	(3)-① 異常気象に備えたまちづくり (3)-② 気候変動への対応に関する情報提供 (3)-③ 気候変動に適応した農作物への転換支援
プラスワン 基本目標 + 1  し 市民・事業者・市が、 環境を共に考え自ら 行動するまちの実現	(1) 環境意識  ※横断的施策	(1)-① 環境にやさしいライフスタイルの推進
	(2) 環境教育  ※横断的施策	(2)-① 人材の育成

## 第4章 環境像実現に向けた基本施策

本計画を効果的に推進し、環境像を実現するためには、各施策や事業に総合的に取り組むことが必要です。環境像の実現に向けた環境基本目標を具体化するため、市が取り組む基本施策ごとに「目指すまちのすがた」、「現状と課題」、「取組内容」について示します。

【図表4-1：基本施策の見方】



基本目標 1



かいてき、す 快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現



基本施策(1) 地域環境の保全

目指すまちのすがた

大気、水等の環境が良好で、安全で安心して暮らせる環境負荷の少ないまち

現状と課題

大気や河川水質等の生活環境の状況については、公害問題として、かつては工場・事業所による産業型公害が中心でしたが、現在は、環境に関する法令による規制の強化等により改善されてきました。しかし、都市化の進展、生活様式の多様化により、自動車による大気汚染、生活騒音など都市・生活型公害が顕在化してきており、生活排水による河川の汚れの問題も依然として残っています。引き続き、多方面にわたる対策が求められています。

取組内容

取組項目	内容
(1)-① 良好な地域環境の保全と 公害防止策の推進	<p>良好な生活環境を阻害する公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下など）を未然に防ぎ、住みよい生活環境を保ちます。また、日常生活に伴って発生する問題を未然に防止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場・事業所への法令順守指導と早期解決</li> <li>○公共下水道や合併浄化槽による生活排水対策</li> <li>○自動車交通による騒音等の緩和策の実施</li> <li>○生活騒音への注意喚起</li> </ul>
(1)-② 地域環境の監視	<p>河川水等の状況を判断するため、関係行政機関と連携して長期的な監視を行い、その結果を速やかに公開します。</p>

市の花  
フジ Vol.1

市の花であるフジは、マメ科フジ属のツル性の落葉低木で、春に淡紫色又は白色の花を房状に咲かせます。日本最古の文献「古事記」や歌集「万葉集」にもフジが登場し、古くから人々に愛されてきました。



基本目標 1



快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現



基本施策(2) 化学物質の監視

目指すまちのすがた

化学物質に対する正しい情報や知識を共有し、相互に理解を深めているまち

現状と課題

化学物質による人や動植物への影響を減らすためには、法令遵守はもとより、事業者による適正管理を促進するとともに、市民・事業者・市が化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

また、今後、全国的に増加が見込まれている、石綿(アスベスト)使用建築物の解体工事に伴う石綿飛散の防止や、東京電力福島第一原子力発電所事故による環境への影響について、把握することが必要です。

取組内容

取組項目	主な内容
(2)-① 化学物質による環境リスクへの対応	PRTR 制度や PCB 廃棄物の保管・処理など、化学物質に関する規制について周知、啓発を行います。
(2)-② 化学物質の情報共有・相互理解の推進	事業者が地域住民に対して、化学物質に関する情報公開をすることにより、相互に理解を図れるよう、県等と連携した支援に努めます。
(2)-③ 化学物質等の監視	化学物質、空間放射線量の監視を実施します。
(2)-④ 石綿対策の推進	石綿の大気中への飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策の指導を徹底します。

市の花  
フジ Vol.2

市内にある牛島のフジは、樹齢1,200年以上ともいわれ、1955年(昭和30年)8月に国の特別天然記念物に指定、1989年(平成元年)には新日本名木百選にも選ばれました。



春日部市の花・木・鳥 コラム



## 基本施策(1) 身近な自然環境の保全

### 目指すまちのすがた

豊かな緑と水辺の保全、公園の適正な管理が行われているまち

### 現状と課題

都市化に伴い、人と自然との関係が薄れつつあります。自然への関心を高めるまちづくりを推進するため、自然とのふれあいの場である公園や川沿いの緑道等の適正管理を行うことが必要です。

また、歴史・文化・景観が調和した自然の保全・活用を進めながら、市の貴重な自然を後世へと継承し、地域の郷土愛を育てていくことが必要です。

### 取組内容

取組項目	主な内容
(1)-① 緑地と水辺環境の保全	地域特性を生かしながら、自然とのふれあいや心のやすらぎの場となる公園や川沿いの緑道等の適正管理に取り組みます。
(1)-② 歴史・文化・景観が調和する自然の保全と継承	「春日部市景観条例」や「春日部市景観計画」に基づいた美しいまちづくりと、歴史・文化・景観の魅力を支える自然の保全、活用に取り組みます。また、春日部の歴史・文化を学習する機会を増やします。
(1)-③ 良好な景観の形成	公共施設における魅力ある景観の創出や、屋外広告物などの規制により、良好な景観の形成を進めます。

#### 市の花 フジ Vol.3

春日部郵便局から春日部地方庁舎間の車道を挟んで左右の歩道上に約1.1kmの藤棚が1980年(昭和55年)に整備され、「ふじ通り」として親しまれています。毎年、「春日部藤まつり」の頃には、200本を超えるフジが花房のすだれをつくり、市民の皆さんをお待ちしています。



春日部市の花・木・鳥 コラム

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現



基本施策(2) 自然の活用の推進

目指すまちのすがた

開発行為や建築行為に対して、自然と調和する活動が行われているまち

現状と課題

開発行為や建築行為によって緑や農地、水辺が減少しています。ヒートアイランド対策の点からも、街路樹や屋敷林などの既存の緑を守るとともに、さらなる緑化活動、農地の適切な保安全管理に取り組むことが必要です。

取組内容

取組項目	主な内容
(2)-① 開発等と自然との関係調整	開発行為、建築行為に対する緑化や公園緑地設置等の指導を行います。 環境に配慮した自然と調和した空間づくりを目指し、地区計画や建築協定を推進します。
(2)-② 農地の維持・保全、都市農業の活性化	農業環境を保全し、農産物の地産地消を目指します。また、農地による地下水かん養や洪水調節機能を確保します。

市の木  
キリ Vol.1

キリは、ゴマノハグサ科キリ属の落葉広葉樹です。高さは約10メートルで、初夏に淡紫色の花を付けます。キリは、日本の樹木のなかで最も軽い木材です。木目が美しく、狂いが少ないため、たんすなどに用いられます。市では、特産品である桐たんす、桐箱、押絵羽子板などの材料として用いられています。





### 基本施策(3) 生物多様性の保全

#### 目指すまちのすがた

多様な生き物が生息し、バランスのとれた生態系が守られているまち

#### 現状と課題

開発行為、外来種の移入や地球温暖化の影響によって全国的に生物の多様性が失われつつあります。また、ペットとして飼いきれなくなったアライグマなどが野生化、繁殖して生態系のバランスを壊しつつあります。生物多様性の重要性を理解するとともに、外来種の移入と拡大の防止をすることが必要です。

#### 取組内容

取組項目	主な内容
(3)-① 生物多様性の保全の取組	希少生物種の生息・生育状況の情報を収集するとともに、生息空間の保全に取り組みます。
	外来生物法や生態系被害防止外来種リストに基づく外来生物対策を行います。
	市民参加による生き物調査を実施します。
	自然保護に関する意識の向上を目的とした自然観察教室を開催します。



自然観察会の様子

基本目標 3



かんが 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現



基本施策(1) ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進

目指すまちのすがた

ごみの減量化、分別処理が適正に行われ、リサイクル、資源化が進んでいるまち

現状と課題

ごみの減量化・資源化は少しずつ進んでいますが、分別の徹底や回収方法の検討など、意識啓発を図るためのさらなる取組が必要です。

取組内容

取組項目	主な内容
(1)-① ごみの発生の抑制	3R（リデュース・リユース・リサイクル）と3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）を促進するほか、公共施設におけるペットボトルキャップの分別回収を行います。 また、食品ロスを減らし、食糧資源の有効利用を啓発することでごみの減量化を推進します。
(1)-② 再資源化の推進	リサイクル活動や事業に対しての支援を促進します。
(1)-③ 水の循環利用の推進	水資源の確保のため、節水の啓発や雨水の再利用を推進します。

市の木  
キリ Vol.2

桐たんすや桐箱などの桐工芸品は、江戸幕府3代将軍 徳川家光による日光東照宮の造営に携わった大工が、日光街道の宿場町であった粕壁宿で伝え、江戸時代中頃から後半にかけて広まったといわれています。また、押絵羽子板は、戦時中、浅草の職人たちが、桐工芸品の伝統がある春日部に疎開してきたことに始まります。市の木「キリ」については、南栄町中央児童公園、大沼第4公園、牛島公園などでみることができますので、ぜひご覧になってください。





## 基本目標 3



かんが 考えよう、ごみの<sup>げんりょう</sup>減量・リサイクル、<sup>じぞくかのう</sup>持続可能な<sup>じつげん</sup>まちの実現



## 基本施策(2) 不法投棄の防止・環境美化活動の推進

### 目指すまちのすがた

ごみの散乱、不法投棄のない美しいまち

### 現状と課題

タバコの吸い殻や空き缶等の生活ごみのポイ捨て、空き地や集積所への家電製品や家具類、建設廃材などの不法投棄が見受けられます。不法投棄を防止し、環境美化推進のための取組が必要です。

また、近年プラスチックごみのポイ捨て、不法投棄を一因としたマイクロプラスチックによる海洋汚染も問題になっています。

### 取組内容

取組項目	主な内容
(2)-① 不法投棄防止の推進	ごみの適切な処理についての啓発・指導等により、不法投棄の未然防止を推進します。
(2)-② 環境美化活動の推進	地域の環境美化推進のため、屋外広告物の対策や地域の清掃活動を支援します。
(2)-③ 路上喫煙防止の推進	「春日部市路上喫煙の防止に関する条例」について、幅広い方法で啓発を行い、路上喫煙の防止に努めます。



環境美化活動の様子



路上喫煙防止の巡視の様子



基本施策(3) ごみの適正処理の推進

目指すまちのすがた

有害廃棄物や産業廃棄物についても情報共有が進み、適正に処理されているまち

現状と課題

ごみの適正な処理を推進するため、一般廃棄物の正しいごみ出しのルールのほか、フロン類・PCB（ポリ塩化ビフェニル）・石綿などの有害廃棄物の処理について啓発を行い、ごみ処理施設の効率的な運営管理を行うことが必要です。

また、PCB 廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により高濃度 PCB 廃棄物を 2022 年度（令和 4 年度）末までに、低濃度 PCB 廃棄物を 2026 年度（令和 8 年度）末までに全て処理することが示されています。

そのため、県と連携しながらこれらの適正処理を進めていくことが重要です。

取組内容

取組項目	主な内容
(3)-① 適正処理の確保	「春日部市一般廃棄物処理基本計画」を推進するとともに、フロン類・PCB・石綿などの有害廃棄物の適正処理について啓発します。また、ごみ処理施設の適正管理を行います。
(3)-② 災害廃棄物の適正処理	災害が発生した場合には「春日部市災害廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を行います。市民の安全な生活環境を確保するとともに、迅速な復旧・復興を行うため、災害廃棄物の処理にあっても、環境に配慮した対策を実施していきます。

市の鳥  
ユリカモメ Vol.1

ユリカモメは、チドリ目カモメ科の冬鳥で、全長約 40cm、足とくちばしは赤色、羽は灰色をしています。頭部の色は、夏場は茶色、冬場は白くなります。目の後ろに黒い斑点があるのが特徴です。



基本目標 4



べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現



基本施策(1) エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進

目指すまちのすがた

省エネルギーの取組を進めることで、快適でありながら低炭素な暮らしができるまち

現状と課題

温室効果ガス排出量の削減を進めるため、市民・事業者・市それぞれでエネルギーの管理に関する意識啓発と高効率設備の導入による省エネルギーを推進することが必要です。

取組内容

取組項目	主な内容
(1)-① 省エネルギーの推進	エネルギーの管理に関する手法や高効率設備の導入による省エネルギーを進めるための情報提供をします。
(1)-② 都市整備等における低炭素化	自然と調和したコンパクトシティを目指すと同時に、エコドライブやエコカーの普及を推進します。
(1)-③ 環境配慮商品等の購入の推進	市役所におけるグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入やエコマーク商品の購入を推進するための情報提供を行います。

市の鳥  
ユリカモメ Vol.2

ユリカモメは、平安時代の代表的な物語「伊勢物語」に歌われた、都鳥です。主人公といわれている京の貴族 在原業平は、遠く都を離れて東国を旅している時に、隅田川（現在の古隅田川）に遊ぶ都鳥をみて、ふるさとの京の都を懐かしみ、歌を詠みました。春日部八幡神社参道の「都鳥の碑」は、この故事を記念して幕末の嘉永6年（1853年）に建てられたものです。



春日部市の花・木・鳥 コラム



## 基本施策(2) 再生可能エネルギー等の導入推進

### 目指すまちのすがた

再生可能エネルギー設備等の導入が進み、火力発電になるべく頼らないクリーンなまち

### 現状と課題

再生可能エネルギーのうち、特に太陽光発電設備の導入は進んでいますが、地域の温室効果ガス排出量は、削減できていません。実効性のある地球温暖化対策を行うためには、二酸化炭素を大量に発生するエネルギー利用のあり方を見直し、環境にやさしい再生可能エネルギー等の導入を今まで以上に進めていくことが必要です。

### 取組内容

取組項目	主な内容
(2)-① 再生可能エネルギー等の導入推進	再生可能エネルギー・蓄エネルギーなどのエコ設備の導入を推進するため、情報提供をします。
(2)-② 市有施設における再生可能エネルギー設備等の導入推進	「春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画」を推進し、太陽光発電設備等の導入を進めます。

### 武里太陽光発電所

2015年（平成27年）8月、個人の寄附により沼端小学校第二グラウンド跡地に自然エネルギーを活用した太陽光発電所が完成しました。発電所には、発電量が確認できるように発電メーターパネルを設置しています。



## 基本目標 4



べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちのじつげん 実現



## 基本施策(3) 地球温暖化適応策

## 目指すまちのすがた

気候変動について情報を収集し、温暖化の影響に備えるまち

## 現状と課題

温室効果ガスによる気候変動すなわち地球温暖化は、集中豪雨や猛暑などの異常気象の発生に関係していると考えられており、今後、増加すると推定される異常気象の被害を減らすための対応が求められています。また、適応策に関する情報を収集し、広く市民に提供することが必要です。

## 取組内容


取組項目	主な内容
(3)-① 異常気象に備えた まちづくり	まちづくり検討の際に、豪雨や猛暑による被害が低減されるように配慮します。
(3)-② 気候変動への対応に 関する情報提供	クールビズ・ウォームビズの取組などの、地球温暖化に適応するための対策や、地球温暖化の現状について、情報提供をします。
(3)-③ 気候変動に適応した農作物への 転換支援	高温の気象条件に対応した作物の品種改良や変更に関する情報を収集し、農家等へ情報提供します。


市の鳥  
ユリカモメ Vol.3

ユリカモメは冬場、市内の中心を流れる古利根川にえさを求めて飛来し、その愛らしい姿で市民の皆さんに親しまれています。午前中に古利根公園橋の欄干らんかんに止まって、日光浴を楽しんでいる姿をよくみかけることができますので、ぜひご覧になってください。



春日部市の花・木・鳥 コラム

基本目標 11  プラスワン **市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現** しみん しぎょうしゃ し かんきょう とも かんが みずか こうどう じつげん



## 基本施策(1) 環境意識

### 目指すまちのすがた

一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践するまち

### 現状と課題

多くの環境問題について、市は情報を提供し、市民・事業者と共通認識を持って共に考え、解決に向けた行動をすることが重要です。

そのなかでも、多様化する環境問題に対応するためには、一人ひとりが環境を敬う心と熱意を持ち、それぞれの役割分担のもとで環境に配慮した行動を主体的に実践することが重要です。

そのため、環境意識の啓発を進めるとともに、市民・事業者・市の取組を結び付け、交流する場を増やしていくことが必要です。

### 取組内容

取組項目	主な内容
(1)-① 環境にやさしい ライフスタイルの推進	環境問題について理解を深める効果的な情報提供や発表・展示等の企画を行います。 市民・事業者・市のネットワークを生かした推進体制を構築します。



## 基本施策(2) 環境教育

### 目指すまちのすがた

誰もが環境問題に関心を持ち、環境に関する豊かな知恵が生かされるまち

### 現状と課題

美しい環境を保全し、将来へ引き継いでいくためには、環境に配慮した行動を実践し、その知恵を周囲へ広げられる人材の育成が重要です。

環境に関わる活動への参加状況については、若年層における参加率が低い傾向にあることから、将来を担う子どもを中心に、多様な年代に対して、学校や地域における環境学習を進めるとともに、県や近隣大学等と連携しながら、環境に関する幅広い知識を学ぶ機会を増やしていくことが必要です。

### 取組内容

取組項目	主な内容
(2)-① 人材の育成	将来を担う子どもを中心に、市民に幅広く環境について学ぶための機会を増やし、人材育成を進めます。

## 第5章 それぞれの環境配慮指針

### 1 各主体の取組

#### (1) 市民・事業者・市の環境配慮の必要性

社会経済活動の発展に伴い、私たちの暮らしは便利で豊かになる反面、都市化やライフスタイルは多様化し、環境へ与える負荷が増加しています。

私たちの日常生活、事業活動に伴って生じる環境負荷を減らし、本市の目指すべき環境像を実現するためには、本計画の担い手である市民・事業者・市の各主体が、それぞれの役割を認識し、一人ひとりが環境に配慮した行動に主体的、積極的に取り組むことが大切です。

各主体が、環境に配慮した行動を実践するためのガイドラインとして、次の3つに分類して環境配慮指針を示します。

#### 「市民のだれもが取り組むこと」

市民・事業者・市の3者が取り組むべき行動であり、日常生活や事業活動、行政において望まれる最も基本的な行動で、モラルなども含んでいます。

#### 「事業者が取り組むこと」

市内において事業活動を行う上で、配慮すべき行動です。法令により規制される事項や、地域社会を支えるための行動です。なお、市も環境に負荷を与える事業者としての側面を持つことから、事業者の一部に含まれます。

#### 「市が取り組むこと」

まちづくりをはじめとした市が担う役割や、他の主体への啓発活動等の取組です。各種環境法令による規制や指導のために行う行動も該当します。

#### (2) 環境配慮指針の留意点

本章の「市民・事業者・市が実施する環境配慮行動」は、前述の市の取組である「第4章 環境像実現に向けた基本施策」に対応しています。

市民・事業者・市のそれぞれの立場ごとに、着実に取り組んでいただきたい基本的な行動や取組を指針として示したものです。

掲げた項目の実践を通じて、より高い意識を持って、積極的な環境への配慮行動を自発的に起こしていくことが望まれます。



## 2 市民・事業者・市が実施する環境配慮行動

**基本目標 1** **か** 快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

基本施策 (1) 地域環境の保全



「大気、水等の環境が良好で、安全で安心して暮らせる環境負荷の少ないまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

### 市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○自動車の利用はできるだけ控え、自転車、公共交通機関を利用します
○燃費が良く排ガスの少ないエコカーの購入を進めます
○エコドライブに努めます
○タイヤの空気圧の点検など、定期的な車両整備を行います
○アイドリングストップに努めます
○農薬等は適正に取扱い、散布時には風向きに配慮します
○野外焼却など大気汚染の原因となる行為を行いません
○食器洗いはあらかじめ汚れを拭き取って、適量の洗剤で洗います
○調理くず、食べ物の残り、廃食油は、排水口に流しません
○洗濯は、洗剤の種類と使い方を確認して適切な水量で行います
○環境に配慮してつくられた農産物の購入に努めます
○騒音・振動・悪臭で近隣に迷惑をかけません
○ペットは適正に飼養し、近隣に迷惑をかけません
○公共下水道や合併処理浄化槽への切り替え工事を速やかに行います
○浄化槽は、適正な維持管理を行います

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○ばい煙や汚水は、法令等に基づく規制基準を遵守します
○減農薬で農産物を育て、環境にやさしい農業を目指します
○工場・事業場からの騒音・振動・悪臭は、法令等に基づく規制基準を遵守し、近隣の静かな環境を守ります
○店舗営業にあたり、スピーカー等の騒音を発生させません
○工事用車両・機械は、低騒音・低振動タイプの使用に努め、休日・夜間・早朝の使用を控えます
○工法や作業時間を工夫し、騒音・振動を軽減します
○工事の際には、防音シート等を設置し、騒音及び粉じんの飛散を防止します
○騒音などの苦情が寄せられた場合には、適正な対応と早期解決に努めます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○工場・事業場への立入検査を計画的に行います
○一般廃棄物処理施設から発生する排水・排ガス等を規制に基づき適正に管理します
○河川水などの環境調査を行い、評価結果を公表します
○光化学スモッグ、PM2.5に関する注意報等の情報発信を行います
○公共下水道の整備・接続を推進します
○公共下水道の計画がない区域では、合併処理浄化槽の普及を促進します
○自動車交通騒音を緩和する高機能舗装による整備を推進します
○水道水源となる県水の利用により、地下水のかん養を促すとともに地盤沈下を抑制します
○公共工事では計画段階から竣工後の全般にわたって、事業が環境に与える影響を考慮し環境保全対策に取り組みます
○工場と住宅の分離など、適正な土地利用を推進します
○駐車場設置者にアイドリングストップ看板の設置を促します
○カラオケ等の深夜営業による騒音の防止対策を行います
○野焼き、焼却炉使用による大気汚染や悪臭を防止することを呼びかけます
○低公害な公共交通機関である市コミュニティバス「春バス」の利用を促進します
○エコドライブについての情報提供を行います
○国や埼玉県と連携し、大気汚染常時監視結果の情報提供を行います

基本目標 1 **か** 快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現  
 基本施策 (2) 化学物質の監視



「化学物質に対する正しい情報や知識を共有し、相互に理解を深めているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○化学物質に関する情報の共有・交換に努めます

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○化学物質は適正に使用し、かつ適正に保管します
○環境活動の取組や使用する化学物質等の情報について、地域住民に発信する環境コミュニケーションを実施します
○建物を解体する場合には、石綿が含まれていないか事前調査し、含有している場合には飛散防止対策を徹底します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○事業者が地域住民を対象に実施する環境コミュニケーションを支援します
○県が実施する農産物の放射性物質検査へ協力し、情報共有を行います
○空間放射線量の調査を実施し公表します
○石綿の解体現場における、飛散防止対策を促します
○化学物質やPCB等の適正管理に関する規制等について事業所へ周知します
○フロン類などの化学物質の適正な管理について啓発します

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策 (1) 身近な自然環境の保全



「豊かな緑と水辺の保全、公園の適正な管理が行われているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○自然とのふれあいの場として、街路樹の藤棚や公園の樹木などを大切にします
○敷地内、建物の壁面、屋上の緑化に努めます
○敷地内の生垣や植木の剪定を適正に行います
○河川の清掃に参加します
○浸透ますを整備し、雨水の地下浸透を促進します
○歴史・文化・景観の魅力を支える自然の保全に協力します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○事業所の屋外看板等の設置の際には、街の景観に配慮します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○各学校が取り組む緑化活動を支援します
○透水性舗装を整備し、雨水の地下浸透を促進します
○生垣を推奨し、設置奨励金制度について周知します
○アダプトプログラムによる公共空間の美化活動について周知します
○交通の支障となる生垣や植木の道路へのはみ出しについて適正管理を促します
○河川・水路・道路に不法な占有等があった場合、撤去を促します
○水辺と親しむ啓発事業を実施します
○河川・水路の清掃を実施し、清掃の取組について啓発します
○「春日部市景観条例」や「春日部市景観計画」に沿った美しいまちづくりを推進します

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策 (2) 自然の活用の推進



「開発行為や建築行為に対して、自然と調和する活動が行われているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと


行動や取組の内容
○地元農産物を購入し、地産地消を推進します

事業者が取り組むこと



行動や取組の内容
○地下水かん養や洪水調節機能をもった農地を推進します
○環境保全型農業（有機農業・特別栽培）を推進します
○開発行為や建築行為を行う際は、周囲の自然環境に配慮した整備に努めます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○地区計画に沿ったまちづくり、建築協定制度の案内を行います
○農道や用排水路などを整備し、緑豊かな農地を保全します
○農業体験の協力・支援を行い、農業の活性化に努めます
○地区計画や建築協定によって地区の特性やニーズに沿ったまちづくりを推進します

基本目標 2  す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策 (3) 生物多様性の保全

「多様な生き物が生息し、バランスのとれた生態系が守られているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○敷地内に草木や花を植えて、生き物の生息環境を良好にします
○野鳥や草花等をはじめとした生態系を大切にします
○地域で開催される自然観察会などに参加します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○外来生物法や生態系被害防止外来種リストに基づく外来生物対策を行います
○重傷により緊急を要する野生鳥獣を保護します
○環境団体等や学校と連携し、地域の生態系の把握に取り組めます
○街路樹の剪定は、ムクドリなどの防除と景観美化の両面を考慮して実施します

基本目標 3 **か** かんが 考えよう、げんりょう ごみの減量・リサイクル、じそくかのう 持続可能なまちの**実現**  
 基本施策 (1) ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進



「ごみの減量化、分別処理が適正に行われ、リサイクル、資源化が進んでいるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○ごみは、適正に分別します
○不要となった使用可能な物品は、新たな使用者へ引継ぎます
○缶・紙・牛乳パック・食用油などのリサイクルに取り組みます
○繰り返し使用できる製品を購入します
○必要な物を必要な分だけ購入するように心がけます
○過剰な包装は控え、ごみの排出が少ない買い物をします
○3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）を実践します
○食品廃棄物を減らして無駄なく消費することで、ごみを減量化します
○生ごみの堆肥化に努めます
○水の無駄遣いをしません
○雨水を有効利用します
○風呂水を再利用します
○カラス・ハト・野良猫等にごみを荒らされないよう、ルールを守ってごみを出します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○書類等の電子化を進め、ペーパーレス化を図ります
○両面コピーやミスコピーの裏面利用を行い、紙使用量を削減します
○用紙や封筒は、古紙配合率の高い再生紙を使用します
○事務用品は、廃木材・廃プラスチックなどの再生製品を購入します
○事業活動で出るごみの再資源化を推進します
○雨水利用施設・設備の設置に努め、トイレ用水などに有効利用します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○家庭ごみの分別や出し方のルールについて、ゴミニケーションカレンダーを通じて啓発します
○公共施設にインクカートリッジの回収箱を設置し、資源化を進めます
○公共工事では、再生アスファルト・再生砕石などの再生材を積極的に使用します
○家電リサイクル法の情報提供を行います
○幅広い世代に3Rへの取組を啓発します
○古紙の溶解及び再生処理システムの導入、啓発を促進します
○簡易包装に配慮するよう事業者へ啓発します
○家庭や飲食店等に対して食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減について啓発します
○生ごみの減量化や有効活用方法の普及を推進します
○春日部市役所プラスチック・スマート宣言に則り、使い捨てプラスチック製品をなるべく使わないように心がけます
○公共施設におけるペットボトルキャップの分別回収を行います。



## 基本目標 3



かんが 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

基本施策 (2) 不法投棄の防止・環境美化活動の推進



「ごみの散乱、不法投棄のない美しいまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

## 市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○ごみのポイ捨てをしません
○クリーンデーや江戸川クリーン大作戦などの地域や団体の清掃活動に参加します
○クリーンかすかべ推進員の活動に協力します
○喫煙は定められた場所で行います
○ペットの散歩の際にはフンの後始末をし、他人の家の前など迷惑のかかる場所でフンや尿をさせません

## 市が取り組むこと

行動や取組の内容
○ポイ捨て防止を推進します
○「春日部市路上喫煙の防止に関する条例」について周知します
○不法投棄防止のため監視を行います
○アダプトプログラムを通じた公共空間の美化活動を促進します
○ペットのフン害防止に関して、マナー向上を啓発します

基本目標 3



かんが

考えよう、ごみの減量・リサイクル、

げんりよう

持続可能なまちの実現

じぞくかのう

じつげん

基本施策 (3) ごみの適正処理の推進



「有害廃棄物や産業廃棄物についても情報共有が進み、適切に処理されているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○産業廃棄物の現状や処理に関する理解を深めます
○冷蔵庫やエアコンなどを廃棄する場合には、家電リサイクル法に基づき処分します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○PCB や石綿などの有害廃棄物は規制に基づいて適正に処理します
○製品化する場合には廃棄することを想定して、資材・材料の選定を行います
○産業廃棄物の現状について情報提供を行います
○産業廃棄物として排出した後も、処理施設の維持管理状況や処分場の残余容量などに注意を払います

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○ごみ処理施設を適正に管理します
○ごみの適正処理について啓発します
○公共工事で発生した廃材・残土などが適正に処理されているか確認します
○建設リサイクル法に基づく届出について周知します
○災害時には、「春日部市災害廃棄物処理計画」に基づいた災害廃棄物の処理を行います
○事業者へ石綿の適正処理を促します
○有害廃棄物処理の現状について知る機会を創出します
○廃棄の際に環境へ影響が少ない資材・材料を選択するように啓発します

基本目標 4



べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現

基本施策 (1) エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進



「省エネルギーの取組を進めることで、快適でありながら低炭素な暮らしができるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○家庭エコ診断、省エネ診断を活用します
○エコマーク製品などの環境配慮製品を購入します
○照明は、積極的に LED へ更新します
○家電製品を買い替えるときには、節水・省エネルギー性能に優れたものを選びます
○電力会社は、環境に配慮した電気を提供している会社を選びます
○冷暖房使用の際は、おおむね室温が暖房時 20℃、冷房時 28℃となるように調節します
○夏季は、緑のカーテンや遮熱カーテン等を活用し、節電に取り組みます
○こまめな消灯を心がけます
○エレベーターは使用を控え、階段を使用します (2 アップ 3 ダウン)
○食品の購入に際しては、地元産などの輸送コストの低い商品を購入します
○住宅・ビルの建築・リフォームに際しては、高断熱化及び高効率設備を取り入れます
○自動車の利用はできるだけ控え、自転車、公共交通機関を利用します【再掲】
○燃費が良く排ガスの少ないエコカーの購入を進めます【再掲】
○エコドライブに努めます【再掲】
○クールビズ、ウォームビズの服装で、省エネルギーに努めながらも快適に過ごします
○夏季は、みんなで涼しさを共有するクールシェアに取り組みます
○冬季は、みんなで暖かなところに集まるウォームシェアに取り組みます
○宅配便は、時間帯や場所を指定して一度で受け取り、再配達を防止します
○ライトダウンキャンペーンに参加します
○エコライフ DAY の取組に参加します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○ESCO 事業者、エコチューニング事業者のサービスを活用し、ビルや工場の省エネルギーを進めます
○エコアクション 21 <sup>o</sup> をはじめとする環境マネジメントシステムを通じて、環境への負荷を計画的に低減します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○市の事務事業における温室効果ガス排出量を抑制します
○価格や品質に加えて、ライフサイクルにおける環境負荷を考慮して物品を調達します
○「春日部市立地適正化計画」に基づき、コンパクトシティの形成を目指します
○車に頼らないまちづくりを進めることにより低炭素な公共交通機関の構築を推進します
○水道管布設にあたって、耐用年数の長い管種を使用することにより、更新工事のサイクルを伸ばします
○エコライフ DAY・WEEK 埼玉チェックシートを通して、環境に配慮した生活に関する情報提供を行います
○事業者に向けて、省エネ診断制度の情報提供を行います
○グリーン購入についての情報提供を行います
○夏季は、緑のカーテンや遮熱カーテンによる効果を示し、普及啓発を行います
○各種イベントで電気自動車などの先進的なエコカーを活用します
○エコドライブについての情報提供を行います【再掲】
○健康面に配慮しながら節電行動を呼びかけます
○市の施設に高効率設備を積極的に導入します

基本目標 4



べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現

基本施策 (2) 再生可能エネルギーの導入推進



「再生可能エネルギー設備等の導入が進み、火力発電になるべく頼らないクリーンなまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○太陽光発電設備を取り入れます
○地中熱利用設備を取り入れます
○蓄電池・燃料電池などの蓄エネルギー・創エネルギー設備を取り入れます
○再生可能エネルギーを有効利用するため、電気自動車などを取り入れます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○学校等の指定緊急避難場所へ太陽光発電システムに蓄電池等を組み合わせた設備を取り入れるなど、災害時にも使用できるようにします
○市の施設において再エネ 100%電力を積極的に調達します

基本目標 4



べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現

基本施策 (3) 地球温暖化適応策



「気候変動について情報を収集し、温暖化の影響に備えるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと


行動や取組の内容
○熱中症の予防に努めます
○夏季は雨水などの水を利用して、打ち水を行います
○気候変動に関する情報収集に努めます
○浸水時に備えて、避難所の場所を確認しておきます

事業者が取り組むこと


行動や取組の内容
○市街地のビルでは、建物の空調排熱を抑制したり、敷地内や壁面を緑化したりして、周辺の暑さを和らげる取組を行います

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○打ち水の効果を周知するとともに、実施を呼びかけます
○熱中症の予防策を周知します
○気候変動に関する情報収集・発信に努めます
○デング熱・マラリア等の地球温暖化に伴う動物由来感染症リスクについて情報提供を行います

基本目標 11  **市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現**

基本施策 (1) 環境意識



「一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践するまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

**市民のだれもが取り組むこと**

行動や取組の内容
○地域の環境問題に関心を持ち、地域活動や環境団体の活動に参加・支援します
○市や企業が行っている環境に対する取組の情報収集に努めます
○地域環境に関するイベント（コンテスト・写真展・リユース作品展等）に参加します
○環境保全に関するボランティア活動を行います
○日常的にできる環境保全活動を実践します

**事業者が取り組むこと**

行動や取組の内容
○市民に対して、環境に配慮した事業内容を公表します

**市が取り組むこと**

行動や取組の内容
○大気、水、ごみなどの広域的な問題については、国・県・近隣市町と協力して取り組みます
○市民・市民団体・事業者が取り組んでいる環境保全活動や温暖化対策活動を結び付けるため、かすかべ環境ネットワークの活動を支援します
○多様な主体と連携・協力して、身近な地域環境や地球全体の環境に理解を深めるための展示・イベント等を企画します
○環境保全に関するボランティア活動を支援します
○民間企業と連携し、地域の自然に触れたり、環境問題を考えたりする企画を推進します
○市の環境施策や温暖化対策の取組状況について、市民・事業者に公表します
○環境関連の情報提供にあたっては、広報紙・市ホームページ・パネルなどを使用し、わかりやすい言葉や表現を心がけます



「誰もが環境問題に関心を持ち、環境に関する豊かな知恵が生かされるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○地域の環境問題に関心を持ち、学校や市民講座などで開催される環境を学ぶ機会に参加します
○こどもエコクラブに参加します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○社員研修等により、公害防止と環境意識の啓発に努めます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○職員研修により、職員の意識啓発に努めます
○環境問題や省エネルギー対策について、高度な知識を有する職員を養成します
○学校や地域における環境学習講座を推進するため、環境ナビゲーター講座などを通じて、講師やリーダーとなる人材を養成します
○学校や地域における環境学習講座を推進し、講師派遣等の支援をします
○こどもエコクラブの活動を支援します
○小・中・義務教育学校では、環境教育資料「わたしたちの環境」を活用した学習を実施します
○学校内のビオトープを活用した環境教育の充実を図ります
○小・中・義務教育学校において、アルミ缶回収・ペットボトルキャップ回収等を行い、生きた環境教育を推進します
○埼玉県・埼玉県環境科学国際センター・近隣大学等と連携し、市民が環境に関する幅広い知識を学ぶ機会を創出します



## 第6章 みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画

※ 地方公共団体実行計画（区域施策編）

### 1 実行計画の考え方

本市では、地球温暖化防止のため、低炭素社会の実現を目指して取り組めますが、市域全体から排出される温室効果ガスを削減するためには、市民・事業者・市の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。その具体的な目標や内容をまとめ、第6章を「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」という。）とします。

なお、計画の策定にあたり、埼玉県地球温暖化対策実行計画である、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」と連携を図るものとします。

#### (1) 体系

実行計画の体系を以下に示します。

概要については、第6章「1 実行計画の考え方」で示し、具体的な温室効果ガスの削減目標等については、第6章「2 春日部市の温室効果ガス排出量の現状」で示します。また、具体的な対策については、第4章の基本目標2～4や、第5章の環境配慮指針の内容が該当します。

記載内容	記載場所
概要 位置づけ 目標年度と期間 対象区域	第6章「1 実行計画の考え方」
温室効果ガス排出量の現状 温室効果ガス排出量の将来推計 森林吸収量の扱い	第6章「2 春日部市の温室効果ガス排出量の現状」
具体的な対策（施策）内容	第4章 基本目標2～4
具体的な行動指針	第5章 環境配慮指針
温室効果ガス排出量の削減目標	第6章「3 春日部市の温室効果ガス排出量の削減目標」

## (2) 対象とする範囲

### ア. 目標年度と期間

埼玉県は「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」において、目指すべき将来像を、「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」とした上で、2030年度（令和12年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比26%削減するという目標を設定し、具体的な取組を進めています。

本市は国や県と連携しながら取組を進めるものとし、実行計画の計画期間は2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）となるため、2027年度（令和9年度）を計画の目標年度（短期目標）とします。また、長期目標は、国や県と同様の2050年度（令和32年度）とし、目標達成に向けた途中段階としての中期目標を2030年度（令和12年度）とします。

また、基準年については、国と同じ2013年度（平成25年度）に設定します。

### 【参考】国の方針

我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長をつなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。

（中略）

さらに、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。

出典：「地球温暖化対策計画（2021年（令和3年）10月22日閣議決定）」

### イ. 対象区域

計画の対象区域は、春日部市域全体とします。したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

ウ. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、人為的に排出されており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示されている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種とします。

ただし、本計画における算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）のみとなっています。

また、中間見直し前の本計画（「第二次春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」）における温室効果ガス排出量については、計算方法が大幅に変更になったため、基準値・目標値共に合わせて変更しています。

エ. 対象とする部門・分野（●対象 ▲排出状況の把握のみ対象）

ガス種	部門・分野		対象	推計手法	
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	●	都道府県別按分法	
		建設業・鉱業	●	都道府県別按分法	
		農林業	●	都道府県別按分法	
	業務その他部門		●	都道府県別按分法	
	家庭部門		●	世帯数からの算出	
	運輸部門	自動車（貨物）	●	都道府県別按分法	
		自動車（旅客）	●	都道府県別按分法	
		鉄道	▲	都道府県別按分法	
		船舶	対象外	—	
		航空	対象外	—	
エネルギー転換部門		対象外	—		
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	対象外	—	
		自動車走行	対象外	—	
	工業プロセス分野		▲	生産量からの推計	
	農業分野	耕作	対象外	—	
		畜産	対象外	—	
		農業廃棄物	対象外	—	
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	●	廃棄物焼却量からの算出
			産業廃棄物	▲	都道府県別按分法
		埋立処分	一般廃棄物	対象外	—
			産業廃棄物	対象外	—
		排水処理	工場廃水処理施設	対象外	—
			終末処理場	対象外	—
			し尿処理施設	対象外	—
	生活排水処理施設	対象外	—		
原燃料使用等		対象外	—		
メタン（CH <sub>4</sub> ）		●	都道府県別按分法		
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）		●	都道府県別按分法		
代替フロン等4ガス分野		▲	都道府県別按分法		

## 2 春日部市の温室効果ガス排出量の現状

### (1) 温室効果ガス総排出量の現状

温室効果ガス総排出量の現状を図表6-1に示します。春日部市の温室効果ガス排出量は、埼玉県が算定及び公表した値となっています。

なお、算定にあたっては、各種統計データの集計・公表が必要となるため、排出量の現況年度は、2019年度（令和元年度）となります。基準年である2013年度（平成25年度）と計画対象年である2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）の値を掲載しています。温室効果ガス排出量の単位は「千t-CO<sub>2</sub>」とし、二酸化炭素に換算した実排出量を表記しています。

春日部市域の2019年度（令和元年度）温室効果ガスの総排出量は883.6千t-CO<sub>2</sub>です。温室効果ガスの総排出量を年度で比べると、基準年度である2013年度（平成25年度）から減少傾向にあり、2019年度（令和元年度）では18.3%減少しています。

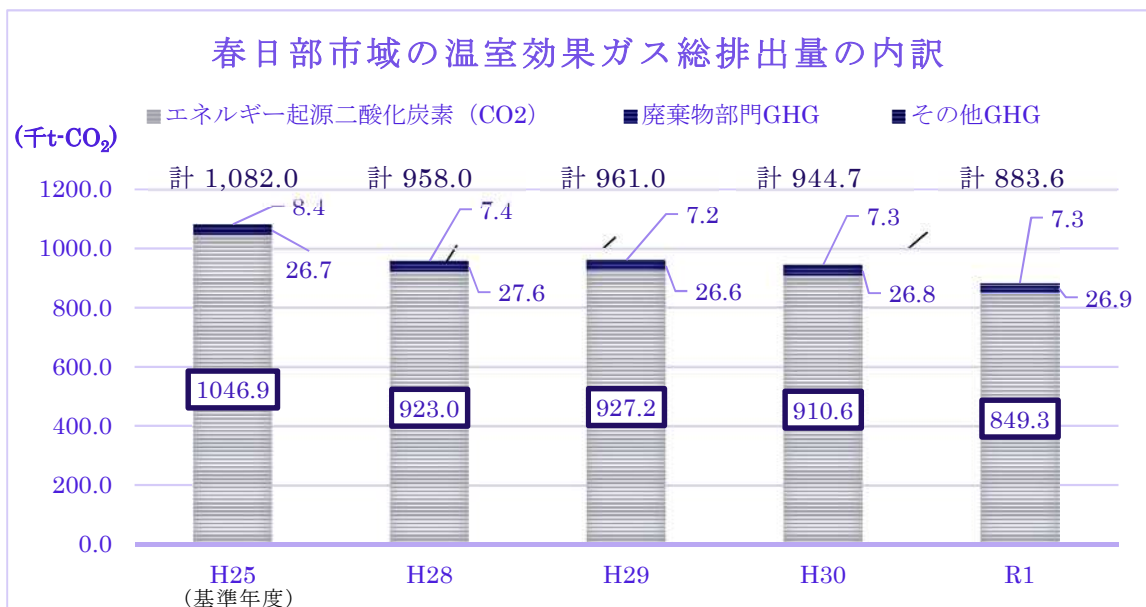
エネルギー起源二酸化炭素排出量は、温室効果ガスの総排出量とほぼ同様に減少傾向にありますが、廃棄物部門GHG及びその他GHGの排出量はほぼ横ばいの傾向にあります。

図表 6-1: 春日部市域の温室効果ガス総排出量の内訳

(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1046.9	923.0	927.2	910.6	849.3
廃棄物部門 GHG	26.7	27.6	26.6	26.8	26.9
その他 GHG	8.4	7.4	7.2	7.3	7.3
合計	1082.0	958.0	961.0	944.7	883.6
対基準年度増減率 (%)	-	▲11.5	▲11.2	▲12.7	▲18.3

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。



(2) 二酸化炭素の部門別排出量の推移

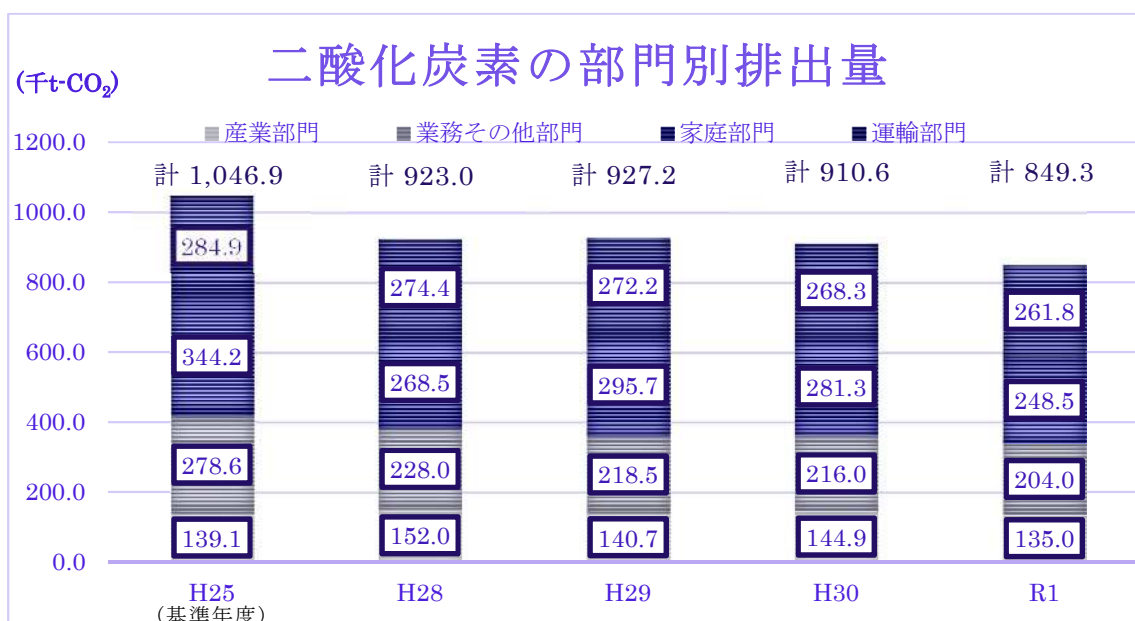
2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）までの二酸化炭素の部門別排出量の内訳を図表6-2に示します。また、参考として2013年度（平成25年度）の値も掲載しています。

一部、経過年度内で排出量が増加している部門、年度はありますが、2019年度（令和元年度）においては、全部門で基準年度を下回り、減少傾向を示しています。

図表6-2: 二酸化炭素の部門別排出量

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

部門	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
産業部門	139.1	152.0	140.7	144.9	135.0
業務その他部門	278.6	228.0	218.5	216.0	204.0
家庭部門	344.2	268.5	295.7	281.3	248.5
運輸部門	284.9	274.4	272.2	268.3	261.6
合計	1046.9	923.0	927.2	910.6	849.3
人口(人)	239,184	236,487	235,991	234,824	234,234
一人当たり (kg-CO <sub>2</sub> )	4,377	3,903	3,929	3,878	3,626



ア. 産業部門

産業部門の二酸化炭素排出量の内訳を図表6-3に示します。

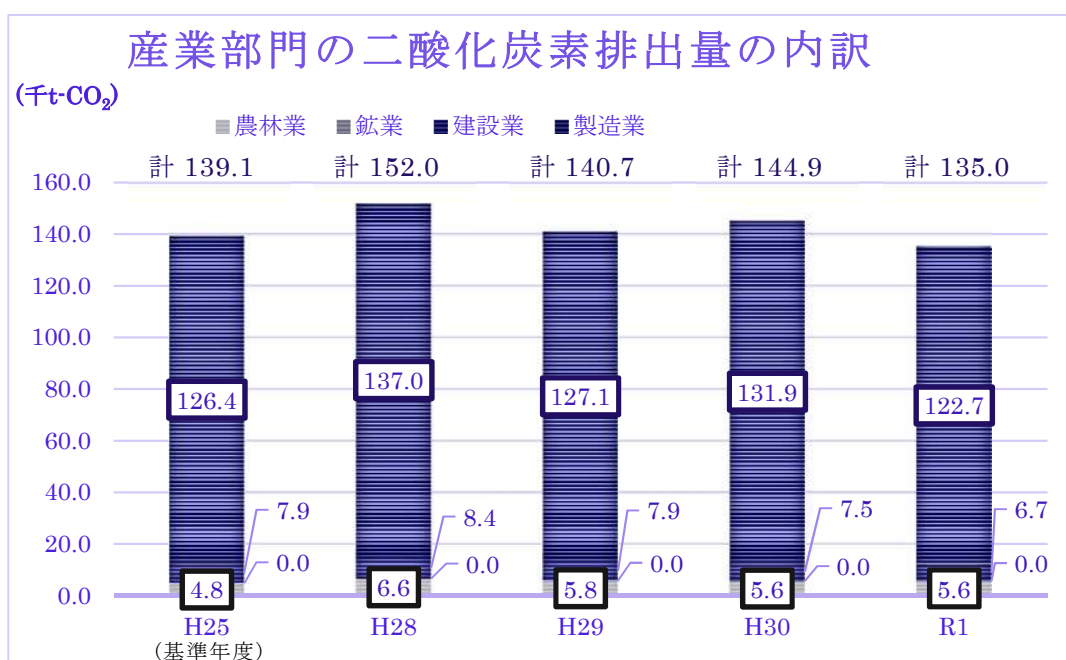
2019年度（令和元年度）の二酸化炭素の総排出量は、2013年度（平成25年度）に比べて約3%減少しています。農林業のみ二酸化炭素排出量が増加しており、建設業、製造業では減少しています。特に製造業では、製造品出荷額が約40%増加しているのに対し、二酸化炭素排出量が約3%減少しています。主な減少理由には、エネルギー使用量の多くの割合を占める電力の二酸化炭素排出係数の緩和（2019年度（令和元年度）は、2013年度（平成25年度）比4.8%減で、0.500kg-CO<sub>2</sub>/kWh）と、製造業における電力消費の効率化や省エネルギー等の取組が進んでいるものと考えられます。

図表6-3: 産業部門の二酸化炭素排出量の内訳

(単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

業種	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
農林業	4.8	6.6	5.8	5.6	5.6
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	7.9	8.4	7.9	7.5	6.7
製造業	126.4	137.0	127.1	131.9	122.7
産業部門合計	139.1	152.0	140.7	144.9	135.0
製造品出荷額 (億円)	1,460	1,861	1,932	2,032	2,047

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。



また、産業部門のエネルギー源別CO<sub>2</sub>排出量の内訳を図表6-4に示します。

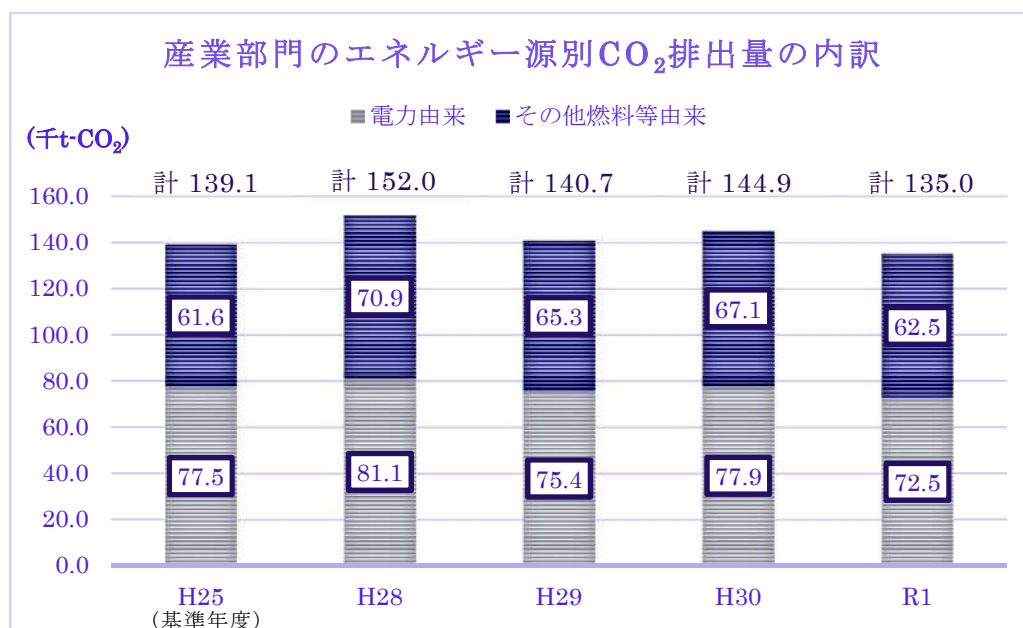
2019年度（令和元年度）のCO<sub>2</sub>排出量の総量は、2013年度（平成25年度）に比べて約3%減少しています。また、電力由来のCO<sub>2</sub>排出量は約6%の減少、その他燃料等由来のCO<sub>2</sub>排出量は約9%増加しています。電力由来CO<sub>2</sub>排出量、その他燃料等由来CO<sub>2</sub>排出量共に平成28年度をピークに減少傾向にあります。

図表 6-4: 産業部門のエネルギー源別 CO<sub>2</sub> 排出量の内訳

(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

エネルギー源	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
電力由来	77.5	81.1	75.4	77.9	72.5
その他燃料等由来	61.6	70.9	65.3	67.1	62.5
産業部門合計	139.1	152.0	140.7	144.9	135.0

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。





## イ. 業務その他部門

業務部門のエネルギー源別CO<sub>2</sub>排出量の内訳を図表6-5に示します。

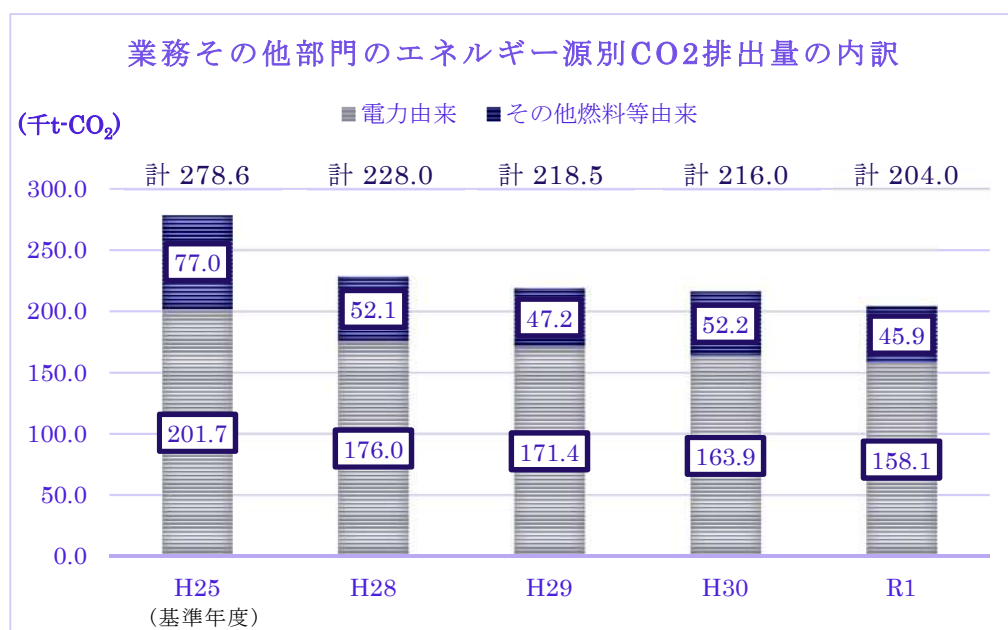
2019年度（令和元年度）のCO<sub>2</sub>排出量の総量は、2013年度（平成25年度）に比べて約27%減少しています。

一方、業務部門の規模を示す業務系建物の延べ床面積の推移をみると、2013年度（平成25年度）から2019年度（令和元年度）にかけて約15%増加しています。なお、2016年度（平成28年度）以降については庄和地域での大型倉庫の建設等の影響により、増加傾向になっています。しかしながら、二酸化炭素排出量は減少していることから、新しい建物の効率化・省エネルギー等の取組が進んだことによるものと考えられます。

図表 6-5: 業務部門のエネルギー源別 CO<sub>2</sub> 排出量の内訳(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

エネルギー源	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
電力由来	201.7	176.0	171.4	163.9	158.1
その他燃料等由来	77.0	52.1	47.2	52.2	45.9
業務その他部門合計	278.6	228.0	218.5	216.0	204.0
延べ床面積 (千 m <sup>2</sup> )	2,379.3	2,614.3	2,664.2	2,673.1	2,756.5
床面積当たりの二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )	117.10	95.85	91.84	90.79	85.72

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。



ウ. 家庭部門

家庭部門のエネルギー源別CO<sub>2</sub>排出量の内訳を図表6-6に示します。

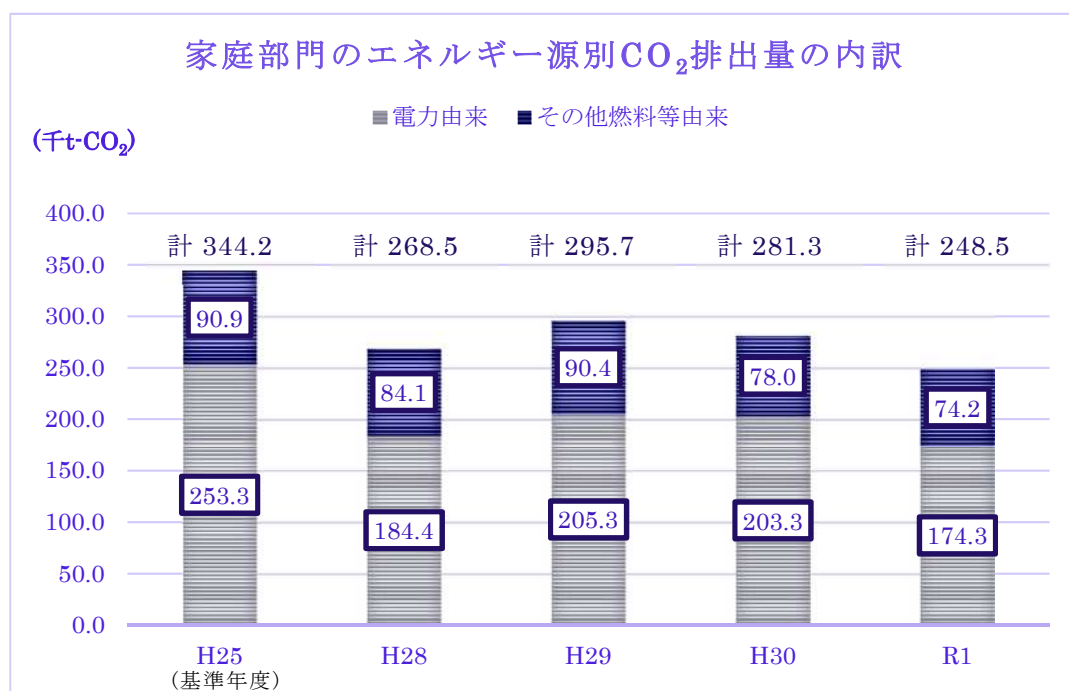
CO<sub>2</sub>排出量の総量は、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、約7%減少しています。一方で、基準年度である2013年度（平成25年度）と比較した二酸化炭素排出量は、約28%減少しています。これは、電力の二酸化炭素排出係数の緩和と、各家庭への省エネ家電の普及等によるものと考えられます。

図表 6-6: 家庭部門のエネルギー源別 CO<sub>2</sub> 排出量の内訳

(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

エネルギー源	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
電力由来	253.3	184.4	205.3	203.3	174.3
その他燃料等由来	90.9	84.1	90.4	78.0	74.2
家庭部門合計	344.2	268.5	295.7	281.3	248.5
世帯数（世帯）	100,552	103,353	104,508	105,361	106,633
人口（人）	239,184	236,487	235,991	234,824	234,234
一世帯当たりの二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /世帯)	3.423	2.598	2.829	2.670	2.331
一人当たりの二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /人)	1.439	1.135	1.253	1.198	1.061

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。



エ. 運輸部門

運輸部門のエネルギー源別CO<sub>2</sub>排出量の内訳を図表6-7に示します。

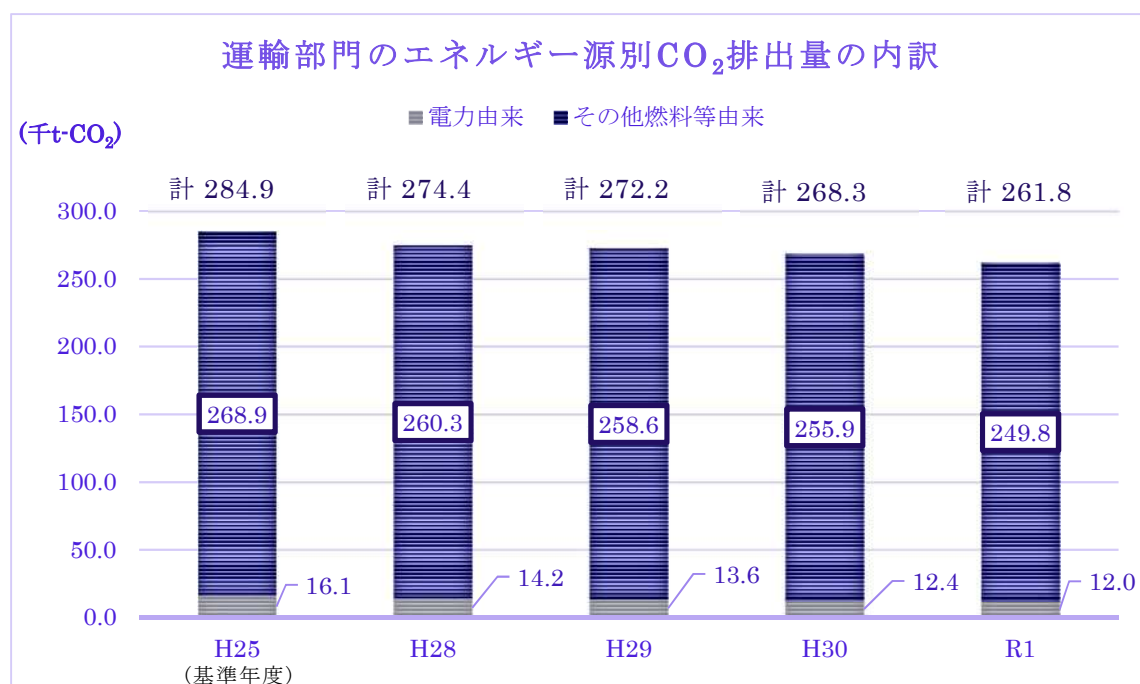
2019年度（令和元年度）のCO<sub>2</sub>排出量の総量は、2013年度（平成25年度）に比べて約8%減少しています。これは、自動車登録台数が増加（約7%増）している中でのCO<sub>2</sub>排出量の減少であることから、登録自動車の燃費の向上、運転者のeco運転に関する意識の向上が原因であると考えられます。

図表 6-7: 運輸部門のエネルギー源別 CO<sub>2</sub> 排出量の内訳

（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）

エネルギー源	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
電力由来	16.1	14.2	13.6	12.4	12.0
その他燃料等由来	268.9	260.3	258.6	255.9	249.8
運輸部門合計	284.9	274.4	272.2	268.3	261.8
旅客自動車の台数（台）	104,359	109,223	109,432	109,737	111,139
貨物自動車の台数（台）	9,028	9,926	10,063	10,209	10,349
自動車一台当たりの 二酸化炭素排出量（t-CO <sub>2</sub> /台）	2.51	2.30	2.28	2.24	2.15

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。



オ. 一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量

一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量の内訳を図表6-8に示します。

一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量は、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

直接焼却量をみると、2013年度（平成25年度）に比べて2019年度（令和元年度）では直接焼却量が約2.8%減少しているのに対して、粗大ごみ処理施設による焼却量は約32%増加しています。また、合計焼却量は約2%減少しています。

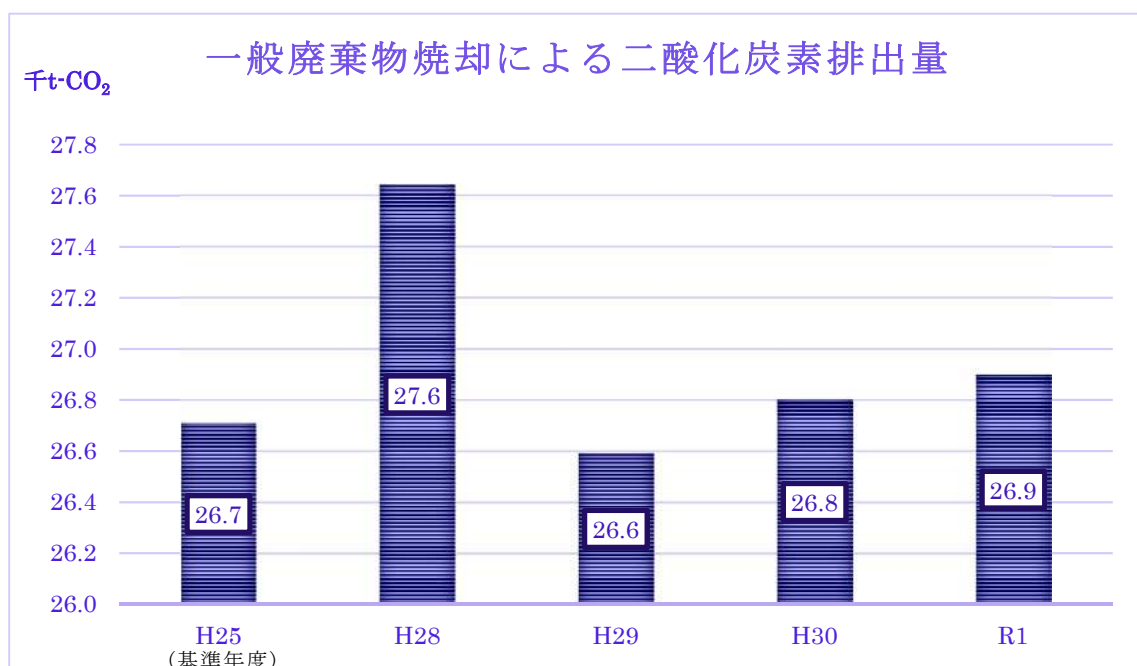
なお、一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量は、県の温室効果ガス排出量から按分推計した値であるため、実際の焼却量と、それによる温室効果ガス排出量の相関が合わない場合があります。

図表 6-8: 一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量

(単位: 千 t-CO<sub>2</sub>)

排出源	H25 (基準年度)	H28	H29	H30	R1
一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量	26.7	27.6	26.6	26.8	26.9
直接焼却 (t)	67,895	66,857	65,619	64,859	65,957
粗大ごみ処理施設 (t)	1,757	2,178	2,241	2,353	2,324
合計 (t)	69,652	69,035	67,860	67,212	68,281

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合があります。



### (3) 温室効果ガスの排出量の将来推計

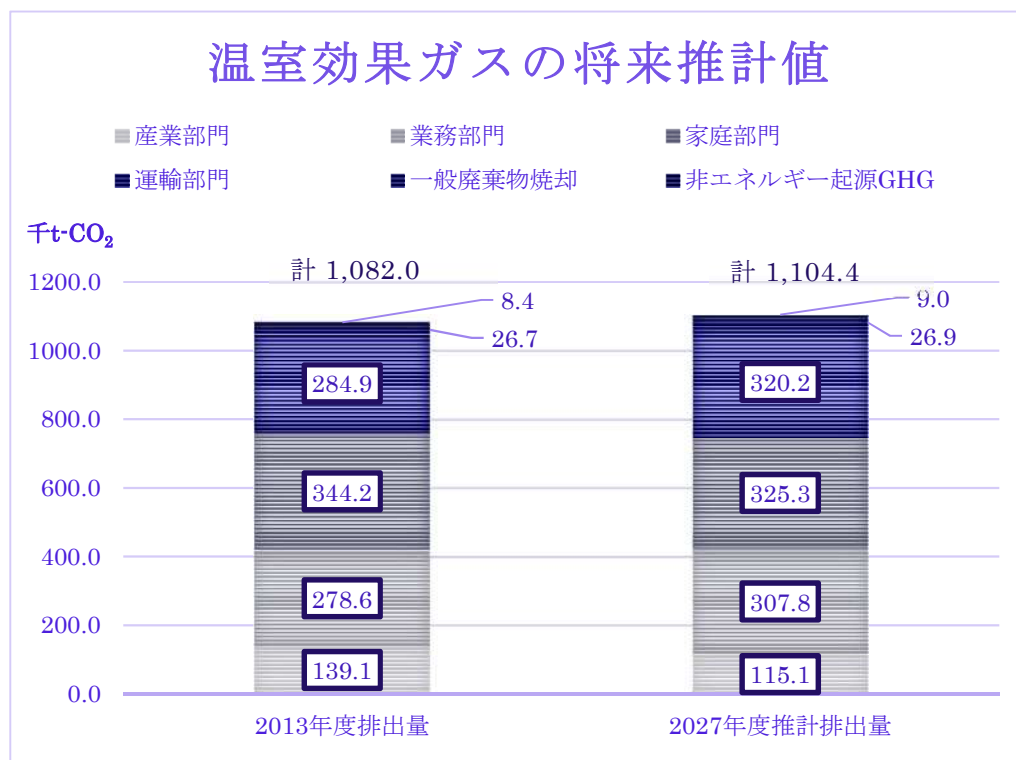
二酸化炭素については、春日部市の将来計画と二酸化炭素排出量と相関関係の高い指標（例えば市内総生産、延床面積、人口など）の傾向を参考に、目標年度である2027年度（令和9年度）における各部門の伸び率を算出し、現況年の排出量にその伸び率を乗じることにより、現況対策ケースにおける目標年の排出量として推計しました。推計にあたっては、今後、新たな地球温暖化対策が講じられず、二酸化炭素排出係数やエネルギー消費原単位が、今後も同程度で推移するものと仮定しています。

同様に、二酸化炭素以外の温室効果ガスについても推計を行い、温室効果ガスの将来推計値を図表6-9に示します。

#### ※将来推計にあたっての各部門の状況予測

- ア. 産業部門では、製造拠点の海外移転等が進行し、製造商品出荷額が減少することが予測されます。
- イ. 業務部門では、過去10年の傾向から業務系建物の延べ床面積が増加することが予測されます。
- ウ. 家庭部門では、人口は減少するものの、世帯数は、ほぼ横ばいで推移することが予測されます。
- エ. 運輸部門では、人口は減少するものの、一人当たりの自動車保有台数が増加することが予測されます。
- オ. 廃棄物部門では、ごみの発生量が、ほぼ横ばいで推移することが予測されます。

これら各部門の状況予測から、温室効果ガスの総排出量は1.7%増加し、1,104.4千t-CO<sub>2</sub>になるものと予測しました。



#### (4) 森林等による吸収量の取扱い

「京都議定書」では、森林等の吸収源の取扱いとして、1990年（平成2年）以降に人の手により植生した森林等の吸収源に限定し、「京都議定書」の第一約束期間（2013年（平成25年）から2017年（平成29年））の吸収量として計上を行うことができることとされています。

本市では、上記定義に該当する、1990年（平成2年）以降の土地等が比較的少ないと考えられます。したがって、実行計画では吸収源対策による吸収量の算定は行っていません。

しかしながら、緑道の整備や緑の保全・創出といった事業については、地球温暖化防止のみならず、ヒートアイランド現象の緩和や水源かん養、生態系の保全などの観点から、極めて重要であることはいまでもありません。

そこで、実行計画においては、吸収源対策による二酸化炭素の吸収効果は取り扱わないものの、日本全体の取組としての森林吸収量確保に向けて、雑木林の保全など、市域で可能な森林吸収源対策を実施していきます。また、森林以外の吸収源対策として、都市公園の整備などの都市緑化を図っていきます。

### 3 春日部市の温室効果ガス排出量の削減目標

#### (1) 基本的な考え方

市域における温室効果ガス排出量の削減目標を設定するにあたり、基準年を国と同じ2013年度（平成25年度）とします。

計画目標（短期目標）として、2027年度（令和9年度）、中期目標として2030年度（令和12年度）、長期目標として2050年度（令和32年度）の目標値をそれぞれ設定します。

また、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民や事業者が取り組む具体的な目標を明らかにするため、人口一人当たりの温室効果ガス削減量を示します。

#### (2) 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

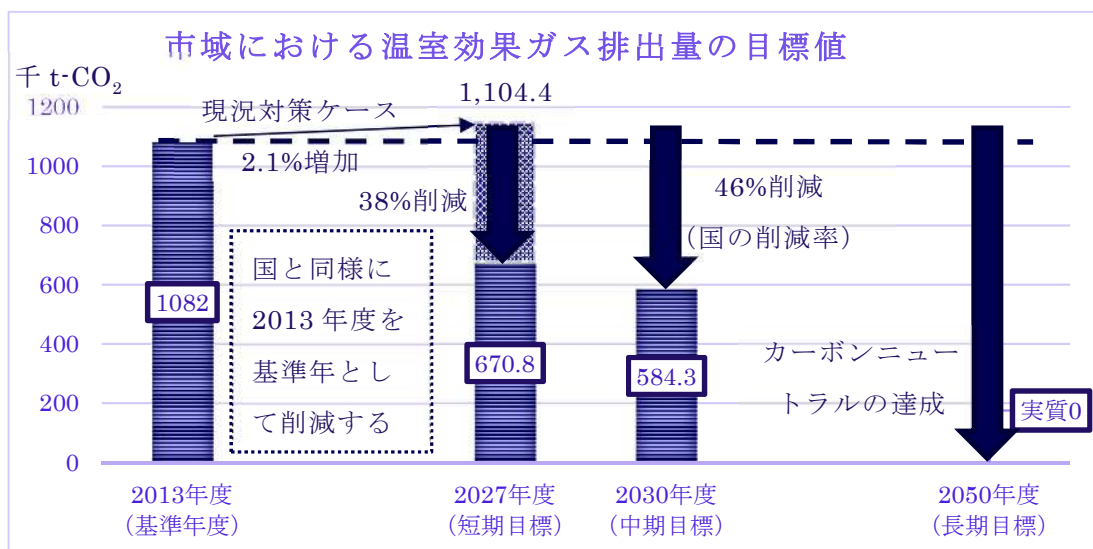
国では、中期目標として2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を、2013年度（平成25年度）比46%削減すると定めています。また、長期目標では、2050年度（令和32年度）における排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。としています。そこで、国の各目標値を達成するための近似曲線を作成し、その曲線から短期目標（2027年度（令和9年度））の目標値を求めます。

中期目標（2030年度（令和12年度））・長期目標（2050年度（令和32年度））についても、国の目標値に合わせ、次のとおり定めます。

#### 削減目標 [基準年 2013年度（平成25年度）に対して]

- 短期目標…2027年度（令和9年度）における温室効果ガス排出量を38%削減
- 中期目標…2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を46%削減
- 長期目標…2050年度（令和32年度）における温室効果ガス排出量実質ゼロ

市域における温室効果ガス排出量の目標値を図表6-10に示します。



図表 6-10: 市域における温室効果ガス排出量の目標値

(3) 二酸化炭素の部門別削減目標

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素について、2027年度（令和9年度）における部門別削減目標を図表6-11に示します。なお、部門別の削減率については、国の値を参考に算出しています。

各部門の削減目標値は、業務その他部門と家庭部門を約50%削減、産業部門を約8%削減としています。

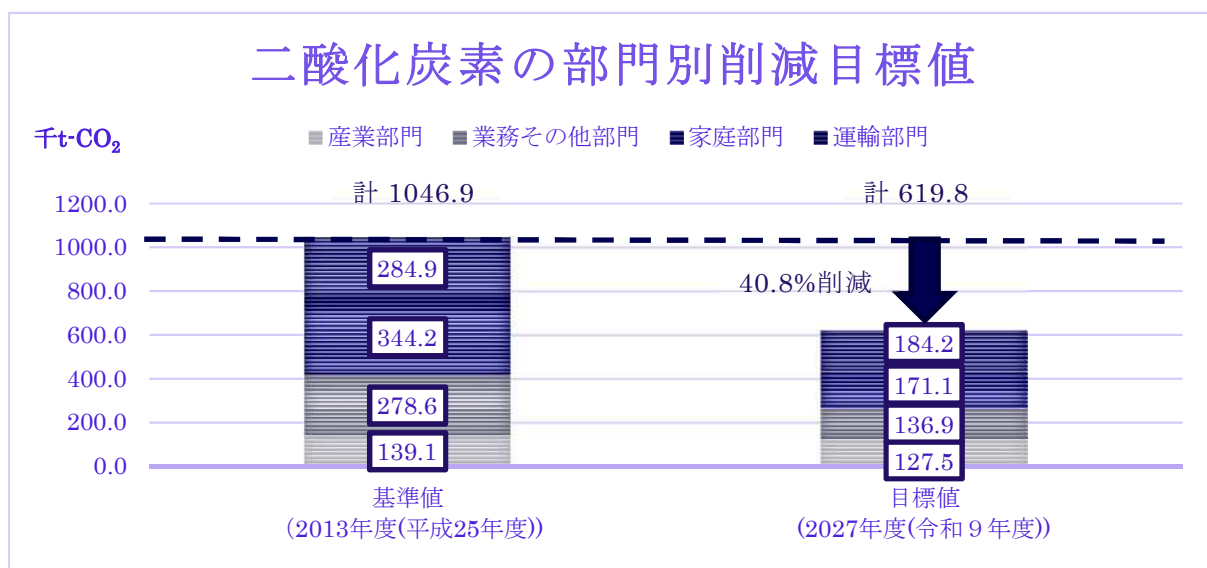
これは、国が業務その他部門と家庭部門において、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で51%、66%削減を目標にしていることを受け、今後、国策として二酸化炭素排出量の削減に意欲的に取り組む予定であるため、他の部門に比べて高い目標としています。

目標年の人口予測<sup>\*</sup>に基づく人口一人当たりの削減量は、1,644kg-CO<sub>2</sub>となり、基準年に比べて37.6%の削減を目標とします。

※2027年度（令和9年度）の人口は、「春日部市まち・ひと・しごと総合戦略（春日部市【人口ビジョン編】）」によると、226,787人になると推計されています。

図表 6-11: 二酸化炭素の部門別削減目標 （単位: 千 t-CO<sub>2</sub>）

部門	基準値 (2013年度(平成25年度))	目標値 (2027年度(令和9年度))	削減率 (%)
産業部門	139.1	127.5	8.3
業務その他部門	278.6	136.9	50.9
家庭部門	344.2	171.1	50.3
運輸部門	284.9	184.2	35.4
合計	1,046.9	619.8	40.8
一人当たり (kg-CO <sub>2</sub> )	4,377	2,733	37.6





## (4) 削減目標の進捗管理

実行計画で設定した市域における温室効果ガス排出量の削減目標及び二酸化炭素の部門別削減目標について進捗状況の把握、進行管理を行います。

なお、削減目標は、国や県の動向に配慮しながら見直しを検討していきます。

	環境指標	基準値 (2013年度(平成25年度))	目標値 (2027年度(令和9年度))	
短期 目標	市域における 温室効果ガス排出量	1,082.0 千 t-CO <sub>2</sub>	670.8 千 t-CO <sub>2</sub> (38%削減)	
	二酸化炭素 の部門別 排出量	産業部門	139.1 千 t-CO <sub>2</sub>	127.5 千 t-CO <sub>2</sub> (8.3%削減)
		業務その他 部門	278.6 千 t-CO <sub>2</sub>	136.9 千 t-CO <sub>2</sub> (50.9%削減)
		家庭部門	344.2 千 t-CO <sub>2</sub>	171.1 千 t-CO <sub>2</sub> (50.3%削減)
		運輸部門	284.9 千 t-CO <sub>2</sub>	184.2 千 t-CO <sub>2</sub> (35.4%削減)
		合計	1046.9 千 t-CO <sub>2</sub>	619.8 千 t-CO <sub>2</sub> (40.8%削減)
		一人当たり	4,376kg-CO <sub>2</sub>	2,733kg-CO <sub>2</sub> (37.6%削減)

## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制

本市が目指す環境像「自然と人とが共生し 未来につなぐ環境を みんなで育てまもるまち・春日部」の実現を目的として、本計画の実効性を高めながら、計画を着実に推進していくための必要な体制の整備を行います。

本計画は、市民・事業者・市が、互いの役割を理解し、協働して推進していきます。

#### (1) 環境対策推進会議

市は、本計画における施策の推進にあたり、庁内に「環境対策推進会議」を組織し、関係部署間の調整や情報共有を図ります。

「環境対策推進会議」は、市の事務事業全般から排出される温室効果ガス排出量削減のための計画も所掌<sup>しよしょう</sup>しています。

#### (2) 環境審議会

「環境審議会」は、環境の保全及び創造に関して、基本的事項の調査及び審議をするための諮問機関として設置されています。学識経験者、市内各種団体を代表する者、公募による市民で構成されており、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を行います。

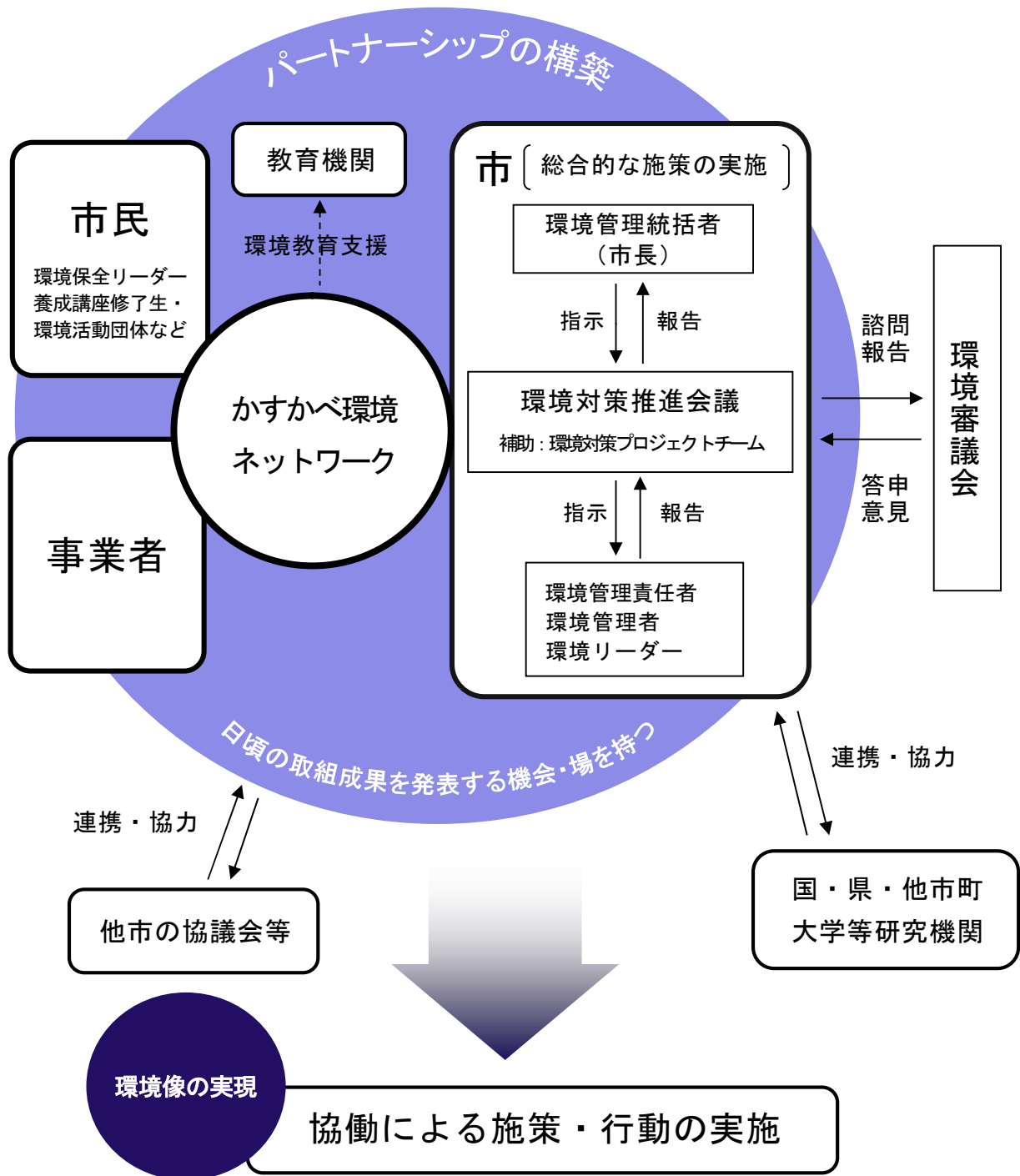
#### (3) かすかべ環境ネットワーク

本市の目指す環境像を実現するためには、市民・事業者・市が、協働して取組を推進することが重要です。各主体が取り組んでいる環境保全活動や地球温暖化対策を結び付け、地域に根差した環境活動を推進していきます。

かすかべ環境ネットワークでは、各主体が責任ある活動を進めていくとともに、市民・事業者・市のネットワークを生かし、活動内容を市内外に広め、活動に参加する仲間を増やします。

[かすかべ環境ネットワークの主な活動]

- ・環境月間イベント、環境フォーラム
- ・環境保全活動の交流、成果発表
- ・環境コミュニケーション
- ・生き物環境調査



図表 7-1 : 本計画推進体制の概念

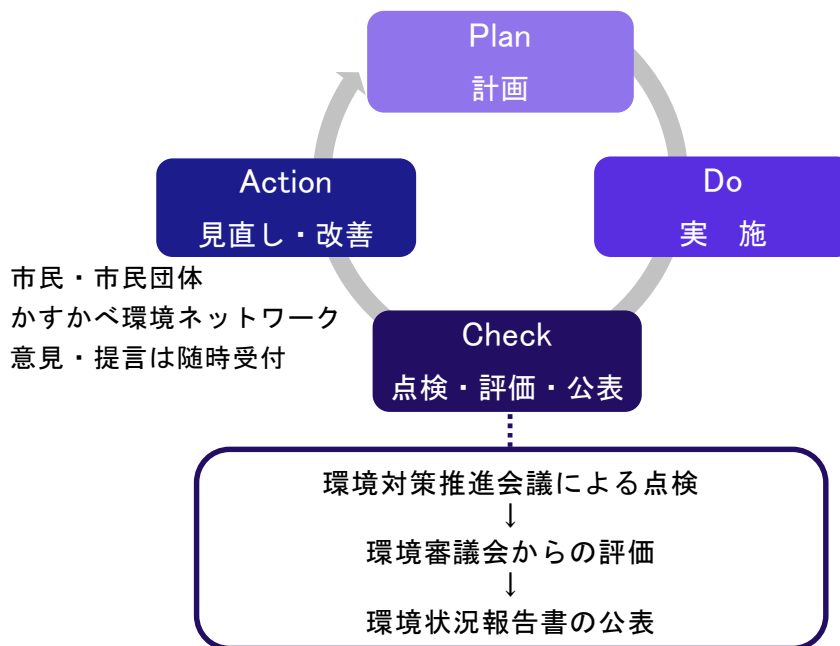
## 2 進行管理

### (1) PDCA サイクル

「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (点検・評価・公表)」「Action (見直し・改善)」という PDCA サイクルを基本とします。

特に、Check (点検・評価・公表) の段階においては、施策や事業の進捗状況について庁内の「環境対策推進会議」による自主的な「点検」を実施したのち、「環境審議会」からは、専門的見地からの「評価」を受け、結果は環境状況報告書とし、広く「公表」していきます。

随時、市民や「かすかべ環境ネットワーク」から意見を募集し、環境施策の継続的な見直し改善に取り入れていきます。



図表 7-2 : PDCA サイクル

### (2) 環境状況報告書「春日部市の環境（環境白書）」

「春日部市環境基本条例」に基づき、本市の大気や水、生活、緑や地域等の環境の状況、並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を、「春日部市の環境（環境白書）」を作成し公表していきます。

### (3) 計画の見直し

本計画の見直し・更新の必要性については、環境施策の進捗状況をもとに、市及び「環境対策推進会議」による「点検」、「環境審議会」による「評価」、市民及び「かすかべ環境ネットワーク」の意見等を踏まえた PDCA サイクルの評価に基づいて判断します。

本計画の計画期間は 10 年間としていますが、判断結果を考慮し、実効性と効果的な推進を図るため、5 年後に中間見直しを実施し、環境をめぐる社会情勢の変化や技術の進歩などについても反映を行いました。

### 3 環境指標一覧

基本施策ごとに環境指標を下記のとおり設定します。環境指標は、春日部市が掲げた環境像の実現に向けて設定した数値目標です。併せて、「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」の温室効果ガス排出量についても削減目標を設定します。

これらの環境指標に基づき、計画の進捗状況の把握、進行管理を行うため、毎年度、取組の状況を検証します。

#### 基本目標 1



快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

基本施策	環境指標	当初値 2016年度 (平成28年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
(1) 地域環境 の保全	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			
	1時間値の最高値	0.021ppm	0.005ppm	0.1ppm以下
	日平均値の最高値	0.005ppm	0.002ppm	0.04ppm以下
	日平均値の2%除外値	0.002ppm	0.002ppm	0.04ppm以下
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 日平均値の年間98%値	0.029ppm	0.027ppm	0.06ppm以下
	光化学オキシダント 昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	369時間	374時間	0時間
	浮遊粒子状物質 (SPM)			
	1時間値の最高値	0.095mg/m <sup>3</sup>	0.087mg/m <sup>3</sup>	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	日平均値の最高値	0.053mg/m <sup>3</sup>	0.046mg/m <sup>3</sup>	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	日平均値の2%除外値	0.042mg/m <sup>3</sup>	0.028mg/m <sup>3</sup>	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )			
	日平均値の年間98%値	33.8μg/m <sup>3</sup>	24.2μg/m <sup>3</sup>	35μg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	14.0μg/m <sup>3</sup>	10.6μg/m <sup>3</sup>	15μg/m <sup>3</sup> 以下
	河川水質 (BOD) 75%水質値 環境基準適合率	100%	91%	100%
	下水道整備率	95.7%	99.02%	100%
	下水道区域内の下水道による 水洗化率	94.5%	97.07%	96.7%
	污水处理人口普及率	97.5%	98.00%	99.9%

基本施策	環境指標	当初値 2016年度 (平成28年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
(1) 地域環境 の保全	自動車騒音 面的評価 環境基準適合率	96.0%	94.9%	100%
	道路交通振動 要請限度適合率	100%	100%	100%
	公害苦情相談件数	145件/年	78件/年	100件/年
(2) 化学物質 の監視	有害大気汚染物質 環境基準適合率 〔ベンゼン・トリクロロエチレン・ テトラクロロエチレン・ ジクロロメタン〕	100%	100%	100%
	ダイオキシン類			
	水質 年平均値	2.0pg-TEQ/l	—	1pg-TEQ/l 以下
	河川底質	82pg-TEQ/g	—	150pg-TEQ/g 以下

※ 二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・ダイオキシン類に係る目標値は国の環境基準に基づき設定しています。また、ダイオキシン類は2017年度（平成29年度）調査をもって終了しました。

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策	環境指標	当初値 2016年度 (平成28年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
(1) 身近な自然 環境の保全	フジ棚 延長	1,714.7m	2,154.7m	2,154.7 m
	地域のニーズに合わせて リニューアルした公園の利用頻度	42.1%	45.4%	49.1%
	河川・水路の清掃除草実施率	94.7%	86.4%	100%
(2) 自然の活 用の推進	緑の募金緑化事業によって 整備された生垣延長	828.3m	1,219.8m	1,500m
	多面的機能支払交付金対象 となっている農地面積	23,392a	46,922a	52,000a
(3) 生物多様 性の保全	市民環境調査 参加人数	—	81人/年	100人/年
	自然観察会 参加のべ人数	209人/年	257人/年	300人/年

## 基本目標 3



かんが げんりょう じぞくかのう じつげん  
 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

基本施策	環境指標	当初値 2016年度 (平成28年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
(1) ごみの減量化・ 持続可能な資源利用の 推進	家庭系ごみ			
	年間排出量	58,437t/年	57,505t/年	52,398t/年
	一人一日当たりの量	677g/人・日	676g/人・日	633g/人・日
	事業系ごみ年間排出量	21,946t/年	20,805t/年	12,000t/年
	資源化率	21.8%	21.8%	27.0%
(2) 不法投棄の防止・ 環境美化活動の推進	不法投棄物の回収件数	234件/年	82件/年	200件/年
	一斉美化活動 参加人数	26,182人/年	0人/年	28,000人/年
(3) ごみの適正処理の推 進	年間最終処分量	3,787t/年	3,168t/年	3,100t/年

## 基本目標 4



べんり むだ ていたんそ じつげん  
 便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

基本施策	環境指標	当初値 2016年度 (平成28年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
(1) エネルギーの管理 と高効率 設備の導 入による 省エネルギ ーの推進	エコライフ DAY の取組による 二酸化炭素削減量	12.6t-CO <sub>2</sub> /年	—	25t-CO <sub>2</sub> /年
	市民・事業者向け省エネルギー 講習会・セミナー 受講のべ人数	—	—	200人/年
	グリーン購入に関する 情報提供回数	—	1回/年	3回/年
	ライトダウンキャンペーン 参加事業者数	22社/年 <sup>※1</sup>	—	40社/年
	緑のカーテン 苗・種の配布数	200本(個)/年	2,220本(個)/年	500本(個)/年
(2) 再生可能エ ネルギー等 の導入推進	住宅用太陽光発電設備 導入件数	3,488件 <sup>※2</sup>	4,776件	6,000件
	市域全体の 太陽光発電設備導入容量	26,072kW <sup>※2</sup>	37,784kW	40,000kW
	公共施設の 再生可能エネルギー導入容量	2,163 kW	3,363kW	2,500 kW

※1 2017年度(平成29年度)における現状値であることを示す

※2 2017年度(平成29年度)2月末時点における現状値であることを示す



基本施策	環境指標	当初値 2016年度 (平成28年度)	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
(1) 環境意識	環境に関する各種取組の実施率の平均※1	45.6%	—	70.0%
	環境施策満足度の順位※2	46位/70位	27位/70位	15位以内/70位
	日頃から環境問題について意識している人の割合※3	78.1%	76.8%	90%
	日常的に環境に配慮した活動に取り組む事業者の割合※4	69.9%	—	80.0%
	環境啓発のための発表・展示の実施回数	1回/年	1回/年	3回/年
	かすかべ環境ネットワーク市民会員数	—	51人	100人
	かすかべ環境ネットワーク事業者会員数	—	28社	30社
(2) 環境教育	こどもエコクラブメンバー人数	718人	642人	1,000人
	小学生向け環境学習講座講師協力者数	17人	16人	24人
	市民向け環境学習講座受講のべ人数	147人/年	355人/年	420人/年

※1 第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査 市民アンケート

※2 市民意識調査において、第2次春日部市総合振興計画における70施策に対する満足度を順位づけしたもの。

環境施策とは、「環境にやさしい持続可能な取組の推進（旧 環境保全・創造の推進）」を示す

※3 市民意識調査における設問

※4 第2次春日部市環境基本計画に関するアンケート調査 事業者アンケート

みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画 ※地方公共団体実行計画（区域施策編）

環境指標	当初値 2013年度 (平成25年度)	現状値 2019年度 (令和元年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
市域における温室効果ガス排出量	1,082.0千t-CO <sub>2</sub>	883.6千t-CO <sub>2</sub> (18.3%削減)	670.8千t-CO <sub>2</sub> (38%削減)



資料編

## 資料編

## 1 計画策定体制・策定経過

## (1) 策定時

## 春日部市環境審議会

「学識経験者」、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募による市民」で構成されます。

市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議を行い、答申を行いました。

## 委員名簿

委嘱期間 2016年5月1日～2018年4月30日

区分	氏名	所属等	備考
第1号委員 学識経験者	高橋 進	共栄大学 教授	
	八木田 浩史	日本工業大学 教授	
第2号委員 知識及び経験を 有する者	石川 和正	埼玉県東部環境管理事務所 所長	
	内山 裕幸	ISO14001 審査員補	
	大竹 啓子	埼玉県環境教育アシスタント	
	金子 衛	春日部保健所 副所長	2017年4月30日解任
	岡地 哲也		2017年5月1日委嘱
	増田 敬一	春日部市立内牧小学校長	2017年4月30日解任
	長谷川 博	春日部市立川辺小学校長	2017年5月1日委嘱
	三好 あき子	埼玉県生態系保護協会春日部支部長	
	木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	2016年9月30日解任
	村上 正吾		2016年10月1日委嘱
第3号委員 市内各種団体を 代表する者	伊澤 秀雄	春日部商工会議所 副会頭	
	齋藤 恂子	春日部市くらしの会 会長	
	富樫 清年	庄和商工会 理事	
	板倉 肇	春日部市自治会連合会 副会長	2017年4月30日解任
	野村 三男		2017年5月1日委嘱
第4号委員 公募による市民	樋野 彌生	公募	
	吉田 正広	公募	

## 開催状況

年度	開催日	審議内容
28	第1回 2016年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定について (策定の趣旨、策定体制等)</li> <li>・市民、事業者アンケートについて</li> </ul>
	第2回 2016年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の概要について</li> <li>・市民、事業者アンケートの内容について</li> </ul>
	第3回 2016年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画策定に関する進捗状況について</li> <li>・市民、事業者アンケートの集計状況について</li> <li>・環境基本計画の構成案について</li> </ul>
	諮問 2017年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画の策定に係る考え方について</li> </ul>
	第4回 2017年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画策定に係る諮問について (市民、事業者アンケート結果、計画素案の要旨等)</li> <li>・今後の策定スケジュールについて</li> </ul>
29	第1回 2017年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画(素案)について</li> <li>・市民、事業者アンケート分析</li> </ul>
	第2回 2017年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮指針検討</li> <li>・第2次春日部市環境基本計画(素案)の変更箇所について</li> <li>・第2次春日部市環境基本計画に係る答申案について</li> </ul>
	答申 2017年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画の基本的考え方について</li> </ul>
	第3回 2017年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画策定に係る答申について</li> <li>・第2次春日部市環境基本計画(素案)</li> </ul>
	第4回 2018年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画(案)の最終確認</li> <li>・第2次春日部市環境基本計画成果品について</li> </ul>

## 春日部市環境審議会条例

平成 25 年 3 月 14 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、合議制の機関として、春日部市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識及び経験を有する者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、審議会及び専門部会の委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境経済部環境政策推進課において処理する。

一部改正〔平成 25 年条例 9 号〕

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会

「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「環境保全リーダー養成講座を修了した者」、「公募による市民」で構成されます。

計画策定にあたり、広く意見を聴くため、意見交換を行いました。

### 委員名簿

区分	氏名	所属等
第1号委員 知識及び経験を有する者	小野 雄策	元日本工業大学 教授
第2号委員 市内各種団体を 代表する者	新井 勝	埼玉みずほ農業協同組合 庄和中央支店長
	石塚 郁史	南彩農業協同組合 理事
	井上 功	春日部環境衛生事業協同組合 理事長
	小川 隆	庄和商工会 筆頭理事
	島村 克己	春日部市立内牧小学校長
	山崎 哲男	春日部商工会議所 副会頭
第3号委員 環境保全リーダー養成講 座を修了した者	川田 サダ子	環境保全リーダー養成講座修了生
	関根 文子	環境保全リーダー養成講座修了生
第4号委員 公募による市民	伊藤 登美子	公募
	佐藤 直子	公募

### 開催状況

年度	開催日	内容
28	第1回 2017年1月26日	・第2次春日部市環境基本計画における 市民・事業者の役割について (環境配慮指針について意見交換)
	第2回 2017年3月15日	
29	第3回 2017年4月25日	
	第4回 2017年5月22日	

## 第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会要領

(設置)

第1条 第2次春日部市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定にあたり、広く意見を聴くため第2次春日部市環境基本計画策定市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること
- (2) その他環境基本計画に関して必要と認められること

(組織)

第3条 懇話会の委員の定員は15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 環境保全リーダー養成講座を修了した者
- (4) 公募による市民

(任期等)

第4条 委員の任期は、環境基本計画が策定された日までとする。

2 委員の報酬は、無償とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、環境経済部環境政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、環境基本計画が策定された日に、その効力を失う。

### 春日部市環境対策推進会議

委員長を副市長とし、部長級職員で構成される春日部市の全庁的な組織です。

環境基本計画の推進、温暖化対策実行計画の推進、節電その他の省エネルギーの推進に関することを所管しており、第2次春日部市環境基本計画策定に向けて、関係部署と環境施策に関する情報の共有や調整を図りました。

#### 開催状況

年度	開催日	内容
28	第1回 2016年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画の策定方針について</li> <li>・市民、事業者アンケートについて</li> <li>・環境対策プロジェクトチームの設置について</li> </ul>
	第2回 2016年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季の節電対策結果について</li> <li>・地球温暖化対策に係る報告について（春日部市地球温暖化対策実行計画の進捗状況など）</li> <li>・市有施設における新電力の導入について</li> </ul>
29	第1回 2017年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画策定進捗状況の概要</li> <li>・各組織での審議内容について</li> <li>・第2次春日部市環境基本計画（素案）</li> </ul>
	第2回 2017年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次春日部市環境基本計画（素案）パブリックコメント経過報告について</li> </ul>

## 春日部市環境対策推進会議要綱

(設置)

第1条 春日部市域における環境の保全及び創造に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、春日部市環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 春日部市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 春日部市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) 節電その他の省エネルギーに関すること。
- (4) その他推進会議が必要と認めた事項

(推進会議の組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境経済部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議の委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(環境対策プロジェクトチーム)

第6条 委員長は、専門的事項を検討させるため、必要に応じ、推進会議の補助機関として、環境対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置くことができる。

- 2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(意見聴取等)

第7条 推進会議及びプロジェクトチームは、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて会議結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、環境経済部環境政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。  
(春日部市環境対策推進会議要綱の廃止)
- 2 春日部市環境対策推進会議要綱（平成27年4月28日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長公室長	総合政策部長	財務部長	財務部工事検査担当部長	総務部長	市民生活部長
福祉部長	福祉部子育て支援担当部長	健康保険部長	建設部長	都市整備部長	都市整備部鉄道高架担当部長
庄和総合支所長	会計管理者	消防長	事務部長	水道部長	学校教育部長
学校教育部学務指導担当部長	社会教育部長	議会事務局長	監査委員事務局長		



### 環境対策プロジェクトチーム

春日部市環境対策推進会議の補助機関として設置しました。

第2次春日部市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の推進に係る実務者主体のチームで、専門的事項を検討しました。

### 開催状況

年度	開催日	内容
28	第1回 2016年9月26日	・ 環境基本計画の概要について ・ 環境目標について
	第2回 2017年2月2日	・ 第2次春日部市環境基本計画の策定状況について ・ 環境目標について

## (2) 中間見直し時

## 春日部市環境審議会

「学識経験者」、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募による市民」で構成されます。

市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議を行い、答申を行いました。

## 委員名簿

委嘱期間 2022年5月1日～2024年4月30日

区分	氏名	所属等	備考
第1号委員 学識経験者	八木田 浩史	日本工業大学 教授	
第2号委員 知識及び経験を 有する者	八戸 昭一	埼玉県環境科学国際センター 研究推進室 室長	
	金子 亮	埼玉県東部環境管理事務所 所長	
	大竹 啓子	埼玉県地球温暖化防止活動推進員 埼玉県環境アドバイザー	
	奥田 眞司	環境アドバイザー 環境カウンセラー 公害防止主任管理者	
第3号委員 市内各種団体を 代表する者	山岸 健一郎	共栄大学	
	齋藤 博美	春日部商工会議所 1号議員	
	加藤 大二	武里西小学校 校長	
	佐藤 直子	春日部市くらしの会 会長	
	濱口 達三郎	東彩ガス株式会社	
	前田 昌彦	庄和商工会 理事	
	三好 あき子	埼玉県生態系保護協会 春日部支部 支部長	
	石鍋 裕作	春日部市PTA連合会	
第4号委員 公募による市民	和井田 実	公募	
	本間 加代子	公募	

## 開催状況

年度	開催日	審議内容
R4	第1回 2022年5月26日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る基本方針について
	第2回 2022年11月21日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る諮問について
	第3回 2023年1月30日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る答申について

## 春日部市環境審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 114 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、合議制の機関として、春日部市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識及び経験を有する者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、審議会及び専門部会の委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

一部改正〔平成 25 年条例 9 号・30 年 6 号〕

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 16 日条例第 6 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 春日部市環境対策推進会議

委員長を行政統括監とし、部長級職員で構成される春日部市の全庁的な組織です。

環境基本計画の推進、温暖化対策実行計画の推進、節電その他の省エネルギーの推進に関することを所管しており、第2次春日部市環境基本計画策定に向けて、関係部署と環境施策に関する情報の共有や調整を図りました。

#### 開催状況

年度	開催日	内容
R4	第1回 2022年5月23日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しに係る基本方針について
	第2回 2022年11月2日	・第2次春日部市環境基本計画の中間見直しについて

## 春日部市環境対策推進会議要綱

(設置)

第1条 春日部市域における環境の保全及び創造に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、春日部市環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 春日部市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 春日部市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) 節電その他の省エネルギーに関すること。
- (4) その他推進会議が必要と認めた事項

(推進会議の組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、行政統括監をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境経済部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議の委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(環境対策プロジェクトチーム)

第6条 委員長は、専門的事項を検討させるため、必要に応じ、推進会議の補助機関として、環境対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置くことができる。

- 2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(意見聴取等)

第7条 推進会議及びプロジェクトチームは、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて会議結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。  
(春日部市環境対策推進会議要綱の廃止)
- 2 春日部市環境対策推進会議要綱（令和元年6月5日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長公室長	総合政策部長	総合政策部公共施設事業調整担当部長	財務部長	総務部長
市民生活部長	福祉部長	こども未来部長	健康保険部長	建設部長
都市整備部長	都市整備部鉄道高架担当部長	会計管理者	消防長	事務部長
水道部長	学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	社会教育部長	議会事務局長
			監査委員事務局長	

## 2 春日部市環境基本条例

### 春日部市環境基本条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 2 号）

#### 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

##### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

##### 第 1 節 施策の策定等に当たっての基本方針（第 9 条）

##### 第 2 節 総合的推進のための施策（第 10 条—第 15 条）

##### 第 3 節 効果的推進のための施策（第 16 条—第 23 条）

##### 第 4 節 地球環境の保全及び国際協力（第 24 条）

##### 附則

私たちのまち春日部は、日光街道の宿場町や大酩のまちとしての歴史的な伝統と江戸川や大落古利根川に代表される水と緑に恵まれた自然環境の中で、埼玉県東部地域における交通の要衝として、現在まで着実な発展を続けてきました。

しかしながら、今日のわが国の発展を支えてきた社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄を招き、自然の恵みである資源を消費し、不用物を廃棄するものであり、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらしたものの、環境に大きな負荷を与えています。

また、自然の回復力を上回るほど大きくなった人間の活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の破壊、海洋汚染など、地球環境に重大かつ深刻な影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがすまでに至っています。

これは、環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを私たちは認識しなければなりません。

もとより、私たちは、自然の恵みを受け、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、全ての人が協働して、良好な環境を保全及び創造し、より良い環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

私たちは、環境を構成する生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあることを認識するとともに、相互に協力して、環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削による

ものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)のもとに、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、私たちの健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識したうえで推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、私たちの生存基盤である環境が、環境への負荷によって損なわれつつあることを認識したうえで推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に社会経済活動の在り方及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない社会が構築されるよう推進されなければならない。
- (4) 環境の保全及び創造は、現在及び将来における市民が健康で安全かつ快適な環境を享受するとともに、より良い環境が将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならない。
- (5) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を共通の課題として認識し、並びにすべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らが事業者及び消費者である立場を認識し、自らの事業活動及び消費活動に関し、事業者及び市民に率先して環境への負荷を低減しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる責務を有する。
  - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
  - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、職場における環境学習を推進するとともに、環境管理体制を整備するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体(以下「市民等」という。)が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭及び地域において、環境の大切さを学ぶとともに教えるよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活から生ずる環境への負荷を低減するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参画し、協力するものとする。

(通勤者及び通学者並びに行楽者の協力)

第7条 市内への通勤者及び通学者並びに市内の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽



者は、地域環境の美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策並びに市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するものとする。

(環境月間)

第8条 環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、毎年6月1日から同年6月30日までとする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

4 市民等は、環境月間の趣旨にふさわしい活動を行うよう努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

### 第1節 施策の策定等に当たっての基本方針

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、春日部市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第13条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第14条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境教育及び環境学習の総合的推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する環境教育及び環境学習の総合的な推進により、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 効果的推進のための施策

(市民等との協働)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第 17 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 18 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の聴取)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(監視体制等の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第 4 節 地球環境の保全及び国際協力

第 24 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県及びその他の関係機関と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 用語解説

(あ)

#### アイドリングストップ

自動車やオートバイの駐停車時にエンジンを完全に停止させること。不必要なエンジン稼働を控えることは、燃料削減、排出ガス削減、駐車場で周辺住宅への騒音防止につながる。「埼玉県生活環境保全条例」（以下、「県条例」という。）では、駐車場の設置者（20台以上または500m<sup>2</sup>以上）に対して、アイドリングストップを呼びかける看板の設置等を行うことを義務づけている。信号待ち等の停車時、自動的にエンジンを停止させるアイドリングストップ機能を持つ自動車も販売されている。

#### アダプトプログラム

市民や企業が一定区間の公共の場所で美化活動を行い、行政がこれを支援する制度のこと。アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」という意味。公共の場所を市民や企業が愛情と責任を持って清掃美化を行うことからの例えであり、市では清掃用具の提供や傷害保険の支援を行っている。

#### 石綿（アスベスト）

蛇紋岩などの天然の鉱物を繊維状にしたもので、アスベストとも呼ばれる。耐火性、断熱性、耐薬品性などの多様な性質を有しており、ボイラーのパイプの被覆、建築物の耐火材、保温材、防音材などに広く使用された。しかし、繊維が空気中に浮遊・飛散しやすく、吸入して肺に突き刺さったりすると組織内にとどまり、肺がんや中皮種の原因となるなど、人の健康に悪影響を及ぼす。1989年（平成元年）に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、その後、使用の段階的な制限を経て、全面禁止となった。

#### ウォームシェア

冬季の地球温暖化対策のひとつ。一人ひとりが暖房や照明を使うのではなく、一つの部屋に集まって過ごしたり、外出したりすることでエネルギーを節約する取組のこと。節電や節約だけでなく、人とのコミュニケーションを深める効果もある。

暖房消して 温かいところに集まろう



#### ウォームビズ

冬季の地球温暖化対策のひとつ。暖房の室温を20℃とし、快適に過ごすために衣類や食事、住まいに工夫をして過ごすこと。

#### ウクライナ情勢

2022年2月にロシアがウクライナへの侵攻を開始したこと及びそれに起因する世界情勢の変化をいう。両国は主要な食料、鉱物、エネルギー資源の輸出国であることから、食料やエネルギー価格を中心とした商品市況価格の高騰を引き起こした。

#### 雨水浸透ます

住宅地内に降った雨水を地面に浸透しやすくする設備のことで、雨水浸透管もある。雨水の流出抑制や地下水かん養に役立つ。

#### エコアクション21

中小企業において容易に環境に配慮する取組を進めることができるよう環境マネジメント、環境レポートなどを統合した、環境省が策定したガイドライン。ガイドラインに基づき審査、認証、登録する制度がある。



#### エコカー

エコロジーカーの略称。エコロジー（環境）とエコノミー（節約）の性格を併せ持つ。窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの排出が少ない、又は、ない自動車のこと。従来のエンジン車に比べて、環境への負荷の小さい車の総称。

明確な定義はなく、類似した名称として、大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない低公害車や次世代自動車があり、クリーンディーゼル自動車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車

などの自動車を指す。

#### 【エコカーの関連用語】

##### ・低燃費自動車

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づく燃費基準を達成した車。ガソリン・LPガス・ディーゼル乗用自動車、ガソリン・ディーゼル貨物自動車（車両総重量2.5t以下）及びディーゼル重量車（車両総重量3.5t超）が対象となる。

##### ・低排出ガス自動車

「低排出ガス車認定要領」に基づく低排出ガス認定車。燃料の種類を問わず、自動車から排出されるガスについて、窒素酸化物や粒子状物質等の有害物質の排出量が基準値以下に低減されている車を認定する。



##### ・燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池を搭載し、モーターを動力とする自動車。燃料電池は、車載した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を創る。走行時に排出されるのは水のみである。

##### ・ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、低燃費を実現する自動車。

##### ・プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

コンセントからプラグを用いて蓄電池に充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持つ。

#### エコチューニング

業務用等の建物において、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備やシステムの運用改善を行うことにより省エネルギー化を図る取組。専門的な知識・技能を有する技術者や事業者が、エネルギー使用量等の診断から改善計画の立案、実践、指導などを一体的に行う。技術者や事業者には認定制度がある。

#### エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出を抑え、環境負荷を少なくする省エネルギー運転技術のこと。駐車時のアイドリングストップの実施、適正なタイヤ空気圧の点検、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えることなどがある。

#### エコマーク

公益社団法人日本環境協会が審査・認証するマーク。生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通じて環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる。エコマークは、グリーン購入法に基づく調達の判断目安として活用され、エコマークの認定基準は、グリーン購入法の基準と同等、又はそれ以上となっている。



#### エコファミリー認定制度

毎日の生活で環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家庭をエコファミリーと呼び、チェックシートを用いて取組の度合を測り、認定する制度。

#### エコライフ

私たち人間の生活が自然環境や人間自身に影響を及ぼしていることを認識し、省エネルギーや省資源など環境に配慮した生活をする事。

#### エコライフ DAY

チェックシートを使って、省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活を1日実践することで、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりを行う埼玉県取組。埼玉県地球温暖化防止活動推進センター、各市町村、学校、民間団体、地域団体、事業所等の協働によって行われており、夏季と冬季に実施されている。

## オゾン層

オゾンは、酸素原子3個からなる気体のことで、大気中の成層圏下層（地上約15～30km）のオゾン濃度が高い部分のことをさす。オゾン層は、生物に有害な太陽からの紫外線を吸収する役割を果たしている。フロン、トリクロロエタン等によってオゾン層が破壊されると、生物に有害な紫外線が地表に届き、皮膚がんや白内障などの原因となる。

## 温室効果ガス

地球温暖化の原因となる物質で、太陽の日射を受けて温められた地表面が放つ赤外線を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより、地表付近の大気を温めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。人為的に排出されるガスとして、京都議定書では「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」、「メタン（CH<sub>4</sub>）」、「一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」、「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）」を対象としている。

### 【温室効果ガスの関連用語】

#### ・カーボンオフセット

地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素を減らそうとする取組の一つ。日常生活や経済活動のなかで、どうしても排出してしまう二酸化炭素（カーボン）を、他の場所で行われる二酸化炭素の削減活動に投資することで埋め合わせ（オフセット）をするもの。

## (か)

### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、温室効果ガスの排出量から、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

### 外来種（外来生物）

今まで生息していなかった地域に人為的に導入され、定着した種のこと。ペット、食用、観賞用など様々な理由で意図的に持ち込まれた場合と、交通機関に紛れて非意図的に移動してくる場合がある。外来種は、地域固有の種や生物相を大きく改変する影響を生じる場合がある。

### 外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。外来生物による生態系、人命、農業への被害を防止するために特定外来生物等を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

### 家庭用省エネナビ

使用電力量をリアルタイムで表示することができる機器。家庭の分電盤に取り付けることで簡単に測定できる。

### 家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

### 合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に対して、河川等への水質汚濁の主原因となる生活雑排水も処理するため、環境負荷低減に効果がある。2001年（平成13年）より単独処理浄化槽の設置は禁止となっており、これより前に設置された単独浄化槽の転換のために補助金等の制度が用意されている。

### 環境基準

環境基本法により定められている、人の健康の保護や生活環境の保全のため維持されることが望ましいとされる環境中の物質濃度や音の大きさなどの目安。大気、水質、土壌、騒音、ダイオキシン類について基準が定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規

制するための規制基準とは異なる。

### 環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱や、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、2018年（平成30年）4月に第五次環境基本計画が閣議決定された。これまでに5回（1994年、2000年、2006年、2012年、2018年）策定された。

### 環境基本法

1993年（平成5年）に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

### 環境月間

1972年（昭和47年）6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、環境基本法では、6月5日を「環境の日」と定め、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることとしている。これを受け、環境庁（現、環境省）の主唱により、1991年度（平成3年度）から6月を「環境月間」と定め、全国各地でさまざまな行事が行われている。本市においても、春日部市環境基本条例第8条において6月を「環境月間」と定めている。

### 環境保全リーダー（養成講座）

環境問題などのさまざまな分野での学習を通じ、自ら環境保全活動に取り組む地域のリーダーを養成するための講座。2017年度（平成29年度）から「環境ナビゲーター講座」と名称変更した。

### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営のなかで自主的に環境保全に関する取組を進めるため、環境方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくこと。環境マネジメントシステムとしては、環境省が策定したエコアクション21や国際規格のISO14001がある。

### 緩和

地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことにより、大気中の温室効果ガスを減少させること。省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素貯留（CCS）の普及、植物による二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。一方、もう一つの地球温暖化対策として「適応」がある。

### 京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書。

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、その商品やサービスの環境に対する影響についても配慮し、環境への負荷の少ないものを優先的に選択し購入すること。これにより、環境への影響が少ない市場の構築を目指すものである。

### クールシェア

夏季に複数のエアコンの使用を減らし、なるべく一つの部屋・場所に集まって過ごすことで、冷房に使用するエネルギー消費を減らすことや、公園や図書館などの公共施設、店舗、自然が多く涼しい場所へ外出をして過ごすことを推奨する取組。

エアコン消して 涼しいところに集まろう

COOL  
SHARE

### 【クールシェアの関連用語】

#### ・クールオアシス

埼玉県が実施する熱中症対策の一環として、県内の公共施設や県内企業等を、外出時の一時休息所や避難所として利用することや、熱中症についての情報発信を行う拠点とする取組。

## クールビズ

夏季の地球温暖化対策のひとつ。冷房時の室温を28℃にした場合でも、軽装で効率的に働くことや、食事や住まいに涼を取り入れるなどの工夫により、快適に過ごす取組のこと。



## 公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されており、これらを総称して典型七公害という。

### 【公害の関連用語】

#### ・悪臭

人に不快感を与える「におい」をいう。事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法及び県条例により規制されている。

#### ・地盤沈下

地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、軟弱な粘土層が収縮して徐々に地表面が沈下すること。一度沈下した地盤はほとんど回復することが不可能であり、建物の損壊や浸水被害を引き起こす原因となる。工業用水法や県条例等により地下水の採取が規制されている。

#### ・振動

地面や建物が揺れて人に不快感を与えるものをいい、騒音を伴う場合が多い。事業活動に伴い発生する振動については、振動規制法及び県条例により規制されている。

#### ・水質汚濁

河川、湖沼、海洋等の公共用水域に汚染物質が流入し、水質が悪化すること。主な原因は、生活排水・工場排水、農業・牧畜排水、ごみの投棄で、水質汚濁防止法や県条例等により対策が進められている。

#### ・騒音

好ましくない、不快な音をいう。同じ音でも人によって感じ方が異なるため、感覚公害の代表とされている。事業活動に伴い発生する騒音については、騒音規制法及び県条例により規制されている。

#### ・大気汚染

空気が、人体や動植物に有害な微粒子や気体状の汚染物質で汚れること。主な原因は、工場から出るばい煙、粉じん、自動車の排気ガス等で、大気汚染防止法や県条例等により対策が進められている。

#### ・土壌汚染

土壌が有害な物質により汚染されること。汚染物質は、原材料の漏出や廃棄物の埋立等により直接、土壌に混入する場合のほか、水質汚濁や大気汚染を通じて二次的に土壌への負荷となる場合もある。土壌汚染対策法や県条例により、土壌汚染の把握・対策が進められている。

## 光化学オキシダント

工場、自動車などから排出された大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。光化学オキシダントが高い濃度になり、これが原因で発生する光化学スモッグは、人の眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊などに影響がある。

## 高機能舗装

従来のアスファルト舗装よりも、アスファルトに混ぜる礫(れき)に間隔をもたせて、目を粗くした新しい舗装方式。排水性舗装や低騒音舗装を総称して高機能舗装と呼ばれている。耐久性は低くなるが、水はけが良く道路騒音も低下することから、走行時の安全性や沿線の環境保全に効果が高い。目を粗くすることで路面とタイヤの間に空間ができるため、騒音を低く抑えられる。

### 【高機能舗装の関連用語】

#### ・遮熱性舗装

路面温度を上昇させる赤外線を反射する遮熱材を、路面の表面に塗布した舗装。舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する。

#### ・保水性舗装

隙間の多い舗装に、水を吸い込んで保持する保水材を詰めた舗装。保水材にしみ込んだ雨水が蒸発する際の気化熱によって、路面温度の上昇を抑制する。

### 高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器等に比べて設備費は高いが、エネルギー効率が良いことから、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型・燃料電池型などがある。

#### 【高効率給湯器の関連用語】

##### ・トップランナー機器

エネルギーを消費する機械器具のうち国内で大量に使用され、かつ、その使用に際し、相当量のエネルギーを消費する機械器具であって、当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの。変圧器、乗用車のほか、エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫などが指定されている。



### 固定価格買取制度 (FIT)

再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力（3万kW未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを国が義務づける制度。電気事業者が電力を買い取るために必要な費用は、電気料金の一部とし、賦課金（財源の確保のために負担するお金）という形で全ての電気使用者から集められる。

### 子どもエコクラブ

将来を担う子どもたちが楽しく環境を学び、環境保全活動を行うために環境省が平成7年に発足させた事業。2011年（平成23年）からは、公益財団法人日本環境協会の事業として継続されている。身近な野鳥や草花の観察を行うプログラムなど、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援するメニューが用意されており、人と環境の関係について幅広く理解を深める活動を行う。



### コンパクトシティ

まちの中心部に住宅や生活に必要なサービスといった都市機能を集中させる都市形態のこと。マイカーに頼らずに公共交通機関や徒歩による効率的な移動となることで、環境負荷の低減に寄与すると考えられている。

#### (さ)

### 再生可能エネルギー

石炭、石油、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱といったエネルギーで、一度利用しても再生が可能であり、環境にやさしいエネルギーであるため、これらを総称して「再生可能エネルギー」という。

#### 【再生可能エネルギーの関連用語】

##### ・グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって発電された電力の環境価値（化石燃料を使用せず持続的に利用することができ、温室効果ガスを発生しない）を、証書化して発電事業者と利用者の間で取引することで再生可能エネルギーの利用普及を促すための制度。



### ・再エネ100%電力

再生可能エネルギーにより発電された電力のこと。

### ・新電力

新電力とは、既存の大手電力会社であるみなし小売電気事業者 10 社（現在、北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）以外の小売電気事業者のこと。2016 年（平成 28 年）4 月 1 日からは電力の小売全面自由化が実施され、新電力会社は「小売電気事業者」の登録があれば、一般家庭や商店などの低圧需要でも契約できるようになった。

### 再配達

宅配物の配送において、配達先が不在であったことにより、宅配業者がいったん持ち帰り、再び配達を行うこと。近年の通信販売の伸びとともに宅配物の取扱い個数は急伸しており、2016 年度（平成 28 年度）の取扱いは約 40.2 億個で、そのうちの約 2 割が再配達だといわれている。再配達によるトラックから排出される二酸化炭素排出量は、年間で約 420 千 t-CO<sub>2</sub> とされる。（国土交通省ホームページ「宅配便の再配達削減に向けて」を参照）

### 資源化率

資源物の収集量とごみ処理施設での資源化量、集団資源回収量を含めた全資源化量を、全ごみ量と集団資源回収量の和で割った値。

### 循環型社会

製品等が、ごみとなることが抑制されること、又は適正に循環的な利用が行われること、あるいは適正な処分が確保されることなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。流通段階で発生する食品ロスを削減するためには、小売・卸売・製造者が連携した商慣習（3分の1ルール）の見直しが求められている。家庭では、消費期限・賞味期限切れなどにより捨てる、食べ残して捨てる、食べられる部分まで除去して捨てる、の3種類に分けられる。



食品ロスの削減に向けた取組には、飲食店での食べきりの呼びかけや食材を無駄なく使うエコクッキングなどがある。

### 【食品ロスの関連用語】

#### ・エコクッキング

買い物、料理、片づけの一連の流れを通して、環境を大切にする食生活を考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル（生態学的）とエコノミカル（経済的）の両方の意味を表している。

### 新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスのひとつである「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症であり、2019年12月に国外で確認され、2020年1月に国内で1例目が確認された。それ以降、世界的に感染が拡大し、同年3月にはWHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的大流行）を宣言した。

対策として、学校の休校、イベントの自粛、不要不急の外出を控えること等が要請されたこと等により、社会生活に大きな影響を与えた。

### 生物多様性

地球上の全ての生き物たちが豊かな個性を持ってバランスをとりながら生き、つながり合っていること。多くの種がいることを「種の多様性」、さまざまな自然環境があることを「生態系の多様性」、同種においても遺伝子に違いがあることを「遺伝子の多様性」と呼ぶ。これらの3つのレベルで多様性が相互に関係して生態系が維持されている。多くの生物がそれぞれの地域で存続していることが、生物多様性が保全されている状態である。

## ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した自治体のこと。

(た)

### ダイオキシン類

極めて毒性の強い有機塩素系化合物の一つで、ダイオキシン類特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質がダイオキシン類として定義されている。環境ホルモンの一つとされており、動物実験では、発がん性や免疫機能低下などが報告されている。環境中のダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却において、低温燃焼時に生成し、拡散した。

### 代替フロン

特定フロン(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC))の代わりに使用されるフロン(ハイドロフルオロカーボン(HFC))のこと。オゾン層破壊係数はゼロだが、温室効果の作用は大きい。

### 脱炭素社会

カーボンニュートラル(資料編「3 用語解説」参照)を達成した社会のこと。

### 地球温暖化

化石燃料の大量消費など人間の社会活動量の増加により、排出される二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が上昇し、地球の平均気温が高くなる現象。降雨量の変化などによる気候の変化(気候変動)、異常気象、干ばつや局地的な豪雨、それに起因する食料生産の減少、海水面の上昇など、生態系に壊滅的な影響を及ぼす可能性があり、人間を含めた生物の生存に非常に大きな影響を及ぼすと予測されている。

#### 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。本計画の第6章「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」がこれに該当する。

#### 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。本計画とは別の計画として、策定を行う。

### 地中熱利用設備

昼夜年間を通じて一定温度(17℃程度)の地中(10から100m程度)の熱を利用し、冷暖房や給湯、融雪等を行う設備。マグマの熱に由来する地熱とは異なる。

### 窒素酸化物

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素と二酸化窒素が主なものであり、光化学スモッグの原因物質の一つ。主な発生源は、自動車、工場、ビルなどがある。

### 低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

### 適応

気候変動の影響を防止・軽減するための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もう一つの地球温暖化対策として「緩和」がある。

### 電気自動車(EV)

電気自動車は、英語でEV(Electric Vehicleの略)と呼ぶ。走行時に二酸化炭素や排気ガスが発生しない電気自動車の利用が世界的に注目されており、2017年(平成29年)に英国、フランス、中国におい

て相次いで政策的な後押しをする動きが発表された。

#### 透水性舗装

道路や地表の舗装路面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法をいう。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水のかん養と保全、都市型洪水の防止、ヒートアイランドによる暑さを軽減する効果がある。

#### 特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウ等、動物などではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、ブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル、セアカゴケグモなどが指定されている。

#### 特定フロン

オゾン層を破壊し、かつ、温室効果に作用するフロン（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC））のこと。日本では、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律により、クロロフルオロカーボン（CFC）は1996年に全廃となり、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）は、1996年以降で段階的に削減が進んでいる。2020年には冷凍空調機器への補充用を除いて廃止とし、2030年に全廃となる予定。

（な）

#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石油や石炭といった硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃える際に発生する無色、刺激臭の気体で、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となった。大気中で太陽光線により三酸化硫黄に酸化され、それが降水に溶けて硫酸を生成することで酸性雨を引き起こした。

#### 二酸化炭素排出係数

活動量1単位当たりで、どれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量1kWh当たりの二酸化炭素排出量を示す。電力会社によって利用した燃料や発電方法の組合せが異なることから排出係数は異なる。

#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

燃料などの燃焼により発生し、呼吸器系に悪影響を与える。高温燃焼の過程で一酸化窒素が生成され、これがさらに大気中の酸素と結び付いて二酸化窒素になる。

#### 燃料電池

水素と酸素の化学反応により、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、水の電気分解や天然ガス、メタノールの改質によってつくるなどの方法があり、酸素は大気中から取り入れる。発電の過程で熱も発生するため、その熱を生かすこともできる。

##### 【燃料電池の関連用語】

##### ・ コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に取り出すシステムであり、発電時に発生した熱を給湯や冷暖房などに有効に活用する。ガスエンジン方式、ガスタービン方式、燃料電池方式などの方式がある。

#### 野焼き

家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどを燃やすこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び県条例では、認められた方法以外で物を燃やす行為を禁止する規定がある。風俗習慣、宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

（は）

#### パートナーシップ

異なる立場にある人々が対等にそれぞれの力を出し合い協力すること。異なる立場にある人たちが協力することによる相乗効果が期待され、より高い効果を得ることが期待できる。幅広い環境問題の解決には、市民・事業者・市のパートナーシップが必要不可欠といわれている。

### ヒートアイランド現象

都市では高密度に熱が排出されており、加えて、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどで覆われているため、水分の蒸発による温度の低下がなく、日中に蓄えた日射熱を夜間に放出することにより、夜間の気温が下がらない状態となる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるようにみえることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

#### 【ヒートアイランド現象の関連用語】

##### ・熱帯夜

夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜。

### ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」から合成した、生物の生息空間を意味する造語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発などによって環境が損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息空間を指している場合もある。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒径2.5 $\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、髪の毛の太さの30分の1程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系や循環器系など健康への影響が懸念されている。

### 不法投棄

指定場所以外に放置された廃棄物のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、ごみは排出者が自己管理をするか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

### 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が10 $\mu\text{m}$ 以下のもの。沈降速度が遅いため、比較的長い間空気中を浮遊し、人の呼吸器系に影響を与える。

### フロン類

炭化水素にフッ素や塩素などが結合した化合物の総称。クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）をフロン排出抑制法ではフロン類と呼称している。化学的に極めて安定した性質で扱いやすいため、エアコンや冷蔵庫などの冷媒のほか、さまざまな用途に活用されている。

しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになり、より影響の小さい物質への代替が進められている。

#### 【フロン類の関連用語】

##### ・フロン排出抑制法

正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の適正な回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策により、フロン類の大気中への放出を抑制することを目的としている。

### 放射性物質

放射線を出す物質を放射性物質、放射性物質が放射線を出す能力を放射能という。核分裂反応で生成された人為的なものと、自然界に存在するものがある。放射性物質が、放射線を放出して別の原子核に変化し、半分に減るまでの期間を「物理学的半減期」と呼び、ヨウ素131は、半減するまでに8日、セシウム134は2.1年、セシウム137は30年の期間を要する。

### （ま）

### マイクロプラスチック

プラスチックごみが風雨等で川に流入し、海に流れ込み、波や紫外線の影響で小さなプラスチック片となったもの。一般的には直径5mm以下のものを指す。このマイクロプラスチックを海洋生物が摂取することが直接的な原因となり死亡すること、マイクロプラスチックを摂取した海洋生物を人間が摂取することによる人体への影響も懸念されています。

## メタン (CH<sub>4</sub>)

天然ガスの主成分。沼や湿地における有機物の腐敗・発酵によっても発生する。

## (や)

### 要請限度

騒音規制法・振動規制法において、自動車の通行による道路周辺の生活環境が著しく損なわれているかどうか判断するための基準となる値。自治体は、測定結果に基づき、道路管理者等に意見を述べ、公安委員会に必要な措置を要請する。

## (ら)

### ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止を目的として、2003年（平成15年）から始まった環境省の取組で、6月21日頃から7月7日頃までの期間に、ライトアップ施設や家庭の消灯を呼びかけるキャンペーン活動。6月21日（夏至の日）と7月7日（クールアース・デー）両日を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭を対象として、夜8時から10時までの2時間は、照明を一斉消灯するよう呼びかけを行っている。

#### 【ライトダウンキャンペーンの関連用語】

##### ・クールアース・デー

天の川をみながら、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組を推進するための日。2008年（平成20年）のG8サミット（洞爺湖サミット）が、日本で7月7日の七夕の日に開催されたことを契機として定められた。

### ライフサイクル

製品やサービス、構造物などの企画、調達、製造から流通、販売を経て、廃棄、処分に至るまでの全ての過程のこと。その過程で要する費用のことを、ライフサイクルコスト（LCC）といい、各過程における環境負荷を定量的に評価する手法を、ライフサイクルアセスメント（LCA）という。

### リサイクル

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、ごみを原料として、再生利用（リサイクル）すること。リサイクルは、資源循環という広い意味で使われることもある。



### リデュース

ごみを出さないこと。ごみの発生抑制ともいわれる。一般的には、ごみになりそうなものの使用量を減らすことを指す。

### リユース

使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったが、まだ使えるものをフリーマーケット等で他者に譲る、売るなどして再び使う場合や、ビールびんのように容器を回収して洗浄してから、再び使う場合もある。

### 六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。熱的、化学的に安定し、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

**(英数)**

ビーオーディ

**B O D (Biochemical Oxygen Demand)**

生物化学的酸素要求量と呼ばれる水質汚濁の環境指標の一つで、河川などの水中の微生物が汚濁物質(有機物など)を酸化・分解するために必要な酸素量を示す。数値が高いほど、水中の汚濁物質(有機物など)の量が多いといえる。

**【BODの関連用語】**・ **COD (Chemical Oxygen Demand)**

化学的酸素要求量と呼ばれ、川や湖沼の汚濁の程度を示す。水中の有機物などを酸化剤で分解する際に消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいるといえる。

クール チョイス

**COOL CHOICE**

気候変動対策及び温室効果ガスの削減をテーマに、政府をあげて展開を図る国民運動。「未来のために 今えらぼう」をスローガンとして、将来の地球や日本の環境に配慮した行動(賢い選択)を、一人ひとりが実施していこうとするもの。



未来のために、  
いま選ぼう。

コップ

**GOP21**

2015年(平成27年)にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議のこと。温室効果ガス排出量削減のための新しい枠組みである「パリ協定」が採択された。

シーエスアール

**C S R (Corporate Social Responsibility)**

企業の社会的責任のこと。企業活動は、法令の遵守のみならず、株主、顧客、従業員、取引相手、地域住民などの様々な利害関係者との関わりの上に成り立っており、それらに配慮して社会的存在として企業が果たすべきと考えられている責任のこと。CSRの具体的な取組として、地球環境の保護、積極的な情報開示、職場環境の改善などがある。

エスコ

**ESCO事業 (Energy Service Company)**

省エネルギー改修にかかる費用を、改修の成果である光熱水費の削減分でまかなう事業。ESCO事業導入による顧客の利益が、ESCO事業者によって保証される契約形態(パフォーマンス契約)をとることで、顧客にとっては確実な省エネルギー効果が達成される利点がある。

ジーエイチジー

**G H G (Greenhouse Gas)**

温室効果ガス(資料編「3 用語解説」参照)のこと。

アイエスオー

**I S O 14001**

環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格のこと。この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築することで、PDCAサイクルに基づいて環境に対する取組を継続的に改善することができる。

エルイーディ

**L E D 照明**

電気を流すと発光する半導体である発光ダイオード(LED)を使用した照明のことで、白熱灯や蛍光灯、水銀灯などと比べて、エネルギー効率が高く長寿命である。

ピーシービー

**P C B 廃棄物**

ポリ塩化ビフェニル(PCB)原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された廃棄物。PCBは、耐熱性や電気絶縁性に優れ、絶縁油、熱媒体、潤滑油などに広く使用されたが、人体に対する毒性が強く、生体内に蓄積されやすいことから製造使用が禁止され、特別管理産業廃棄物に定められている。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によってPCB廃棄物は、自らあるいは他人への委託により処分することが義務づけられ、2026年度(平成38年度)末までに全て処理することが定められている。

ピーディシーエー

**P D C A サイクル**

業務改善プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→点検・評価(check)→見直し(action)という4段階の活動を繰り返すこと、改善していく手法。

ピーアールティーアール

**P R T R (化学物質排出移動量届出) 制度**

事業者に対して、化学物質の管理について改善を促し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)」に基づく制度。

有害な化学物質が環境へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し、県や政令市を経由して国へ届出を行う。国は、届出や推計に基づき、化学物質の排出量・移動量を集計・公表する。

エスディージーズ

**S D G s (Sustainable Development Goals)**

持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

ツースリー  
**2 アップ 3 ダウン**

ビルなどの移動の際に2階上がった(=2アップ)、3階降りたり(=3ダウン)する程度の移動は、階段の利用を推奨する省エネルギーの取組のこと。

スリーエム  
**3 M**

マイバッグ、マイボトル、マイはしの実践により、ごみの削減に努める取組のこと。

スリーアール  
**3 R**

ごみの発生、資源消費の削減に努めるためには、リデュース(Reduce 発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)・リサイクル(Recycle 再生利用)の優先順位で行動しようという取組のこと。





## 4 春日部生き物マップ

市内の自然環境資源を的確に把握し、保全が求められる地域や改善が必要な環境等を把握することは重要です。

本市では、自然と共生するまちづくりに関する各種施策の基礎資料とするため、2010年（平成22年）に埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、市内の動植物の生息状況について調査しました。

調査期間：2010年（平成22年）5月～2011年（平成23年）3月

実施方法：市内全域を対象に、既存資料による自然環境条件（主に地形、気象、水等）の整理と現地調査による動植物（植生、植物相、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類）の分布状況調査を実施しました。

春日部生き物マップ：

調査結果をもとに、自然観察に適したポイント並びに市内で生息が確認されている希少な生き物についてまとめ、春日部生き物マップを作成しました。本マップは、環境イベントの展示等で活用するとともに、今後の環境調査で得られた情報に基づいて内容を更新します。

ナナフシモドキ

### 注意

- ・どこで観察をするのかを**お家の人**に伝えてから、行きましょう。
- ・川や池、沼に近づくのは**危険**です。大人と一緒に観察しましょう。
- ・田んぼや畑は農家の方が大切に管理をしています。入るのは止めましょう。
- ・草や昆虫も、私たちと同じ、命のあるものです。観察が終わったら、自然に帰してあげましょう。
- ・野鳥の巣やヒナを見かけたら、遠くから見守りましょう。
- ・足元にも生き物がいる場合があります。一歩進む前に確認しましょう。
- ・ハチ等の**危険な生き物**がいる場合があります。十分注意しましょう。
- ・ゴミを見つけたら持ち帰りましょう。



スズメバチ

### ◎観察のコツ◎

- ・虫に刺されたり、植物に触るとかぶれたりする場合があります。長袖と長ズボンと帽子がオススメです。
- ・声や音のする方向を観察して見ましょう。
- ・動物は急に動いたり、声を出したりすると、驚いて逃げてしまいます。動物を見かけたら、ゆっくりと静かに近寄って観察しましょう。

# 春日部 生き物マップ

市の鳥 ユリカモメ



市の木 キリ

アマサギ



コガモ



クロアゲハ



ノゲシ

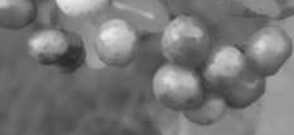


カムルチー

ニホンアマガエル



ヤマブドウ



制作 春日部市

監修・写真提供 埼玉県生態系保護協会 春日部支部  
調査・写真提供 埼玉県環境検査研究協会

写真内の ● は主に観察できる場所を示しています。  
 ○ 林 ● 草地 ● 農地 ● 市街地 ○ 水辺

**自然観察に適したポイント**

- ① 西宝珠花多目的広場
- ② 旧倉松第二調節池
- ③ 内牧公園
- ④ 庄和総合公園
- ⑤ 倉松川遊歩道(ちょうちよの楽しい散歩道)
- ⑥ 西金野井グラウンド
- ⑦ 藤塚三本木公園・川久保公園
- ⑧ 古隅田公園
- ⑨ 谷原親水広場(ウイング・ハット春日部 東側)

# 春日部で生息が確認されている希



ホンドキツネ 絶滅危惧種

イヌ科 とがった口先、三角形の大きな耳、太くて長い尾が特徴。本州、四国、九州に分布しますが、都市化の進展とともに低地帯での絶滅地域が広がっています。



ホンダヌキ 絶滅危惧Ⅱ類

イヌ科 背中や黄褐色で黒い刺毛があり、腹部も黄褐色。足と目の周囲は暗色をしている。本州、四国、九州に分布していますが、低地帯での安定的な生息地は限定されています。



アオダイショウ 準絶滅危惧

ナミヘビ科 体の背面は緑色を帯びた褐色で、やや黒い縦条が4本ある。北海道、本州、四国、九州に分布しますが、都市化や過疎化の進行に伴い減少の傾向にあります。



ヤマカガシ 準絶滅危惧

ナミヘビ科 体の背面はやや緑色を帯びた褐色に赤と黒の斑紋が並ぶ。本州、四国、九州に分布しますが、水辺の護岸工事や水田の宅地化等で、生息数が急激に減少しています。



ニホントカゲ 絶滅危惧Ⅱ類

トカゲ科 成体は背面が褐色や淡褐色で、幼体は尾が青い。背から尾に白黄色の縦条がある。北海道、本州、四国、九州に分布。生息環境の変化に弱く個体数が減少しています。



ニホンアカガエル 絶滅危惧Ⅱ類

アカガエル科 体長は50mm程。喉は白または淡橙色で無紋。本州、四国、九州に分布していますが、産卵時期である冬季の水田の乾燥化により激減しています。



ニホンヤモリ 準絶滅危惧

ヤモリ科 体色は灰褐色で、背側に不規則な黒褐色斑紋がある。体長(全長)120mm程。本州、四国、九州に分布していますが、市街地開発等により以前に比べ減少しています。



コガネグモ 絶滅(中川低地)

※絶滅危惧ⅠB類(全県)  
コガネグモ科 頭胸部に銀色の毛が密生し、腹部は黄色と黒褐色の横縞がある。本州、四国、九州、南西諸島に分布しますが、生息地の減少等が生存に対する脅威となっています。



コムラサキ 準絶滅危惧

タテハチョウ科 翅開長65mm前後。翅表の地色は茶褐色で黄褐色の斑紋や帯がある。北海道から九州まで分布していますが、低地や台地では個体数が減少してきています。



アサマイチモンジ 絶滅危惧ⅠA類

タテハチョウ科 翅開長50~60mm。翅は表面が黒褐色、裏面が橙褐色。平野部から低山地にかけ広く分布。林縁環境の悪化や農薬被害等が生存に対する脅威となっています。



ミドリシジミ 準絶滅危惧

シジミチョウ科 翅開長37~38mm程度。オスの翅表は濃緑色、メスは地色暗褐色。北海道から九州までに分布していますが、宅地開発等の影響により発生地が孤立化しています。



アシナガモモトスカシバ 情報不足

スカシバガ科 モモトスカシバに比べ、後脚の跗節が非常に長いのが特徴。本州、九州に分布しますが、河川改修や湿地開発等が生存に対する脅威となっています。



オグルマ 準絶滅危惧

キク科 茎には軟毛があり、葉裏の葉脈は凸出しない。北海道、本州、四国、九州、対馬に分布していますが、湿地の等の生息環境の激減により、減少しています。



ゴキヅル 絶滅危惧Ⅱ類

ウリ科 花は8~11月頃開き、黄緑色。果実は卵形で葉は長い三角状披針形で長さ3~10cm。関東~中国地方、四国、九州に分布しますが、河川開発等により減少しています。

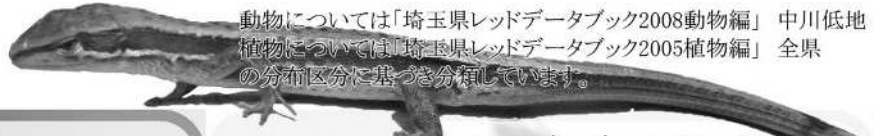
# 少な生き物

動物については「埼玉県レッドデータブック2008動物編」 中川低地  
植物については「埼玉県レッドデータブック2005植物編」 全県  
の分布区分に基づき分類しています。



ツミ 絶滅危惧Ⅱ類

タカ科 近似種のハイタカと比べ体が小さく、白眉斑がほぼないことで区別できます。人為的な影響が及びやすい森林においては、カラスの増加に伴う営巣妨害が指摘されています。



チョウゲンボウ 準絶滅危惧種

ハヤブサ科 ハヤブサより一回り小型で翼の幅が狭い。低地帯で繁殖する数少ない猛禽類で、本州の山地や丘陵の崖地や、人工建造物での営巣や繁殖が確認されています。



オオバン 絶滅危惧ⅠA類

クイナ科 全身黒色でくちばし及び額板の部分は白色。足は暗緑色。本州の中部以北で繁殖していますが、広い湿性植物帯のような適地が少なく繁殖は局地的です。



カワセミ 絶滅危惧Ⅱ類

カワセミ科 体の上面がコバルトブルーで下面は橙色。メスの下嘴は赤い。全国の河川、湖沼に生息し、河川周辺の切り通し等の土の崖に巣穴を掘って繁殖しています。



クサガメ 準絶滅危惧

イシガメ科 頭側部には黄緑色の条紋、甲羅の背側には3本の隆条がみられる。本州、四国、九州に分布していますが、河川や池沼の護岸工事等により産卵環境が失われています。



トウキョウダルマガエル 準絶滅危惧

アカガエル科 体長は70mm程。腹部周辺に小さな黒斑点がある。関東平野から仙台平野に分布していますが、池沼の消失、水田の中干しによる乾燥化が強い脅威となっています。



オカモノアラガイ 絶滅危惧ⅠB類

オカモノアラガイ科 殻高25mm。殻は非常に薄く、淡黄褐色で光沢を有する。北海道、本州、佐渡に分布する。かつては、大発生することもありましたが、現在は激減しています。



ヘイケボタル 絶滅危惧ⅠB類

ホタル科 体長7~10mm。全身黒色、前項背板は淡赤桃色で中央に黒色の縦帯状紋がある。北海道から九州まで分布していますが、水辺の改変等が生存に対する脅威となっています。



ハンゲシヨウ 準絶滅危惧

ドクダミ科 初夏の頃に茎の上方の葉数枚の下半部が白化化粧をしたようになるのが特徴。本州、四国、九州、屋久島、琉球に分布しますが、河川開発等により減少しています。



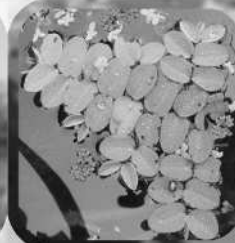
キタミソウ 絶滅危惧ⅠA類

ゴマノハグサ科 花冠は白色。葉は長さ2~5cm。北海道、関東地方、屋久島・種子島に分布し、日当たりのよい湿地を好みますが、河川開発等により減少しています。



タコノアシ 絶滅危惧ⅠB類

ユキノシタ科 高さ30~80cm。花序は総状花序で巻散状に咲き上り、タコの足状になっている。本州、四国、九州、琉球に分布しますが、湿地開発等により減少しています。



サンショウモ 絶滅危惧Ⅱ類

サンショウモ科 根を欠き茎は分岐している。水中葉は根と同形態と機能をもつ。本県ほぼ全域に見られ、他に本州中部以西等に分布していますが、農薬汚染等により減少しています。



イチヨウウキゴケ 絶滅危惧Ⅱ類

ウキゴケ科 長さ1~1.5cm、幅4~8mmの苔類植物体は扁平、質は厚く密生してイチヨウの葉形状になる。日本全土で確認されていますが、湿地開発や農薬の使用により減少しています。



ヒシ 準絶滅危惧

ヒシ科 葉は横長の楕円形に近く幅6cm程で、果実には左右ほぼ水平にでる刺があるのが特徴。北海道、本州、四国、九州に分布していますが、池沼開発等により減少しています。

## 第2次春日部市環境基本計画

2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）

【令和4年度中間見直し版】

発行 春日部市

編集 環境経済部環境政策課

作成 2023年（令和5年）3月

【執務室所在地】 埼玉県春日部市中央六丁目6番地11

春日部市役所第3別館

TEL 048-736-1111（代表）

Fax 048-733-3826

E-mail [kankyo@city.kasukabe.lg.jp](mailto:kankyo@city.kasukabe.lg.jp)

URL <http://www.city.kasukabe.lg.jp>



